

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-186）」

2. 日時：令和4年11月2日（水） 10時55分～12時25分
13時30分～18時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、岸野主任安全審査官、田尻主任安全審査官、羽場崎主任
安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、高梨安全審査専門職、清
水係員

日本原燃株式会社 大柿 専務執行役員

再処理・MOX燃料加工安全設計総括 他65名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

九州電力株式会社 テクニカルソリューション統括本部

土木建築本部 原子力土木建築部長

電源開発株式会社 原子力技術部 原子燃料室 上席課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「耐震計算書に関する 既設工認からの変更点について」

参考

・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年1
2月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の
認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

・ 令和4年10月31日

- 「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年11月1日
- 「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	録音を開始しました規制庁シミズちょっとそれでは後、ただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:08	本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:14	両基にヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:18	まずは規制庁側の出席者を紹介します。
0:00:22	本庁会議室からキシノハバサキタジリ。
0:00:26	シミズ。
0:00:28	その他WEBからコサク、タカナシ、大賀カミデ、
0:00:34	以上になります。それでは日本原燃の方から出席者の紹介をして議題の構成について説明してください。
0:00:43	日本原燃の川名でございます。
0:00:47	日本原燃外の出席者を紹介いたします。
0:00:51	オオガキ。
0:00:52	これもう、
0:00:54	らん。
0:00:55	サトウ。
0:00:56	吉井イシハラ。
0:00:59	はいどうぞ。
0:01:00	瀬川。
0:01:01	藤野。
0:01:03	岩谷。
0:01:05	札幌。
0:01:06	源。
0:01:08	村上。
0:01:09	今津も、
0:01:10	発生。
0:01:14	そのククチスケカワヨシダ。
0:01:19	村ニシヤマ。
0:01:21	駄目だ。
0:01:23	ハラダ。
0:01:24	おっきい。
0:01:25	つれた。
0:01:27	イシバシ。
0:01:28	これだけ。

0:01:30	イシハラ。
0:01:32	ナカムラ。
0:01:34	久保柊花。
0:01:37	ポリピンが、
0:01:39	チダ、
0:01:40	起動、
0:01:41	黒崎。
0:01:43	止めないと。
0:01:44	過熱。
0:01:46	井口。
0:01:47	仲村。
0:01:48	ロジャーは、
0:01:50	風致。
0:01:53	わしがコシカ。
0:01:55	ナカハマ。
0:01:57	九州電力様より明石様。
0:02:00	関西電力様より、笹尾様、以上となります。
0:02:04	本日まで確認いただきます資料でございますけれども、免許させていただいてございます。地震 00-01 及び、低耐震建物 13、
0:02:16	8 の建物 30、
0:02:22	そのあと火災防護関係の
0:02:27	説明資料となっておりますその後、溢水 04 の、
0:02:32	補足説明資料確認いただきたいと思います。
0:02:35	それでは先ほどもちょっとございましたけれども、火災保護関係の方から確認させていただきたいと思います。
0:02:44	ちょっと説明を開始させていただき、
0:02:50	はい。
0:02:53	10 月の 28 日、提出。
0:02:56	来ました加古 0001 の
0:02:59	分電藤公園。
0:03:01	公園の
0:03:02	紹介というところでポイントですね、4 枚ものの資料を提出させていただいて落ちております。こちらは 10 月 25 のヒアリングにおいて、藤笹井のですね耐震計算書についての構成をご説明をさせてあげて、
0:03:19	そこでのですね議論を踏まえて、28 にですね左上の、

0:03:25	すいません規制庁カミデです。大分午前中に裁かなきゃいけないので、特段説明は不要なんですけど、来週の補正に向けて、
0:03:40	気をつけたほうがいいポイントは、話をしようかと思ってるんですけど、そういう点で今、事業者として、昨日資料は出したけれども、
0:03:50	まだ何かこの辺が作業中とか何かそういうステータスぐらいの紹介で構いません。
0:04:00	はい。日本原燃の千田でございます。ですね。衛藤。
0:04:06	そうしましたら
0:04:08	資料についてはご覧いただいているというところでございますので、
0:04:14	ですねと、一部当村で作業中というところになるとですね、
0:04:23	少々お待ちいただけますか、
0:04:26	規制庁化技術特になれば今のところないで構いませんし、
0:04:32	あとは資料を見てもらっているといつ、昨日の夕方なんで、本当に下がって
0:04:39	申し訳ございません。はい。衛藤。
0:04:42	それとして作業中というところはございません 00 の 01 の方にですね別紙の 2 とせえと設計方針と地震 001 の方にですね衛藤 4-32 というこ
0:04:56	当然評価方針法に基づく
0:05:00	何だろうな、計算書をつきさせていただいておりますので、
0:05:03	こちらをもとにですね、今後の対応を考えて、補正を考えております。
0:05:11	はい、規制庁カミデです。わかりました。それぞれで一応下防っていうことだとか防 0001 の耐震関係でいうと、別紙 4-2 と、
0:05:23	あと今言われた地震 001 の別紙 4-24 というところで、まず監視できればと思いますけど、
0:05:31	%棒 0001 の 300、
0:05:36	80 ページから中身が始まっていて、
0:05:42	今回初めて出てきた資料ではありますが、
0:05:46	構成としてはこの間ヒアリングをして話をして、MOX の意見に S s みたいなところを参考にしているので、そこまで違和感はないんですが、まず全体
0:06:00	書き方として、あと、S A を、
0:06:03	S A だったりあとこれは次回で説明しますよっていうところがまだきちんと書き分けられてなくて、
0:06:14	例えば 380 ページの 1 ポツのなお書きですけど、冷却塔以外については工事会と言いつつ、

0:06:22	書いてある方針は冷却塔以外のものも含んでいますからその辺の書きぶりだとか、あとS Aっていうのが最初で弾きつつも、後ろに出てきたと。
0:06:34	下があるんでちょっとその辺りをまた整理してきちんと校正につなげてもらえれば、
0:06:42	前者でございます今回のですね対象に絞りつつも後段の方にですね、ご指摘のような記載が残っているところございますので、はい。対象について整理いたします。
0:06:57	はい。
0:07:02	けど、対象今明確化されてるんですけど、これが、
0:07:09	監視する対象を消化する対象っていうもの、
0:07:15	が何かっていうのがわからないと、
0:07:21	資料っていうか、ここでの設計っていうのはその対象はSだから、
0:07:28	もともと椎野葛西鹿野施設部とかもですね。
0:07:32	S s機能維持にしますっていう
0:07:36	特に382ページの表とかでもそうですけど、
0:07:41	感じる対象を評価する対象っていうものも明らかにした上で、その耐震クラスがSをですね、そういうところまで
0:07:51	説明してもらえればと思いますけど、その点もよろしいですか。
0:07:56	はい。元チダでございますただいまのご指摘今見られる側ではなくて見る側の方だけの記載になってると理解いたしましたので、衛藤。
0:08:06	耐震重要度は見られる側に応じて、設定するものですので、はい、江藤氏理解しましたので、そこを追記させていただきます。
0:08:20	はい、伊勢評価。
0:08:22	いや、あと388。
0:08:24	2、図面なり説明があるんですけど、
0:08:29	わかりやすいといえればわかりやすいんですけど、これ、
0:08:33	手のもの2、
0:08:34	こういう説明だとか、図面をつけるっていうのは、累計カーで申請シンプルにっていうのとちょっと逆行しているような、
0:08:47	このあたりどうしましうかねっていうことなんですけど、
0:08:53	パッと見た印象ではこういう図面概要図みたいところは計算場は、
0:08:59	持って行って、計算は代表性だけですから、
0:09:03	それぐらいの説明でいいかなと。
0:09:05	ますけど、事業者として今どう考えてます工事課。
0:09:12	原燃須田でございますとご指摘の点についてちょっと、

0:09:17	懸念してございます。
0:09:20	藤。
0:09:21	で、こちらから申し上げたいのはですねこれは営業日ということで、一つものすべてについてタジリ上に見えるかもしれないんですけども、この後次回に出てくる冷却塔が何点かございますがそれらについても同様のものがつくのでそういう意味では代表のものを書いているような製品、
0:09:40	なります。ですのですべてについて書くつもりは当然ございませんので代表について書くという方針ではございますで、つける場所についてはただいまのご指摘を踏まえ、
0:09:53	ですね、確かに構造設計計画の方に書くという、設計の方、
0:10:00	大北耐震設計の方ではなくて計算書側の方にですねどう書いて、さらにそこから、こういう構造だからこの式が適合するっていうような説明がいいのかな。
0:10:12	と、聞きながら思いましたので、そうですね徒歩江藤そちら側の方への移行を考えたいと思います。
0:10:23	はい、規制庁上出です。図面っていう意味では、そちらに、計算書側に持っていったらいいと思います。で、一方でここは設計方針のパートですから、
0:10:37	設計として言わなきゃいけないことは、別紙4-2で言わなくちゃいけなくて、この辺は、
0:10:45	多分386ページの一番下の、
0:10:48	構造計画と配置計画、
0:10:50	ところがまず関係するんですけど、
0:10:55	今、書いてあるのが、
0:10:58	自治体新側の方針を呼び込めっていうところ。
0:11:04	あとは、この辺はまた今度、
0:11:08	どう、この辺に
0:11:11	例えばですね。
0:11:13	カメラなり、感知器っていうのは
0:11:17	高田伊井の上にくっつけます。それを関節自体のこういうところから取りますとか、
0:11:25	あとは原則にしますとか、
0:11:29	場合は、そういうところを設計方針として、言うべきところを、ポツ2で説明をし、図面なんかは計算書類でしょう。
0:11:41	そんな整理かと思えますけれども、ですか。

0:11:46	はい。
0:11:47	日本原燃の千田でございます少し理解です。確かに洞窟のところを書いてあげないと設計方針は読めませんし、経産省側に具体の先方とかが書かれる方が、その通りだと思いますので、そういった定義で考えたいと思います。
0:12:09	はい。規制庁鏡です。わかりました。4名に関しては私はそれぐらいですけれども、規制庁側から何かありますか。
0:12:19	規制庁館です。
0:12:22	形式的な話なんですけど393ページで、
0:12:27	一応鉄の構成の話が書かれていて、
0:12:30	まず問番号の降り方になっちゃうんですけど、今3-1で火災報知説明書があって3-1-1GD火災防護設備の耐震
0:12:41	減免の連番の振り方なんですけど、
0:12:45	3-1の次に3-1の議員がぶら下がるのかとか、何か他のやつだと要はタイトルで3-1-1って書いてその下2番ぶら下がって、
0:12:56	あたりして、外部事象とかだと多分、今ルールが違ったりするんで番号の振り方は整理してくださいねっていうのがまず1点と。
0:13:04	あと、ちょっとこれ考え方なんですけど、
0:13:07	今3-1-1においては、
0:13:09	冒頭では3-1の考えから、おりてくる形で書かれていてで、そのところで耐震説明書から作る矢印に関しては、冒頭でというよりは、個別の計算とかするところで、その考え方を踏まえながら書きましたよっていう構成で書いせ
0:13:26	えっと-3-1-1年だから書かれてるということでもいいですかね。
0:13:32	これ。日本原燃の千田でございます後段ご説明いただいた構成について、ご指摘いただいた構成についてそのご理解の通り、
0:13:42	でございます。
0:13:43	こちらのちょっと番号については再度確認をいたしますと1-3-1ということで、この個別の説明書があってそれに、
0:13:56	この構造設計を受けてこの4-203-1-1ができると。そして、2としては解析交流というか、評価コードの説明というところを考えておりますので今こういう構成になってますが、
0:14:10	ちょっと他条文を踏まえてもう一度直させていただきます。
0:14:14	はい。規制庁館です。ずっとはっきりしてればうちに問題ないと思ってるんですけど、例えば火山で言うんだったら最後、1-4-1%材の基本

	設計は、基本方針言って1-4-2D1000と言って1-4-3で設計方針言って1-4-4で強度説明書言ってで、
0:14:31	そこの共通説明書にぶら下がる形で、1-4-4-1で、計算の方針をうたってさらに、計算書とかそういう形の構成作ってたりするので、多分今まで笠井とかってその説明書単体だけで終わっちゃってたのでその後ろに繋がるっていうイメージを持たずに多分番号がもともといたような気がするので、
0:14:49	そういった点も踏まえてあの表として多分今後火災だけじゃなく溢水とかも、後日だと一部説明書とか、溢水防護対策設備と川手先生の耐震計算とかも同じような構成で買ったりする可能性があるんで、
0:15:00	今のうちで番号の振り方だけは整理してもらえればと思うんでよろしくお願いします。
0:15:06	はい。弓削西田でございます。はい。ちょっとルールをちゃんと決めてとかかすでに決まってるのからいきますとおっしゃっていただけてる通り、3-1をあくまで表紙になった上で、
0:15:17	3-1-1で降雨を今3-1というところが展開されて、その中の、同じ同列で3-1-2で多分別紙の2と言っているものがつくというのが現状の仕組みかなと思ってます。
0:15:31	はい。そういう意味で一睡も、頭に表紙があった上で、
0:15:36	何とかの1年とかに、何とかさんけて木場がついてそれぞれの添付書類が構成されるというルールになってます。以上です。
0:15:51	規制庁館です多分そうだと思うんでよろしくお願いします。
0:16:03	規制庁カミデですとか、4-2関係だけが、次、
0:16:09	地震 0001 の
0:16:14	別紙 4-32。
0:16:18	資料でいうと通しで 2037 ページ以降の話をしようと思いますけど、
0:16:28	このあれですね。
0:16:31	火災感知器の、耐震で整理して類型化との対応っていうのは、
0:16:39	よくわからなくてですね、基本的には冷却塔とおんなじっていう形で整理できるものだと。
0:16:48	思っていたんですけど、その辺りっていうのはどういうふうにさせてますか。
0:16:58	日本原燃申し上げます。
0:17:00	火災感知器につきましては、定着等の中の、形状等が少し違うと考えております。

0:17:07	連絡等というところに関しまして、様々な評価部に対して評価しているんですが、
0:17:14	日本江澤です。今野カミデさんのご指摘類型化の、
0:17:17	兼ね合いというところで、類型化の資料、
0:17:20	についてなんですけど今分類見直しましたっていうのは前回のヒアリングで私の方から申しあげました、客が属する分類というところが、
0:17:31	強度評価、すみません、間違えました、支持構造物のF E Mっていうところ。
0:17:36	あとは、今んと整理し直した設計プロセスから整理し直した結果としまして、機能維持っていう分類使うを作っております。その双方に、冷却塔というのはそれぞれ、
0:17:48	ぶら下がりがまして、今回の感知器はというところで、機能維持側の分類の中に入ってきますので、類型化分類としては、そこはそこに属するというので今計画してますっていう。
0:18:01	そのうち、すみません、もう一つありました、F E Mやってるものがあります。P Mやってるものについては、冷却塔の強度評価側と同じところに属するというので、プリカ分類としては2分類の中に属するってことで今整理してございます。以上です。
0:18:17	藤規制庁カミデそちらの説明としては、笠伊井管式とは言っても
0:18:25	あって、冷却塔と同じものと違うものが、
0:18:31	あると言われました。
0:18:36	あれ、あれだし、すみません、日本原燃さんが少々お待ちくださいこのんと0001の中で、ちょっと目次的なものが今ついていますのでそのページに紹介します。
0:18:46	規制庁管です大体何となく考えはわかっていて、一生懸命分けたいということらしいんですけど何かということはやっぱり違ってるんじゃないかなと思っていて、
0:18:57	冷却塔の学校があって上に動的機能維持の方がある、各火災感知器も加工というようなものではないですけど、
0:19:10	鋼材があってもある程度鉄筋が1度、
0:19:14	いうことでは全く同じものだと整理ができて、その枠の中で説明ができるということが、
0:19:24	シンプルに、
0:19:25	説明をする申請書作成する。
0:19:30	けど、そういうふうには鍛冶は切らない。
0:19:38	それはちょっと待ってください。

0:20:19	日本原燃星野です。
0:20:23	計算シートと今回評価するものに対して、計算書を適用するものをそれぞれ、
0:20:31	分けて、
0:20:33	適用したいと考えまして、そうなった時に f 適用する計算式が、
0:20:42	臼杵校長。はい。
0:20:50	金今第 1 回申請設備としては五つの計算書作成基本方針を使って計算をし、しております。
0:21:01	はあります。
0:21:02	規制庁カミデですそこを、ちょっと火災を先にやってしまったので、ちょっと話が前後しちゃうかもしれないですけどその類型化。
0:21:13	の話から、認識が違ってるなというところなんで、
0:21:20	ちょっとそ、それはそれでまた耐震。
0:21:24	行きましょう。
0:21:26	で、
0:21:28	その関係なんですけど、結局関係はするんですけど、
0:21:34	今、冷却塔と、
0:21:37	違う方針だと言われましたけど、
0:21:40	その当該方針を、この別紙、
0:21:44	A4 の 32、もしくは計算書でいうと 33 ですけど、
0:21:50	33 の中で、この方針にしたがって、
0:21:58	設備は評価してます。どうやって、どこに書いてありますか。
0:22:09	認めます。
0:22:18	日本原燃の千田でございます。経産省ではなくてですねこの基本方針の方に書いてございます該当箇所は、2000、42 ページのですね、
0:22:32	ここに参考で基本方針とあってここの (2) のところでそれぞれ、a 項 b 項ということで二つの計算方法を読み込むことにしております。
0:22:42	これに基づいて
0:22:44	計算書の方で展開を行っているという形でございます。
0:22:52	同規制庁カミデです。
0:22:55	ここに書いてもいいはいと思うんですけど、あとは今海野さん 13 の中でも示した方がよくてです。
0:23:05	2047 ページのところですけど
0:23:09	この辺で、
0:23:11	一応読んでるってことですかね。菅地区の耐震性に関する方針があるから、

0:23:18	一応ここで呼んでるってということですか。
0:23:22	はい。日本原燃石橋です。今のカミデさんから、
0:23:27	おい、いただきましたコメントを、ご指摘の通りでこのアブレーションところで計算の作成方針の方を読んでございますと、以上です。
0:23:37	はい。規制庁上出です。あと 2050 ページの要目表ですけど、いろんな記号があって、この記号が何を意味してるかとか、
0:23:50	どこの先方だとか、どういうところのステージだとかってというのは、
0:23:54	今言われた感知器の方針に行くと全部の寄付をちゃんと説明されてます。
0:24:03	日本原燃芝先生、
0:24:05	今こうして
0:24:06	ご質問いただきました通りここに要目を書いてございます希望というの はですね
0:24:12	4-16 の感知器とかですねあとは、ここですと支持学校のところにつき ましては加工施設日、
0:24:19	と、のところですね紹介をさせていただいてございます。以上です。
0:24:25	ちょっと規制庁カミデつ最後のところがよくわからん。
0:24:30	理事学校は別で読む別に書いてありますか。
0:24:35	すいません。すいません。私の説明が
0:24:39	あれですね、要はここに書いてる記号というのは全部 4-16 の中でご説 明させていただいてますというところですよ。
0:24:49	規制庁深見です。4-16 だと結構広いので、その感知器の
0:24:56	伴地区の耐震性に関する計算書の作成の基本方針で読める。
0:25:06	日本原燃石橋先生、
0:25:09	4-16 くのですね、中にですね、感知感知器の計算書作成方針って いう、
0:25:19	ものの中ではですねここでいうか、この子、
0:25:23	要目表の (3) (4) というところの記号の説明をさせていただいており まして、もう一つ、
0:25:31	4-16 の中にですね、
0:25:34	資料 (4) の 2-4-2 っていうやつですね、店長、深見です。
0:25:41	何となくわかってきまして、2047 ページで二つの計算書の作成の基本方 針をお呼びで繋いで読んでるのでそれぞれに書いてますってこと だと思っんですけど。
0:25:53	おそらくこれだけじゃ、覚えないので、二つ呼び込むときはこれこれこ れについてはこっちの方針、残りのものはこっちの方針、

0:26:03	呼び込むものをちゃんと呼び込む対象ですね、ちゃんと分けて書いてもらえればと思います。
0:26:10	はい。日本原燃柴せず、今ご指摘いただきました通りですね、
0:26:15	松井加古別紙（４）－２というものについては静高と基礎ボルト、あとは（６）の２というところについては取付ボルト及びコアの呼び込んでますというふうな形で
0:26:26	こちらの方に書きさせていただきたいと考えてございます。以上です。
0:26:37	それで言うと類型をどこに入れるかっていう認識違うんですけど、先に、
0:26:44	プロセスを示し、そのあとに、
0:26:48	具体の計算式を示した後の計算書っていうことで構成としては、
0:26:53	こんなものかな、こうやっています。
0:26:57	あとはあれですね 2054 ページに水平 2 方向の話があるんですけど、
0:27:05	耐震でいうとそれ以外にも、影響評価もいろいろつけていて、
0:27:11	隣接建屋であったりとか、一関東だったりっていうのはあるんですけどそれが出てきてないっていうのはどういう理由なんですかね。
0:27:21	はい。日本原燃の千田でございます。すいませんこれは横並びを図るべきだったんですけども火災条文要求というところもあってですねと申請書上オシメ C はですね、機構図基準常用っていうのがございます日本、
0:27:38	ここだけのところに絞って今つけてみたというところでございます。そういう考えでつけておりました。
0:27:47	はい。規制庁深見です。
0:27:50	それで、どうしますかっていう話なんですけど。
0:27:55	はい。そういう意味でいきますと太細については、守るべきものですね耐震クラスに応じたというところがございますので、
0:28:05	そういった趣旨を踏まえると教科の影響確認も必要だということろろるかと思っておりますので、こちらについてもですね店舗防災と考えております。
0:28:20	構成としましてですねこの影響評価関係になりますので、今 4-4-2-2 で、水平 2 方向付けさせていただいておりますので、
0:28:31	そのあとにですね 4-4-3 としてその他の影響確認というような形で他のものをまとめてですねつけるような、
0:28:42	ここで考えてございます。
0:28:48	藤規制庁関係です。すいません。
0:28:52	もう 1 回、

0:28:53	やっぱりどういう構成になるかももう1回説明してもらっていいですか、すいません。
0:28:57	申し訳ございません。今、ちょっとずつ、
0:29:01	今野社長。
0:29:08	開いてもらってこれをこういうふうにしますとか、
0:29:17	チダでございます。少々お待ちください。
0:29:29	目次でいうと281ページです。
0:29:59	日本原燃の津田でございます。別紙4-35という形でその他の影響評価関係をまとめてつけようと。
0:30:12	ごめんなさい。ちょっとですね、その考えがよくわかんない
0:30:17	の。20、
0:30:19	2以降で全体を示そうとしている本体の、
0:30:24	対応に対して、自分たちはどうする、感じとしてはどうするんだっていう説明をして欲しいと。
0:30:38	単純に言うとその他っていうのはありえないでしょ。
0:30:42	はい。現在、
0:30:44	でございますはい、江藤ご指摘は理解しております。
0:30:50	そうですね衛藤。
0:30:53	国会側とですね合わせる形で、そうですねその他とまとめようかとは思って、思っておったところですけども、この4-34以降のところですね、それぞれ
0:31:08	ずれるような形で整理したいと思います。
0:31:15	はい。規制庁上手です。わかりました。
0:31:20	耐震側で言うと4-22を4、34。
0:31:25	次が一関何で4の25、26、27みたいな。
0:31:31	この対応が4-35、隣接建屋の28あたりのところは、
0:31:38	となるということは、
0:31:42	その上で
0:31:45	かなり
0:31:47	耐震側でやってること等、
0:31:49	ほんとに一緒のことなので、中身は、方針をざっと
0:31:56	一気に呼び込んだ上であとはもう結果表がぱっとついてるぐらいの書類になると思ってるんですけど、
0:32:04	認識、はい。あってますか。
0:32:08	原燃の津田でございます
0:32:12	下野とその認識でございます。

0:32:15	具体的にですねえと今回水平2方向付けさせていただいておりますが、
0:32:23	2057 ページをご覧、
0:32:26	いただきたいんですが、
0:32:30	その中でですね、遠い。
0:32:34	やりかたであったり評価結果であったり同じようなところというのはですね基本的に読み込む形を、
0:32:42	結果だけを、2000、
0:32:45	58、90 をつけるような形で対応しておりますので、同じような形になるのかなと考えております。
0:33:00	規制庁カミデ
0:33:02	ちなみに2方法の、
0:33:04	結果ついてで2060 ページとかにありますけど、これって次回になると、どんな感じですか。他の感知器もダーッと出てくるんですか。
0:33:18	はい、米田でございますちょっと今回、
0:33:21	4B6 というのがあって少し細分化されてる面があるんですけども基本的にはセンコーさんと同じような形で感知器ごとにですね結果を示すような形になろうかと考えております。
0:33:37	藤規制庁管理です。それならそれでシンプル化してもらって、構わないと思いますし
0:33:45	細かく説明したいのであれば補足でっていうことです。
0:33:52	次回もイメージした角度でいいか。
0:33:56	はい。日本原燃石橋です。今のご指摘了解いたしましたまず小大戸の方でも代表というこ、
0:34:03	コメントもいただいてましたんでそこに不そこそういうところも踏まえてですね、もっと簡略化できるような対応をさせていただきたいなと思います。以上です。
0:34:15	はい。規制庁神ですよろしく申し上げます。
0:34:18	そうですね。とりあえず地震0101の感知器関係としての話は以上ですが、他規制庁側から何かありますか。
0:34:30	補足です。ちょっと
0:34:33	火災感知器の話を超えるん監事のコメントになるんですけど、
0:34:41	等、
0:34:43	面白い。
0:34:49	2046 ページで目次が、
0:34:54	あるんですけど、
0:34:58	目次が何でその計算結果にこんだけ必要なのかなあと。

0:35:03	というのがよくわからなくて、この上流に評価方針とかもあって、
0:35:08	それに応じてやりますっていうだけのはずなんですけど、なんで一色の説明書のような目次になっているのかと。
0:35:17	ということで、それを何でだろうなと思って、次のページに行くと、結局は
0:35:24	上流の当初の通りですと言ってるだけで、
0:35:28	なんでこのページいるのっていう感じがするんですけど、ここ。
0:35:32	耐震の本体が一。
0:35:34	こんなふうになってるからこうなってるんだとすると耐震の方はじゃなんでそんな
0:35:41	状況はいかがなんでしょう
0:35:46	日本原燃星野です。今おっしゃっていただいた通り耐震側の方も同じ構成で作成をしておるのが現状になっております。
0:35:57	古作です。なんで、なんで耐震はそんなこと
0:36:00	でもやめちゃえばいいの。
0:36:02	八木沢ですすみません、今のところ補足すると、この類型化っていうところの取り組み、
0:36:10	何回も紆余曲折したというところで計算書でこうんと。
0:36:15	こいつのことは書かないそこは基本方針に持ち込む。その結果だけを経産省外に持ってくってっていうところの過程の中で、今ご指摘のこの、確かに言われてみれば目次というところも削った上で、
0:36:26	本当先ほど呼び込みっていうところをやるべきでしたということで考えてございます。そうなったときに、一色の計算書っていうところの構成から、こっち持ってくあっちへ持ってくってことをやったんで目次ちょっと残ってしまったっていうのが実態になってございます。ここについては今ご指摘の通り、ここに書いても、結局次のページ行った時に、
0:36:42	ただの良い呼び込みでしかないの、その辺については修正いたしません。以上です。
0:36:51	その上で、完全に対応関係わかるよねっていうのは自明だからもう書かなくて上の方の方針で読む、読めるよねということでいいんですけど、幾つかその選択をして持ってこなきゃ。
0:37:03	いけないっていうところがあればそれは、
0:37:05	書く必要があるということ。
0:37:09	その点は、
0:37:11	1 ページ集約して、

0:37:13	この計算結果はこういうもの、こういう方針に基づいての対応で整理を してますっていうことが、
0:37:22	1 ページなり或いは最初のところの段落で書いてあればいいということ だと思うので、それで、結局は、2000、
0:37:32	1048 ページのモデルだモデルも
0:37:37	示さなきゃいけないものを示す必要ないものってのある
0:37:41	と、49、2040
0:37:44	ページの計算条件に、紀陽も、
0:37:48	結論と言っている結果と、
0:37:51	ということが端的に示される。
0:37:54	ということで理解をしています。で、2052 ページを、評価のところはも う、
0:38:05	次の結論のところ、これについては、
0:38:10	電氣的機能維持の、
0:38:14	ページで示し、
0:38:16	ということだと思いますが、
0:38:19	認識は、
0:38:21	米沢です。はい。我々考えていた構成としては今保坂さんのお話にあり ました呼び込むところ、結果を示すというところで考えておりました と。そこに対しましてさらに、
0:38:32	今のところもんと書き過ぎてるという場合が集約し、
0:38:37	まだできてないところがあるというところは理解しましたのでさらにそ の集落を考えた上でページ構成見直すということで、
0:38:44	記載いたします以上です。
0:38:47	はい。よろしく。
0:38:49	それでようやく、
0:38:50	累計のもとでの申請書の体系というところのイメージができて他の。
0:38:58	条文から対応する計算の部分も同じようにやっていくってということにな る。
0:39:06	はい、米沢です。了解いたしました。
0:39:12	規制庁管です。カー。
0:39:16	受振せず、うちの火災感知器関係ありますか。
0:39:22	院長は田崎です。ちょっとすみません今回ですね、結果はもう初めて聞 いてきたみたいなんで、
0:39:29	確認したいんですけども、2048 ページ、モデル図が出てて、結果が、

0:39:37	その次のページに出てるんですけども、ちょっとこれマスキングなんで、
0:39:41	なかなか中身、
0:39:45	入り込みにくいんですけども、
0:39:49	今回、
0:39:52	小、
0:39:53	境界条件なんかは、今これ記載がないように思うんですけども、
0:40:00	そこら辺説明は可能ですか。
0:40:15	少々お待ちください。
0:40:24	規制庁カミデですけど
0:40:26	考え方からすると計算書作成の局の方針、
0:40:34	じゃないかなと思いますし、書いてなければ、
0:40:48	日本原燃星野です。今おっしゃっていただいた通りだと思います。
0:40:54	既設浜崎ですおっしゃっていただいたというのは、書いてあるんですか、ないんですか。
0:41:03	ある日本原燃石橋です。
0:41:05	今のご指摘についてはこの地震力どこの地震力を用いるのっていうところだという質問だと認識しているんですけども、れますでしょうか。
0:41:15	衛藤神戸さん。
0:41:29	日本原燃石橋です。
0:41:31	ちょっと、とですね。
0:41:33	資料の3、1300、
0:41:35	4 ページ。
0:41:37	をご覧いただきたいと思うんですけども、
0:41:41	1304 ページのこの構造強度評価っていうところこれまず前提としてこれが学校施設日っていうので先ほどの
0:41:51	何ていうんでしょうマスキングなのであれなんですけど、これさっきのモデルを簡略化したような図が3 ポツ1 の構造説明のところについてございますと、こちらにつきましては、この図概要図の通りですね支持構造物が基礎ボルトによって、冷却塔の基礎、
0:42:06	12 の上、基礎上にですね、自立しているような形になってございます。
0:42:12	ていうところをですねこの方で示しているんですけども、
0:42:16	ちょっと私の回答では足りなかったでしょうか。
0:42:19	はい。木内ハバサキです。これ、1304 ページ見てるんですけども、通常ですと、基礎ボルトですと、品になるんですかね。
0:42:29	やってやられてるのかとか、

0:42:32	減衰の話もよくわかんないですし、
0:42:37	そこら辺の説明は今、
0:42:40	この計算書上にはないんでしょうか。
0:42:51	ちょうど、
0:42:53	市町村の下水道所に関して読み込み記載、今の基本方針のところにござ いまして、
0:43:00	衛藤、ページ番号で言いますと、
0:43:03	あります。
0:43:05	はい。衛藤3件、3ページの3.2、1項のところですね。
0:43:11	下水道所について、4-1-1-5の基本方針から、よ、これであれば溶接 構造物の減衰定数を適用するということで、
0:43:20	教諭の報酬を呼び込んで記載しているものとなっております。
0:43:24	規制庁の方でそうすると716ページあたり見ると1%なんですかね
0:43:30	わかりましたこれ、溶接構造物ということでいいということなんですね そうすると
0:43:36	そこら辺ですね、今これもマスキングなんで見にくいんですけども、 こういう書記との関係とかですね、ちょっとこちらで確認するにしま も、情報が少なすぎるので
0:43:51	もう少し説明の方、拡充、
0:43:55	してもらった方がいいかなと思うんですけども、それで可能でしょ うか。
0:44:00	コサクです。
0:44:03	亀田さん。
0:44:05	はい。
0:44:06	浜崎さんもこれ、昨日出てきて、今日の
0:44:12	イタリアの類型化を活用していくことを、
0:44:16	読んでいく。
0:44:22	とりあえずは
0:44:25	今日のところはそういうところわかりませんよ。
0:44:29	細かいところ必要である鎌田。
0:44:33	それはそれでいいと思います。細かいところろう、まあ最初、今回、 今回提出されたものを確認する上で最低必要な情報があればいいんです けども、
0:44:44	基本協のヒアリング、類型化をメインとしたところなんで、はい、古作 です。それで言うと、
0:44:59	ような条件をちゃんと締め

0:45:05	うん。
0:45:06	けど、
0:45:08	いかがですか。今の、
0:45:15	減衰定数選択肢があるんだったら、
0:45:19	うん。
0:45:23	うん。いうようなことになるか。
0:45:25	けど、
0:45:26	そのあたりどうなんでしょう。
0:45:33	議論じゃないヨシダです。現状の記載というところが、書きたくなかったというのが、その通りかと思います。
0:45:49	なんていい。
0:45:52	そう。
0:45:53	必要なものは、
0:46:01	でないと結局一つ。
0:46:14	はい、規制庁。
0:46:16	耐震の方で話をしようと思ってましたけど、今の関連でいうと、
0:46:26	計算書作成の基本法
0:46:31	1280 ページ 2 機器は大体 6 分類ぐらいです。
0:46:38	1281 ページに、
0:46:41	6 分、
0:46:43	さらに、
0:46:50	けど
0:46:52	6 分類ごとに S e c 設計プロセスが一緒だったらっていうまとまりの部分。
0:46:57	ちょっとある。
0:46:58	その設計プロセスをしっかり示してくださいと。
0:47:03	いうことを前回もお伝えしているんですけど、今回素行がまだ提示されてないって状況なんですね。
0:47:12	そこで何を書くべきかっていうのが今話をしたような減衰定数だったり拘束条件
0:47:20	等、評価をする上での設計プロセスって何をしなきゃいけないのかっていうところが、
0:47:27	今説明できてないところも見ても、何か、
0:47:31	設計プロセスちゃん等わかってないんじゃないのっていう気もしまして、それは別途面談でも伝えてますけど、そこを理解してないんじゃないの。だから

0:47:41	今回
0:47:43	6分類
0:47:44	それで結局、
0:47:48	あとをもって主
0:47:50	そういうところをしっかり整理をしていくと、
0:47:55	拘束条件って設計しないと解析
0:47:58	でも、当然、
0:48:00	ないと評価できないですから、そこの考え方をちゃんと落とし込むようになると思いますのでちょっとそういうところをしっかり、
0:48:10	考えて
0:48:13	申請書を作ってもらいたいと。
0:48:16	はい。
0:48:18	寧々様です。
0:48:19	今示せない中でこれ言うの申し訳ないんですけども、この理解してます。設計プロセスっていうところでこの6分類、上の方から、基本方針からこの6になったんで、これら各分類においてこの三行ぐらいじゃ足りないっていうことも理解してございます。この分類の中で例えばFEMっていうところと、
0:48:40	いうところで、評価をやるプロジェクトが変わってきます。その中でも、この分類変わってきますというところを一つずつ丁寧に書き下すことで理解しております。ここについて記載した上で展開していくという、
0:48:53	ことで、修正いたします。以上です。
0:48:56	はい。伊勢。
0:48:58	理解されているということなので、よろしくお願ひ
0:49:02	主幹ないですか。はい。
0:49:04	失敗。
0:49:14	規制庁カミデず、若干耐震側に入っちゃいましたけど火災感知器関係。
0:49:25	特になければ、
0:49:28	あと、午前中、何とか時耐震と、
0:49:33	在庫とあともう一つ、溢水で、
0:49:37	思います
0:49:38	で、午前中やったほうがいいんですけど。
0:49:41	清水さん。
0:49:46	ずっと
0:49:48	前、

0:49:50	はい。
0:49:51	プール水系の扱いについて、
0:49:56	午前中、
0:49:57	ましたが、
0:50:00	十分、
0:50:02	くらいかなと。
0:50:06	はい、清長官。
0:50:07	じゃあ、
0:50:10	石井です。
0:50:12	それで、感知器系だけは次、地震の方に行きますけど、
0:50:19	ぱぱっと枠、
0:50:22	今の類型の話も一つなんですけど、パパは伝えようと思いますけど、事業者から何か、地震 0001 で、ここまでやって
0:50:32	ますみたいな、難しいかな。
0:50:40	すいません評議員の石原でございます。
0:50:42	すいません。
0:50:44	までやってますという水。
0:50:46	昨日お出ししたもので、私のミスリードの結果で書くべき場所も含めて、失敗しましたと。
0:50:56	いう話地下水は、
0:50:58	関係の記載をですね、
0:51:02	14 名
0:51:02	移動。
0:51:12	のところに、
0:51:24	見直しをしないと。
0:51:29	はい。木瀬。
0:51:34	あれですね
0:51:36	ページで言うと 303 ページ辺りがいいのかもしれないんですけど、ここで、
0:51:43	真ん中にまた書きがあって、地下水排水設備による地下水の低下状態を踏まえ評価するってところが、MOX だところではいいんだけど、最初にではもうちょっと書かなきゃいけないと。
0:51:58	いうところで今の反映状況としては、
0:52:04	300 クイズ、10-2、
0:52:19	平原オガセで 354 ページかと思っております。
0:52:24	はい。長川満ありがとうございます

0:52:27		350
0:52:28	しかないんだけど、それを先ほどのA4の1の方針にも書き対応する、本文の方針にも、	
0:52:37	書いて、本文から	
0:52:42	はい、乳井西田でございますはいありがとうございますおっしゃっていた通りでございます。	
0:52:49	はい。	
0:52:51	あれでこの間、何回かヒアリングしてんですけど、	
0:52:55	はい。	
0:53:01	今 354	
0:53:07	条の、	
0:53:08	上の	
0:53:10	施設及び施設周辺の状況を踏まえ、っていうのが、具体的にどういうことかって簡単に説明できますか。	
0:53:19	日本のニフコでございますか。	
0:53:22	耐震建物13のフローには具体的にちょっと、	
0:53:27	質問あったんですけど、	
0:53:29	構造的特徴っていうのは、	
0:53:32	乙中土木構造物さ、うん。	
0:53:35	区域管あり	
0:53:39	企画対話。	
0:53:41	言ったような構造のものは液状化の評価を行うと。	
0:53:45	周辺の地盤状況っていうのは、液状化対象層のルールがあるとか、そういったところを踏まえて、	
0:53:53	液状化の評価、	
0:53:55	言ったようなちょっと流れ	
0:53:56	の中さんの方も、	
0:53:59	修正をいたしております。	
0:54:01	量的には、	
0:54:02	2、	
0:54:04	事実確認があると伺っておりますんで、具体を説明したいと思います。	
0:54:12	規制庁、丹治です。具体は、ちょっと後で確認できればと思いますけど、文言としてももうちょっと精査が必要かなとは思いますが、	
0:54:22	まずこの間、話をしていた改良地盤が2分の1あればいいですっていうことは取り下げてはいると思うんですけど、その	
0:54:32	まず、地下躯体ないようなものは側面とはほとんど	

0:54:38	いう形とあと建物に囲まれ
0:54:44	どう、
0:54:44	改良地盤に過去、
0:54:48	事なんですけど、前は2分の1ある場合だと、その前は何かちょっとでも改良事項あればいいだけ
0:54:55	は割と安心には機構
0:54:57	の現状今そこはどのような考えですか
0:55:00	はい。南野ミヤモトでございます。すみません。
0:55:03	いろいろ。
0:55:04	代を与えてしまった。
0:55:10	道路、
0:55:11	また、
0:55:14	言われて、
0:55:15	その間ですね。
0:55:16	地盤改良してるような、
0:55:19	増の状況、一番上、
0:55:28	今日は何らメイク戻りまして、
0:55:31	以上からの評価を行う。
0:55:40	規制庁カミデです。すみません大事なところは、
0:55:48	ハバサキ、
0:56:00	でよろしいか具体は
0:56:03	一番最後のところで考慮します。
0:56:05	市長の岸野です。
0:56:07	よろしいですか。宮尾さんのご説明の趣旨は理解できたんですけど建物13読むとそう読めないの、その辺りは、
0:56:13	夕方のヒアリングの中でですね、今のご説明と説明内容どう対応しているのかというのをちゃんと説明をいただければと思います。
0:56:24	了解しました。野地。
0:56:26	ちょっと、
0:56:28	うん。
0:56:29	まだ申請規定をしてないもんですから、画面ちょっと説明しながら、
0:56:39	の前、全部、全部地盤改良で追われている構造物周りが行ったところは
0:56:45	評価対象と自体が存在しないので、
0:56:48	やらなくていいんじゃないかという趣旨でございます。
0:56:51	が読めるように、

0:56:53	今、画面に出てるところを、
0:56:56	よくよくちょっと文章の構成をね、
0:57:00	わかるように説明する
0:57:03	もしくは、
0:57:37	カミデです。すいません。
0:57:41	見えとなってました。河川排水設備については夕方また詳しく
0:57:48	その他耐震関係については本当ざっくりでしか触れられないんですが類型化のところですね、プロセスが示されてないとかそれを踏まえた書類にどこまで書くべきかという整理ができないのでそこは、
0:58:03	どう、
0:58:04	先ほども話をしましたけど、火災防護設備等、学校が冷却塔が違うんだという説明をされると。
0:58:16	せっかく整理をしたのにそこ分けちゃうんだと。そうなるとう工事課でも何か本当にいろんな違いがあって、めっちゃたくさん見なきゃいけないなあ。
0:58:27	いう感じでかなりギャップを感じてますが、事業者の整理としてはもう、
0:58:35	冷却塔等、感知器の構造はもう設計プロセスが違うんですという古藤なんですかね。
0:58:44	すいません、日本原燃澤です。すいません。下のページ 1280 ページです。
0:59:02	はい。
0:59:03	ちょっと設計プロセスっていうワードに対して我々設計プロセスで分かれるのは六つだっていうこの六つのグループだってことで考えております。
0:59:11	その中で、今カミデさんからご指摘あった、感知器と冷却塔っていうのは設計プロセスとしては同じだと考えてございます。
0:59:21	その上で、計算式っていうところで変わってくるので、そこを識別してお出しするっていうことで考えていたということになります。
0:59:32	結果を、はい。はい。経産省っていうところですよ。以上です。
0:59:38	藤規制庁カミデです。そうなるとう、
0:59:43	1200
0:59:45	82 ページ以降の表だと、どこどこになるんですかね。
0:59:51	本目ヨシダです。
0:59:53	まず感知キーの方のお話からさせて、すいません冷却塔の方のお話からさせていただきますが 1282 ページ。

1:00:03	これの括弧要旨構造設備カッコFLというところがあります。そのうちの4-1というところで、冷却塔の耐震性をやっております。
1:00:13	あの時期なんですけどもその次のページ1283ページお願いします。
1:00:21	八重樫の(6)番の機能設備というところで、先ほど宇津木和気と市野記念設備の中で、感知器につきましては、6-2-1、感知器も、
1:00:32	申請に関する計算書というところで仕分けをしているということになっております。はい、井上澤です。今の内野ヨシダの説明だと分かれてるといふふうに聞こえてしまいますので補足させてください。
1:00:43	冷却塔に搭載されてる設備というところで今回お出しして、これまでご議論させていただいたファンとか、原動機っていうものがありますので、そこは冷却塔とは書いてませんけども、
1:00:55	6-1-1、6-1-2というところで、ご議論させていただきましたっていうところで、そこに対しまして、
1:01:02	今回感知器っていうところが、同じグループに入ってくるってことで考えてますので、機能維持設備っていうところの設計プロセスから暮らして行って、類型化分類としてはこの中で、新保修をお示ししていくと。ただ、計算書、結果としては、
1:01:17	式とか違うところありますのでこういうふうにお示ししていくということで整理してるってことになります。以上です。
1:01:24	規制庁管です。
1:01:28	プロセスが一緒と言いつつ、(4)と(6)には入ってるのはプロセス。
1:01:35	違うということでしかなくてこの書類の構成
1:01:39	はその辺は、
1:01:42	何だろう説明でどうかなるもんでなくて書類上でちゃんと手当をしないきゃ。
1:01:48	し、
1:01:49	もう一つ言うなら、
1:01:52	ここの計算方針いっぱい書いてますけど、これも多過ぎるような気がして、これはこれでまとめられるんじゃないかっていう気もするんですよ。ここ押し分け過ぎているからその冷却塔と、
1:02:05	火災防護設備が違うんだみたいなことになってるんじゃないかなと思いますけど。
1:02:12	その辺、
1:02:13	いかがですか。やってることからすると同じプロセスで説明できてしかるべきだと思うんですけど。
1:02:20	何か認識やっぱり合わないですかね。

1:02:23	はい、与儀ですサガワです今二つ。
1:02:26	二つご指摘あったと考えてございます。前者の方からまず回答させてください。ちょっと一井のヨシダと自分でちょっと説明。
1:02:33	来ちゃったんで勘違いを招いて申しわけございませんということで、極洋側に示している冷却塔っていうところは、強度評価っていう部分になってございまして、ちょうど評価の部分は冷却とそちら側で示しており、
1:02:46	池山さんの登録です。はい。寒河江です。(1) (2) (3) (4) はいいです。
1:02:54	構造の話と、昨日の話とというので、分かれてもそれよくて、今上出が言ったのはその、その中で、
1:03:02	枝番で12356、20等ってなってるのが多すぎるって言ってるんですけど。
1:03:09	はい、日本サガワです。それ。はい、理解します後者の指摘ってことで理解してます。
1:03:15	ここちょっと難しいっていうか、一つ一つ式違うんでこの江田でやっているとところになってきてまして多すぎるっていうご指摘もあり、困難ですので、その際が違うはもう、
1:03:31	なのでこれまとめて、どこの、
1:03:34	違うのか。
1:03:36	違うところで、江田で、その部分だけの絵だとして、こういう式を使う場合とこういう式使う場合があります。
1:03:44	使い分けの意図はこうですみたいなことが書いてある。
1:03:47	書類分けられちゃうと、
1:03:50	その違いなんだから含めて精査しなきゃいけなくなっちゃうんです。
1:03:55	はい、日本の佐賀です。
1:03:57	はい。理解したつもり。一つだけイメージの確認っていうことでちょっと一部、ちょっとアップしてもらっていいですか。
1:04:06	すいません。
1:04:07	例えば、このどこでもいいんですけど、3-11、3-12っていうところで、3-11っていうものが、本当基本式じゃないですけど、基本となる式で、
1:04:17	全部変えたとしましてじゃさんの中にはその中の一部だけ、1割だけ違いますよっていうところであればここは1割示していくみたいな感じで、そういうようなイメージで、
1:04:27	いや、古作です近くて、もうこう分けて示すってのはやめ、

1:04:32	最後、
1:04:33	全部柘哉
1:04:36	と。
1:04:37	はい。すいません。違う。
1:04:39	その主、この中に、
1:04:42	N I P P Oさんとかってあるわけ。
1:04:46	その1ポツ2のところが違うのであればそこで、こういう場合はこの
1:04:53	こういう場合はこの
1:04:56	稲毛嵯峨です。理解しました。私ちょっと言い方が1個1個で最終的にそれを集約して一つの書類の中でその差分なりを示していくってことで、
1:05:06	理解しました。以上です。
1:05:16	コサクです。そうすると、先ほど
1:05:18	感知、
1:05:19	しましたけど、その場合分けっていうのが、この方針の中で明確になってればもうそのまま、
1:05:26	計算結果のを示すだけですけど、概念的に場合分けしてる場合だと。
1:05:31	この設備は、この場合の適用してますよっていうのを明示しなきゃいけないっていうことなので、
1:05:37	それだけは計算結果を示す時に気をつけてくださいねっていうことを申し上げ、
1:05:46	わかりました。はい、米沢です。江藤の星側の構成を踏まえて、
1:05:53	受ける側の計算書結果を示すのはっていうところでその受け方と、留意点ではないですけどその示し方っていうところをトータルで考えるってことで理解いたしました。以上です。
1:06:05	すみません、原燃から村山です。
1:06:09	おっしゃられるということをちょっとイメージの確認なんですけれども、
1:06:15	例えば、容器類F、例えばこのページであれば（カ）容器類、F E Mの
1:06:23	計算書作成の基本方針という資料、例えば一つになったとして、
1:06:28	中でいくつか
1:06:30	展開していく、そういうイメージ。
1:06:35	何ですかねそれだったら、
1:06:36	極論すれば中でこう分かれてしまっているだけというのは、ちょっと芸がなさすぎるような気がしますけども、そこをどう整理するかということです。村山さんが何を悩まれているのか。

1:06:49	技術的に考えたらFMの方針が、
1:06:52	いいと思いません。
1:06:55	確かFMというのはですね作り方は決まってて、1、基本的な一番最初のプロセスとしていえるFMのモデルを構築して解析するというプロセスは一つなんですよね。
1:07:08	ここでこの枝分かれしてる内容を一つ一つ私まだ精査したわけじゃないんですけども、
1:07:14	このここで分かれている差分をどう表していくかということにちょっと今、頭がちょっと、
1:07:21	どうか、どう効いていないですけどまずそこをちゃんと内容を把握して、
1:07:26	差分が、
1:07:28	方針として差分を、
1:07:33	どう書いたらいいかっていうのを話をする。
1:07:35	で、
1:07:37	おっしゃる通りですね。はい。ちゃんと説明できる人がいないっていうのは面談で、機能停止した。
1:07:44	はい。
1:07:45	はい。
1:07:46	そうですか。
1:07:52	規制庁カミデです今の話でいくと最初に言った
1:07:59	何だろう。
1:08:01	六戸ごとの設計プロセスっていうのを、また別で示さなくても、それとあわせもっての説明書になる。
1:08:09	いう感じで理解はしてますけど、懸念もそういうイメージでつくれそうか。
1:08:22	規制庁鍛冶です差分をどう書くか悩まれているので、つくれそうという感じではないかもしれないんですけど、イメージとしてそういう書類になるっていう構成としては、
1:08:32	今ムラヤマでした入口はは多分、わかりました。
1:08:37	井口をうまく成立できるように、ちょっと整理します。
1:08:42	レベルってのは最終的な資料整理ですね、あっコサクです。おそらく今こうなっちゃってるのは先ほどの会議、
1:08:52	と。
1:08:53	カミデの方が話しましたが、計算結果です。

1:08:56	消せばいいようなものが入り込んでいていやこれは違うんではないかと 言っているところが多分にあるんじゃないかなと。
1:09:02	思っていて、
1:09:03	そういうところを整理していくと集約も問題なくなるんじゃないかとい うふうに、期待をしているところです。以上です。
1:09:14	ムラヤマでしょ。
1:09:18	藤規制庁カミデです。
1:09:21	とりあえずそういう形で整理をしていただいて、とは言っても、全体を 把握して、整理もしていただかなきゃいけないんですけど、第1回とい う意味ではそんなにメンバーは少ないんで、
1:09:35	感知器だったりその辺の話を集約すればいいだけなのでまず手始めとし ては、割とハードルは低めだと。
1:09:43	だから、少し検討いただければ、
1:09:50	日本原燃吉川です。
1:09:52	承知いたしました。
1:09:57	はい。規制庁会議ですか。あと耐震で、
1:10:00	スタッフ栗栖なんですけど火災の方針が今回計算書と方針出てきたの で、所々は耐震の方針読んでるんですけど
1:10:11	ちゃんと読めてますかっていうところ。
1:10:15	確認をしておいてくださいというのがコメントで、あとはどこを讀んで るかっていうのも単純に主添付書類一つ、別紙幾つ4のをそのまま読む んじゃないかと、
1:10:28	そこ及び先何個読むのかというところまで火災の方でも記載して欲しい し、実際耐震側の耐震の説明書でも
1:10:40	ちゃんとそれを受けとめられるような方針が書かれているのか、書かれ てなければ、成果を、人が必要というところなのでその辺りはもう少し 精査しようかなと。
1:10:52	思いますので補正まで、チェックしてもらえればと思います。よろしい ですか。
1:10:59	はい。表現者でございますご指摘の通り、耐震の基本方針の方ですね結 構ざっくりと呼んでるところありますので衛藤調整させていただきます。
1:11:13	はい、規制庁。
1:11:16	越冬
1:11:18	後は
1:11:21	対シーンの後に在庫をやらなきゃいけないので、ちょっとだけやりたい んですけど耐震関係で他、規制庁側から何かある。

1:11:30	かかりますか。
1:11:37	特になければ振り返りは
1:11:40	ここ、夕方耐震班の地下水のとき、あわせ、
1:11:47	まずは在庫の話としてそのあと以前もやるのであれば、いつもさらっとやりたいなと思いますけど原燃お昼入っちゃってますけど。
1:12:00	はい。日本原燃仲間です。はい。
1:12:02	以上ですので続けてお願いいたします。
1:12:06	はい。規制庁加賀です。すみませんじゃ続けます。在庫なんですけど、ある程度、先ほど最初の浅野面談で話をしてその反映が、
1:12:19	てっていうことを、
1:12:21	なんですけどそれ以外何か事業者で、今現状のステータスなり、こうしていきますっていうのがありますか。
1:12:30	上の話。
1:12:37	2番目のナカムラです。何もわかりません。
1:12:44	藤規制庁関係でそれでは在庫 0001 についてなんですけど、ポイントだけお伝えするとまず、
1:12:52	6 ページのところ本文なんですけどここは
1:12:56	地下水排水設備の話が入っていて、地下水排水設備も、この材料構造の十四条とかに、
1:13:08	かなうような設計にするっていうのは耐震側では言ってるんですけど十四条で特に入っていないんですけど、
1:13:16	とは言ってもう 17 条の設計対象にするかっていうと、そういうもんでもないのかなと思ってまして他の外部事象とかでもどう扱ってるか。
1:13:28	事なんですけど、そのあたり確認されてこの 17 条の対象に入れるって整理されたんですか。
1:13:36	はい。日本原燃仲村です。ここにつきましては耐震側の方で、ちょっと地下水排水設備側の評価関係をパッケージにするという話がございましたので、
1:13:47	ここはちょっと書き過ぎだったかなと思いますのでそちらの方に移したいと思ひまして、
1:13:53	文から削除したいと思ひています。以上です。
1:13:58	はい。規制庁カミデですそういう整理をMOXでもしていたのに、なぜこうになってしまうのかっていうのがちょっと疑問ではあるんですけどそのあたり、ちゃんと社内
1:14:08	ユニケーションとって、進めてもらう
1:14:14	あとですね、

1:14:16	法務面としてはそんなところというか、午前中の面談も踏まえて、はい。
1:14:24	けど、あと添付の方でいくと、
1:14:32	別紙4-1。
1:14:35	違う。42ページから続いてまして、
1:14:41	47ページとか、材料の話がありますけど、
1:14:46	既認可の呼び込みを、
1:14:50	どこまでやるっていう整理が、
1:14:54	ちょっと必要だなあと思ってますけど、このあたりで事業者として、県民から呼び込むときのルールとかどこまで書けばいいとかっていうのが整理されて、
1:15:12	はい、日本原燃石原でございます。すいません私も今のお話で神谷さんが気にされてるところがいまいち、
1:15:20	次把握できてないかもしれませんが基本的には設計方針なんか今回基本請求し含め踏まえて、適正化というか記載を精緻にしていくということをやっていますので、
1:15:31	近海を今回は、評価結果計算結果だったり、評価結果だったりというところでいいところを呼び込むことかなと思ってました。
1:15:42	ちょっと職種の設計とか若干ちょっと
1:15:45	でも違和感はあるかなと思いますけど、
1:15:48	基本的には計算結果だったり評価結果だったり、というのを既認可を呼び込んでいくということで考えてました。
1:15:56	はい。規制庁深見です。
1:15:58	一番目につくところといえば今言われた47ページの一番下の腐食指導なんですけど、何かここは既工認における触手情勢
1:16:09	でその上の方は割と既工認の具体的話があって、随分呼び込み方もテンションが違うし、あとは、
1:16:20	その呼び込む先にある程度こういうことが書いてありますよっていう紹介も必要だと思うんですけど、その辺も腐食症のところはあまり書いて、
1:16:29	そのあたりの精査をしてもらえればと思っています。
1:16:34	はい、日本インダでございますお願いします確かにちょっと御手洗は変わりますね。設計方針等へ書くべきことを書いた上で、金融機関についてはこうこうこういう部分については既認可変更。
1:16:47	変わりがないのでこちらを呼び込みますよと。
1:16:49	ことを徳田瀬下加古学と、

1:16:52	が、今考えている基本的な作法だと思ってますので、そういう形になるようにこちらも精査をさせていただきます。
1:17:03	はい。支店長深見です。よろしくお願いします。あとはその類型化の活用だったり他条文との関係で、整理をしてもらってあと条件整理表も、
1:17:15	今 85 ページですか、条件表、ありますけどこれも何を示すべきかっていうのは、また考えを整理されるんだと。
1:17:27	いますので、その辺りを整理しても、
1:17:30	ということだと思います。
1:17:32	特に 85 ページの、
1:17:34	※1 の凡例でありますけど、ここにも④で水素爆発時の条件を考慮したとあってありますけど、これも何か思いがする
1:17:45	上流からしっかり整理をして何を書くべきか。
1:17:50	整理してもらえればと思いますのでよろしくお願いします。
1:17:58	あと、規制庁カミデ図中Cは伝わりますか。
1:18:03	日本原燃の仲村です。はい、理解しました。
1:18:10	はい。室長。
1:18:12	よろしくお願いします。あとですね、耐圧等、溶接に関しては方針だけ、
1:18:22	書いてあってということで、そのあと工事の方法に、
1:18:28	言ってると思うんですけど、工事の方法がどうなるかっていうのは、
1:18:36	今あれですかね、共通。
1:18:39	内野局長。
1:18:41	08 でしたっけ、そこをみてくださいってことでしたっけやろ。
1:18:47	ナカムラです。すいませんそこにつきましてちょっと今日本日画面共有ですってちょっと紙資料をちょっとご紹介したいと思っておりますので、
1:18:56	ちょっと画面共有いたします。
1:19:01	はい、規制庁神様の、簡単にあらましかこうなってますって言うんすよ。
1:19:07	はい。
1:19:08	日本原燃仲村です。
1:19:10	まず
1:19:14	今
1:19:16	00 の資料の 57 ページ目のところに、主要設備の設計等その下の方に耐圧式等に係る設計の基本方針というのが、

1:19:28	あらましが大体記載してございます。県溶接の検査の時にこんな形をするのですとかあらかじめ検査としてこんなものをやると。
1:19:37	あとは耐圧漏えい試験としてはこんなことをやるっていうのを記載してございますけれども、
1:19:41	これがですね工事の方法の方で少し少しといいますか具体的に書かれると、
1:19:47	というような形で整理してございまして、現側としては一応これで一応
1:19:53	きちんと設計の表、設計の方針と、工事の方法のところが一応繋がっているだろうと考えているところでございます。
1:20:07	日本原燃の小村です。すみません
1:20:10	PLUG率もですね今日ちょっと画面共有がちょっとできない。
1:20:14	ようでした、はい、すみません、ちょっとあらましかけになりますけどそんな形になります。
1:20:19	規制庁上出です。共通0バッチのあるルートなので2022年10月20日に出てきてますけど、
1:20:30	その資料で
1:20:34	700、
1:20:36	74ページあたりから工事の方法があって、実用炉に倣って、書いてますってことだと思えますけど、
1:20:48	設工認の通りであるとかあと技術基準の規定に基づくとかっていろいろ呼び込み先が変わってたりするんですけど、今回設工認の方針の中にちゃんと
1:21:00	この辺も先ほど説明されたようにですね、やり方は方針に書いてます。呼び込み先わざわざ、
1:21:10	統一して書いてもらえればと、普通に今日の積雪工認通りであることを確認します。
1:21:17	すればいいんじゃないのかなという感じとかあと
1:21:22	ざっくりですけど注記の書き方とか含めて、言葉の意味がちゃんと通じるか、言葉が何を指し示しているのかがちゃんと
1:21:33	設工認の方、方とかと、合わせて見て明確になってるかっていう目線では、もう少し
1:21:43	精査が必要かなと思っているところですからこの辺り補正に向けてですね、必要な記載があるか、精査いただければと。
1:21:59	を規制庁からです。現状事業者として何か考えている。
1:22:16	規制庁神です。日本原燃聞こえてますか。
1:22:19	日本原燃清水です。1度ちょっと整理はさせていただきます。

1:22:23	一部ですねちょっと工事の方法で、耐圧漏えい検査とかで、技術基準の規定を技術基準と設工認通りではなく、
1:22:32	技術基準と書いてあるのが、
1:22:35	差圧力等につきましては技術基準の方で具体を書いてあるので、
1:22:39	設工認でなくて技術基準を読み込んでるところもありますがちょっと1度考え方ちょっと整理させていただきたいと思います。
1:22:47	はい。規制庁カミデです。基本方針のところでもうすでにそこを呼び込んで、
1:22:53	ということでお話をしていますから、そういうところも含めて、ちゃんと確認をいただく。
1:23:08	はい。規制庁上出です。ちょっと駆け足になってしまいましたけど、材料構造、とりあえずそんなところで、今日お話できますので、
1:23:17	ですとか、規制庁側から何かありますか。
1:23:29	特になければ、振り返りは先ほど言いましたけどというか、
1:23:34	あと、津久井大川さん。
1:23:39	清水さん。
1:23:44	ちょっともうお昼過ぎてますので、
1:23:47	早々にやってしまいたいんですが、基本溢水 04 が提出されて、S F P のプール、以前から議論になっていた水位計水温計の話が、
1:23:58	整理されてきてはいたものの、前回の部屋で、
1:24:03	許可との関係あん中と、避難所の
1:24:07	加入のクライテリア、
1:24:09	どういうものを安全にするかというものが有とするか。
1:24:21	ほれ、
1:24:22	編著
1:24:27	に含ませますみたいな、
1:24:29	ご説明いただきたいんです。
1:24:32	はい日本原燃の白木でございます。資料提出後にですね、ちょっとおっしゃる通り、2 ポツ、溢水防護対象設備の選定の考え方のところで、30、
1:24:42	現状の施設、
1:24:45	そうなんですけれども、
1:24:46	今回の燃料貯蔵プール、
1:24:49	具体的なクライテリアという考え方は書いてないと、これ、次の通りだと思ひまして、
1:24:54	このことから、

1:24:57	これ
1:24:58	この
1:24:59	内容を女性の方に
1:25:04	燃料
1:25:09	再処理本体の安全冷却水系のようにですね。
1:25:12	普通時間 24 時間といったそういったデジタル値のクライテリアで、安全を選定したものではございません。
1:25:20	プール水冷却系はですね、事象進展は緩慢であるものの、ハザードの大きさ、
1:25:25	この人たちプールピットが大きいので、燃料貯蔵容量発生法、
1:25:31	崩壊熱量が大きいといったところから、
1:25:34	冷却性保持のための構造維持機能をキシノ安全機能にしております。ございまして、
1:25:41	この維持確保に必要な施設を安重とすることとしてございます。
1:25:45	この考え方に基きまして、プールCで逆経営安全冷却水系、補給水設備を構成する施設を、
1:25:53	安重施設、
1:25:56	そして、藤先生。
1:26:04	つきましては、この資料の方に記載の通り、温度計につきましては、プール水の循環を作ったところに、直接関係する計器ではないということ。
1:26:14	整形につきましては、仮に機能喪失してからしたとしてもですね、そこからリカバリー、1 日以上十分な時間余裕があるといったところから、
1:26:23	学生保持のための構造維持機能の維持確保に、必須な必要な施設とはしていないということで非安重というふうに整理してございます。
1:26:33	冒頭補足以上でございます。
1:26:36	一応風するクライテリアとして定量的な、
1:26:40	ものっていうのは社内で準備されてないということです。
1:26:53	日本原燃の瀬川です。
1:26:55	ですね
1:26:57	最初に設備本体側はですね、
1:27:01	今のシノザキを紹介した繰り返しになりますけれども、安全冷却水系について、48 時間以内にFに至るようなものに対しては、安全上重要な施設とした冷却水系で冷やすと。

1:27:18	そういうクライテリアがあるわけなんですけれども、このプールについてはですねそういう時間余裕的なクライテリアで設定しているものではございませんでして、
1:27:31	もともと等安全審査指針でしたか、(10)でプールというものは安重だというふうに指定されておりました。これは先ほど紹介させていただいた潜在的な
1:27:44	ハザードのレベルからもう、プール自体は安重というふうになっておまして、そのプールの機能を維持する、こそ、
1:27:55	いいですか付帯設備としての安全冷却水系統、補給水設備、これも引き、引きずられる方だけを感じるというような形で法学的にジャックしてきているものでございます以上です。
1:28:13	するような、
1:28:19	i n f o r m e dセガワです工学的ジャッジしてるものが非常に多いですね、安重の概念の五味周辺公衆に対して5mSvという数字もあたりするんですけれども、
1:28:31	実態としてですね一番閉じ込めのメインからの閉じ込めの安重ですけれども、プルトニウム溶液を含む系統だとか、高レベル廃液を含む系統ここはもう安重だよと。
1:28:43	実際の影響評価すると五味に行かないような、貯層とかもいたりするんですけれども、もう問答無用で安全にするというような形で工学的に選定しているところでございます。以上です。
1:28:56	規制庁久世です。
1:28:57	設備を持つハザードの大きさみたいなところと、あと先ほどからおっしゃってる48時間とか24時間。
1:29:06	猶予みたいな話とかを総合的に踏まえて、ジャッジ
1:29:12	しているとそういう理解でよろしい。
1:29:17	はい。日本原燃の瀬川です。大岡さんが解釈された通りかと思っております。以上です。
1:29:23	超過です。あとその許可、
1:29:26	送る。
1:29:27	やはりたくさん出ていて、その中で、
1:29:30	そういったかもしれないんですけど主要な工程、その設備の、
1:29:35	苦しい形がエントリーされていて、
1:29:37	これっていうのは、ああいうとして扱っていいものかどうかっていうのは、
1:29:42	です。

1:29:44	はい、与儀西田でございます。まず計測制御設備としての高低係数を計測設備として、添付書類含めて展開をしているものもあります。
1:29:54	これ、安全避難所かわらず、計測制御設備のですね、特に概要の下のところに書いてある通り、各施設の温度圧力流量、液密度等を測定し通常監視及び制御を行う設備だと。
1:30:09	ということで、その設備設備を見たときに、当初考えられる監視をしなきゃいけないものを行う計装設備として挙げています。これ安全避難所関係がなくということを入りしてやっています。衛藤の場合は、
1:30:22	当然ながら、水をはかる温度をはかるのが通常管理として必要なものということで、こんなケースを設備の中で入りをして書かさせていただいて、
1:30:32	なのでこれが1個安重だというわけではありません。以上です。
1:30:36	はい、規制庁からわかりました。ちょっと今、ご議論のようなことをちゃんと
1:30:42	わかるように、私らの方向性にさせていただければと思いますが、船長からとか、
1:30:47	N o. 9 になります。
1:30:55	増加です。特にないようであれば、
1:30:58	今おっしゃった方針でまた小貫さんの方、
1:31:02	以上です。
1:31:05	規制庁は承知いたしました。
1:31:07	はい。規制庁志水です。あとこれで午前中としてのメニューは終了となりますが原燃側、
1:31:15	連中通しでよろしいのでしょうか。
1:31:19	はい。日本原燃中浜でございます。はい。午前中ご講演ありがとうございました。
1:31:24	ここからもよろしく願いいたします。
1:31:27	それではこれで本午前中分のヒアリングを終了します。
1:31:33	録音を停止します。
0:00:00	録音開始しました。
0:00:03	吉見です。それらのヒアリングを再開いたしますと、出席者の変更がありましたので、改めて出席者の紹介をします。本町規制庁側については、本庁会議室からタジリシミス、
0:00:19	その他 r e v からオオオカ、
0:00:21	以上になります。それでは日本原燃の方から出席者の紹介をし議題の構成を説明してください。

0:00:32	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:37	サトウ。
0:00:38	もしイシハラする場合は、フジノスプリーズ
0:00:43	イワタニ。
0:00:45	人が、
0:00:46	黒崎クボタ、ヤマモト、
0:00:50	松ホリウチ、
0:00:52	これが強い。
0:00:54	また、
0:00:55	サカモリ、
0:00:56	松クボタ、
0:00:59	チダヤマモトイクラ。
0:01:03	キヌハタで、
0:01:06	イシダ、
0:01:07	マツザワ、
0:01:09	アブカワヤマダ。
0:01:11	サトウ。
0:01:13	メンバーぎユヤマ。
0:01:15	中。
0:01:16	ナカハマ以上となります。
0:01:20	本日午後のヒアリング燃料でございますけれども、
0:01:25	弱震
0:01:26	ガイドラインか。
0:01:28	落雷、火災防護。
0:01:31	火山。
0:01:32	小牧干渉その他、
0:01:35	事故も
0:01:37	それぞれの 00-01 及び、
0:01:41	これに関連する個別補足説明資料となります。
0:01:45	それでは、碓井からご説明を開始させていただきます。
0:01:51	はい。日本原燃の篠崎です。はい。
0:01:55	令和 4 年 10 月 31 日に提示させていただきました溢水量 0 の 01、R 15 について説明します。
0:02:04	修正内容につきましては、前回までのヒアリングでいただいたご指摘議 論を踏まえて修正したところなので、

0:02:12	詳細の方は説明は割愛させていただきます。
0:02:16	1点修正漏れがありましたので、そこだけご紹介させていただきます。
0:02:20	右下163ページになります。C4の2、添付書類2の、
0:02:27	中身になるんですが、
0:02:29	1ページにわたって(1)から(4)まで、
0:02:34	一斉影響評価対象外とする項目が並んでございますが、
0:02:39	このタイトルについてですね一部修正漏れがございます。
0:02:45	ちょうど出てきます五つ、02の方にですね、この対象外の説明があるんですけども、そちらの方で大体見直してますが、それと同じように、こちらの方も修正させていただきたいと思っています。
0:02:57	具体的にはですね例えば(3)排水性を要する動的機器、
0:03:02	これこの前の議論で、
0:03:05	これ何を指してるかわからないこともございましたので、
0:03:08	明らかに対称性回収ができるようにですね。
0:03:13	許可から今回の設工認の段における記載の明確化という理由で、
0:03:17	耐震性を有すると適みたいな影響はやめまして、具体的に、
0:03:22	水中に設置される機器といったふうに改めさせていただきたいと思っています。そういった修正が少しございます。
0:03:34	藤。
0:03:39	はい、規制庁岡です。説明ありがとうございます。
0:03:42	今のところは、
0:03:44	確かに、
0:03:46	溢水02の方をしてたので、ちょっと
0:03:50	また誤解招くなと思っていたんですが、北京の修正をお願いします。
0:03:54	あとちょっと、今回の提出された資料で気づいた点を幾つか確認させていただきます。
0:03:59	まず、19ページ目、00-01の19ページ目。
0:04:10	6.4の下、基本設計方針の6.4の(3)で、
0:04:15	特定するためにアクセスするまたはというふうに、
0:04:18	追加されてで、これが記載の適正化となったんですが、
0:04:23	これって、T
0:04:26	意図というか記載の適正化なんでしょうけど、
0:04:30	細かい話言うとするの後、またはだと、その間に店が入るんですがそもそも、
0:04:36	これだけより、どうせ適正かつな通路まで書いた方がよかった。
0:04:43	何か良いと思う。

0:04:44	1 と教えていただき
0:04:46	はい。日本原燃の篠崎でございます。後ろの方に出てきますMOXとの比較表でございますけれども、
0:04:53	何か言ってる中身は一緒なんですけれども、ボックス等が少し丁寧に記載している表現しているのがございまして、
0:05:00	これ意図は違うものではないんですが、
0:05:03	比較表での違いを述べるよりは、丁寧な記載に直した方がいいということでボックスにちょっと記載をさせていただいたという
0:05:11	修正でございました。
0:05:12	以上です。わかりました。今言った通りすぐまたは、
0:05:19	それとまた、
0:05:20	入ると思いますので、非常に細かいは、
0:05:23	そういうのもあり、
0:05:26	34 ページ目。
0:05:29	絶対値、
0:05:33	修正されていた。
0:05:38	6.6. 2 の方で屋外の話、設計方針の方で、
0:05:45	整理して、またのところで、
0:05:49	前回まで何をってところが全然書いてなかったんで、
0:05:53	またのところでいろいろ書き追加されてるんですけど、
0:05:57	屋外の薄い方の対象設備の設置高さを確保する書いてしまって大丈夫ですか、まず。
0:06:10	日本原燃塩崎でございます。
0:06:12	衛藤。
0:06:14	前段が没水後段が被水に対する対策の場合でございまして、日本イシダです。ただ、今おっしゃられたのは、例えば、
0:06:25	冷却塔の足も含めて冷却塔っていうと、なかなかこうするって言っても地面について繋がった格好できないんで、何を守りますってところも含めて、昼食によって書かないと。
0:06:36	実現できないことを書いてることにならないかっていうのが多分ご指摘の趣旨だと思うので、ちょっと工夫させていただきます。はい。社長。
0:06:44	その通りで、公開ってしまっちゃいけないよという、
0:06:48	ちょっと1個目はあくまで安全、
0:06:53	すると、機能喪失高さ、
0:06:55	そういう。
0:06:57	説明を受けてますので、ちゃんと

0:07:00	を変更する。
0:07:07	の方も、何をっていうところが、ちょっと、
0:07:13	募集して、
0:07:14	して、また記載の方を誤解ないように整理して、
0:07:18	あればと思います。
0:07:20	日本原電シノザキです失礼いたしました。そのような声を生まないような表現に修正させていただきます。
0:07:30	の方は以上です。
0:07:31	別紙 4、大槻小園。
0:07:34	167 ページ目。
0:07:41	ここで今ちょっと、その基本設計方針を受けての具体的展開のところで、
0:07:48	下のね。
0:07:49	いろいろ書いてはいるんですが、
0:07:54	ここで今回の説明を全部し切ると、そういう、
0:08:00	ことだと思うんですが、
0:08:02	まずその認識でよろしいですよ、申請書の中では、ここで全部連結との話をする。
0:08:07	いうことで、
0:08:09	上西野崎でございます。第 1 回申請においてはここで安全冷却塔の日の話をすべてするというようにしてございます。
0:08:18	評価ですっていう、ここを踏まえてMOXの建屋開口部高さの時とか、
0:08:25	別個どういうふうにかかっている議論をしたところもあったんですがまず、
0:08:29	ここ今回担保すること、
0:08:33	概要、
0:08:34	概略評価ではあるものの、結局何を担保するのかっていうところで、今回は、
0:08:43	さっきの話と、機能喪失高さを
0:08:47	担保するというので、そういうものは、ぜひ、
0:08:51	先日も共通するはちいで議論なんかもありましたが、
0:08:54	図面等で、
0:08:57	ちゃんとリンクさせて示すっていうことで、まず図面とのリンクっていうのをしっかり意識して、
0:09:03	くださいというのがコメントですが、その辺認識。

0:09:12	弓削西原でございます今岡さんおっしゃっていただいていることちょっとうちの人間が理解できるように私の理解を説明させていただきますと、
0:09:21	ボックスの場合は各建屋入口の開口部の高さを担保しますと言ってその回分開口部の高さの設計の考え方を説明した上でそれに
0:09:32	関係する図面の番号を読み込んで、その具体的な高さをその図面に示しますということで参照先を変えたということをしてたんですけどここも同じように、機能喪失高さを担保条件にするのであればそれが書いてある図面を、
0:09:46	びっくりしてリンクをとるということでよろしかったですか。
0:09:50	規制庁下でその通り。
0:09:55	はい、稲毛西田でございますはい。同じような形で、リンクを貼って展開するように、あれ。
0:10:04	くださいませ。
0:10:18	はい。日本イシハラですちょっと全体の図面での情報整理をさせていただいて可能な限りそういった形になるようにさせていただきたいと思います。現状機能喪失高さと言ってしまうと多分指標しか出てこなかったりするところもあるので、
0:10:32	そこも含めてたとえ、添付か証票及び小牧に伺える等もありますのでそこも含めて整理させていただきます。以上です。はい。規制庁羽田です。仕様表でし、まず数値をしっかり示してもらってというのは、
0:10:45	当然なんです、その高さっていうのが、結局どこのことを言ってるのかっていうことを、しっかり図面の方で表現されてる必要がありますので、
0:10:56	それでMOXの他建屋からクボタかなんかと同じ議論
0:11:00	なってくるのかなと思います。共通08なんかの整理とも、
0:11:05	添付どこと図面どこで示すかも含め、ちゃんと整合するように、その辺をしっかり整理していただければと思います。
0:11:14	00-01資料に関しては、以上なんです、他、
0:11:20	ちょっとゼロさんの方もついでに、
0:11:27	ごめん、確認させていただきたいんですが、03の今回5ページのところに、前回の、
0:11:34	あれでしたかね、その他、
0:11:38	その他外傷の降水のところですかね、少しコメントしたものの対応として、
0:11:45	今回その想定破損は1系統における単一の機器の破損を想定しておりっていうことを、

0:11:52	説明が追加されているんですが、
0:11:56	その時の議論から考えたりあと添付書類のこの方針との、
0:12:02	の紐付けを考えるとこの理由をしっかりと明記してくださいと、ここ、今のその整理結果から、整理結果が前提になってるんですけど、この理由をちゃんと書いてくださいっていうことを、
0:12:16	ということだと思います。
0:12:18	まだ結局イスイなんでっていうところは多重化して、
0:12:23	やりとりがあったりということが前提で、そういったもの、ものがちゃんと理由として表現されてい。
0:12:31	いるべきとの、
0:12:32	認識ですが、その辺いかがですか。
0:12:38	すいません 2 本目の石崎でございます。
0:12:41	ちょっとすみませんは汲み取れ切れないとこあったんですけど今おっしゃってるのは単一故障の話だけではなくて、
0:12:47	全体として、
0:12:51	守るかみたいな
0:12:53	を設けるとか距離とかそういう話だと思うんですけど、そういったのをちゃんと
0:12:58	全体のところで全部説明し、説明しきるといとかちゃんと説明を加えるというご指摘ということでよろしいですか。規制庁からちょっと違ってて、
0:13:08	ここの説明で、
0:13:11	救急に、想定破損は 1 系統における単一の機器の破損を想定しておりっていうふうに、
0:13:17	限定して書いてしまっているんですが、
0:13:20	それ、その理由が必要ですよって言っている。
0:13:24	その理由としては、多重化されてたり、
0:13:28	距離があって、はい。
0:13:30	栗原まで単一故障で大丈夫なんですっていう、その理由を追加してくださいっていう。
0:13:38	表現のシノザキです
0:13:40	コメント趣旨理解いたしました。いきなり何で単一キノコ破損を想定して OK なのかではなくてこうこうこうなのでこういう想定をしますと、いったそういった理由を加えさせていただきます。
0:13:50	はい、規制庁からして、これがですね、00-01 の 108 ページ目。
0:14:02	ここで方針的に書いてあるんですが、添付書類はできるだけ

0:14:08	やっぱりここ、結果、結果と的整理だけじゃなくてその理由も、
0:14:14	ちゃんと書いて欲しくて例えば今の議論を踏まえて、1系統における単一の機器の破損を想定していう
0:14:21	ガイドを参考にしていうところも少しちゃんと理由を示して欲しいなと思いましたが、その辺、
0:14:28	いかがですか。
0:14:34	日本原燃篠崎でございます。補足の方の修正はもちろん、そのエッセンスで添付書類に書くべきところにつきましては、
0:14:43	書類、具体的 108 ページの方に書き加えさせていただきます。
0:14:46	はい、規制庁課です。よろしく申し上げます。溢水関係私からは以上なんですけど、これ全体を通して、
0:14:54	町側から、
0:14:55	確認事項等ありますでしょうか。
0:15:01	特にないようでしたら、あと医薬品の方の、まずやってしまってから振り返りを申し上げます、薬品の方をお願いします、
0:15:20	規制庁はですね薬品の説明も、あ、すいません。すいません。日本原燃の堀内でございます。薬品 00-01 及び薬品 01 についての
0:15:31	取材課長簡単にご説明させていただきます。基本的に質疑でもいただきました通り当選今回、
0:15:38	10月20日のヒアリングコメントの反映を行っております。
0:15:42	その中でですね有毒ガスの記載について、当間記載、許可の展開としてですねそのまま書くのではなくてという部分とあとは記載箇所、
0:15:53	要求事項に対して記載場所を適正させるというところの反映を行ってございまして、
0:16:00	衛藤町、ちょっと簡単にご説明させていただきますと
0:16:05	記載順番といたしましてもともとですね設備に対するものと、今回有料化すと、
0:16:11	いう人に対してのものというところがちょっと今ごちゃごちゃになっていたところありましたのでその部分を整理させていただいた。
0:16:18	という点とあとは基準関係のところですね、こちらについてはちょっと記載が浮いたような形になっておりましたので、
0:16:26	それに基づく、設計に基づく設計と、こことの紐づけという部分が明確になるような修正を行っております。
0:16:33	それぞれの修正箇所については先ほど石井でも説明させていただきました部分と重なる部分ございますので、集めさせていただきます説明は以上です。はい、規制庁かで説明ありがとうございました。

0:16:44	整理結果を見て、
0:16:47	今おっしゃったようなことが自然と読めるように違和感なく読めるようになっているなということは確認しておりますので、今言ったような説明がですね、
0:16:59	判例だとちょっと煩雑になるかもしれませんが、備考のところをちょっと使ったり吹き出しを使ったりして、この部分はこういう意図を持って、
0:17:10	基本設計方針の方に反映してますみたいなことがもう少しわかるようになっておいた方がいいかなと思っておりますがその辺いかがでしょう。
0:17:22	はい。日本原燃篠崎です。備考或いは吹き出しを活用させていただいて、その考え方みたいなのをわかるように、アプローチ残すようにいたします。
0:17:31	はい。規制庁角ですよろしく申し上げます。あと幾つか確認なんですけど9ページ目で、
0:17:38	これも有毒ガスから展開されたところの一番最後のポツ。
0:17:45	下にあるポツ、環境薬品から発生するってところのこの
0:17:50	⑨薬品の種類、量濃度等というふうに、脳が残っていて頭の説明がないところがあったんですがこの当てのは、
0:17:59	何か説明ありますでしょうか。
0:18:07	申し上げます、日本原燃の堀内でございます。申し訳ありませんちょっと記載が抜けておりましたちょっと修正の過程で抜けてしまったものでございましたので衛藤。
0:18:16	それから、吹き出しを追加して対応させていただきたいと思います。
0:18:21	超過ですということ10ページ名もう似たような話でちょっと今のところも関係するんですが10ページ目の頭の解説の、
0:18:29	一つ目と三つ目の書き方が、事業変更許可を踏まえて、何ちゃらっていうことを記載したの内容は添付書類に説明するとあって、あと、
0:18:42	もうちょっと
0:18:44	この頭が何かっていうのが、
0:18:47	もう少しわかるように書いて欲しいと、二つ目のように書いて欲しいんですが、
0:18:53	何か整理は、例えばついてるんでしょうかというところが、
0:19:00	はい。日本原燃の堀内でございます。こちらもご指摘いただきました二つの吹き出しにつきましては
0:19:07	例えば一つ目に関しまして漏えいまたは一週というふうに記載をさせていただきます。今いただいているんですけども以上の

0:19:14	具体例の1例という形になりまして、後の別紙4の方でもですね、同様な記載をさせていただいているところがございます。
0:19:24	あと今のコメントを受けましてですねこのまま書くのではなくてとは言いながらも幾つかサンプルというか例を挙げた上でこういった説明をさせていただきますという形で追加をさせていただきたいと思います。
0:19:36	はい、規制庁効果です。他のところだと、こうこうこうといった類のことがここに含まれて例えばこういうものが挙げられるっていうような、何か書き方の
0:19:46	いいかなと思ったので、そういうふうに、また次の方よろしくお願ひします。
0:19:53	あと、37ページ目、これはちょっと念のための確認というかですね。
0:20:01	下の(3)、
0:20:04	のところに、今回1セガワと一緒に整理されたんですが、
0:20:10	薬品側だと、
0:20:14	これですね、緊急遮断弁のK I cの部分が地震研だ形になっていて辨野感震機構というのはないんですがここは
0:20:24	薬品のためで、2、そういう子機構のものはなくて、かつ、イスイが使ってるものと兼用することもないっていう、そういう認識でよろしいでしょうか。
0:20:34	はい。日本原燃の塩崎でございますおっしゃる通り、薬品の方では機械式遮断弁というものはございません。もう少し言いますと薬品許可時点ではこういった遮断弁といったものも、設備の候補として挙げていたんですけれども、
0:20:50	実際の今後の設計におきましては、研究遮断弁、薬品防護設備として、遮断弁といったものは出てこないことになります。ただ溢水側とももう踏まえまして、許可、
0:21:04	の考えを踏まえて、今回の基本設計方針では、取り得る対策を全部書くという意味で、ここについては、
0:21:12	いずれのコメントを踏まえまして、1審系とのセットということで、
0:21:16	記載させていただいたというところでございます。
0:21:19	以上です。
0:21:20	成長がですわかりました医薬品。
0:21:24	そういう遮断しなきゃいけないような、
0:21:30	ゆ要はこういう必要がないっていうような防護対策をとっ
0:21:35	てるんですかね、結局。
0:21:40	日本原燃篠崎でございます。

0:21:44	もともと薬品はない。
0:21:47	ライフをしていないといいますか所場自体がないんですけれどもちゃんと演技ができるような指導弁があるとか、
0:21:53	そういったところを薬品影響評価、第2回以降のところ、あわせて説明させていただこうと思います。
0:21:59	規制庁かです。
0:22:01	明日、
0:22:02	何多様な観点での確認になるんですか。
0:22:06	38 ページ目の (5) の方検知器に関しても、
0:22:10	土肥須川では液位計がエントリーされているんですが、ちゃんとエントリーされてるんですが、こっちは液位計の内藤でこの辺も、
0:22:19	薬品ではその液位
0:22:22	計は、エントリーしなくていいっていうのは何か。
0:22:26	理由があるんで、
0:22:34	少々お待ちください。
0:22:44	すいませんと日本原燃篠崎でございます。
0:22:46	再整理させていただこうと思うんですが、
0:22:50	これも先ほどと同じで、漏えい検知器ってのは、候補としては挙げたんですけれども、
0:22:56	実際に物がつかない
0:23:00	詳細的なものはつかないことになってございます。それも踏まえてなんですけどもいすはそもそも候補として挙げる範囲ってのをちょっと、すみません、整理させてください。
0:23:10	はい。規制庁布田です。わかりました。許可から横。
0:23:15	横にこう持ってくるとそうなるなどは、
0:23:17	思いつつ、
0:23:20	転用とかあるのかなとかそういう意味で聞いてはいるんですが、しっかり
0:23:26	説明がないと、
0:23:27	そういうところは聞く必要があるんで、そういう説明も分、ちゃんとどっかにするように、
0:23:33	お願いします。
0:23:36	表現にただけ承知いたしました。
0:23:39	規制庁かです。あと、この資料に関してはいすEで先ほど出たコメントを踏まえて、こちらもいろいろ見直されると思うんですが、10436 ページ目の、

0:23:51	35 の下から 36 ページ目のところで、
0:23:55	薬品に関しても、結局ここで全部この第 1 回申請設備を説明しようと。
0:24:01	ているという認識でまずよろしいですか。
0:24:07	はい。衛藤。
0:24:09	与儀西崎でございます。第 1 回線範囲のところの、
0:24:15	冷却塔の評価。
0:24:17	ここはおっしゃる通りこの 36 ページのところ、
0:24:20	分析方針として説明しきることになっています。
0:24:24	はい。規制庁加治です。構造図等っていうのリンクは、先ほどの議論を踏まえてこちらも必要なんですが、
0:24:33	ちょっと今記載が薄くてですね。
0:24:35	まず、代わりと評価を行ったというふうに 135 ページ目書いててで、ポツ起票没影響に対してはというふうに、一つの段落で、
0:24:47	書いているんですが、まず今までの説明を受けてる感じだと。
0:24:52	前提としては、運搬経路、十分離隔距離がとられているっていうまず大方針が、
0:24:59	あって、そだから裨益が届かない。
0:25:04	大津駅に対しても機能喪失高さに至らないっていうそういうような、
0:25:08	説明を受けてきていてそういうことがしっかり表現される。
0:25:14	よくなっていて欲しいなと。かつ
0:25:18	何の医薬品を懸念しているかなんの。
0:25:22	あの部分を懸念しているかっていうような午後の
0:25:27	相性とか、あとどういう想定なのかとかそういったところをもう少しちゃんと丁寧に、
0:25:35	論じて欲しいところなんですが、
0:25:38	この辺の認識はいかがでしょうか。
0:25:42	日本原燃篠崎でございます。
0:25:45	それぞれ枚数がもう少し書き加えなきゃいけないというところに合わせて、薬品、
0:25:50	ちょっとすぎるかなってのは、ご指摘の通りかなと思いましたので、
0:25:54	補足説明資料にも、かなり少し書き込めるところございますので、そういったところでも、必要なエッセンスってのは全部こちらの方に書き出すようにいたします。
0:26:04	はい。一番岡です。
0:26:07	よろしく申し上げます。
0:26:09	あと、この資料、関連してなんですが今の議論と、

0:26:14	薬品 01 の、
0:26:16	ビジョンは、
0:26:18	先月でし続けたものが多くて、
0:26:21	こちらは説明がかなり充実して、
0:26:25	いろいろわかってきてはいったもののその機能喪失高さの考え方がよくわからなくて、
0:26:33	ベッドを提出していただいている仕様表の街竜巻 34 ですね。
0:26:38	そこに書いてある数値と、
0:26:41	ここで決めさし高さって説明している数値とが整合しなくて、どこのことを、
0:26:47	機能喪失高さと呼ぶのかっていうところを少し説明いただけますでしょうか。
0:26:54	その仕様表との関係も少し説明いただけますでしょうか。
0:27:00	田谷です。江藤。日本原燃の篠崎でございます。
0:27:04	ちょっと具体的な数字はすいませんマスキングになっているのであれなんですけれども、
0:27:09	仕様表で示します、配慮すべき高さってのは TMS L の値を書いてございまして、
0:27:16	今回こちらの補足説明資料で、
0:27:19	まず足し算すればわかるんですけれども、
0:27:23	その値が仕様表の方に書かれていると、そういう関係性になってございます。
0:27:28	はい、規制庁課です。今、
0:27:31	受理している最新版の街竜巻 34 の仕様表に書いている、また以降、
0:27:37	薬品 01 で足し算してっていうあたりが整合してないので、
0:27:43	そう伝えているんですが、
0:27:55	少々お待ちください。
0:28:27	日本原燃清水です。
0:28:29	東井委員 01 のですね、すみません、補足説明資料の内容を精査する中でですね、
0:28:35	一部ですね、衛藤外竜巻 34 で出したんですがその高さですね。
0:28:43	こちらにですね、基礎分の高さもですね、損失があるということがわかりまして、薬品 01 の方で、私数値の方リバイスしておりますので、その内容の方をですね、
0:28:54	表にも正しく展開したいと思います。
0:28:58	はい、金田梨本。

0:29:00	瀬野される。
0:29:04	ごめんなさい。
0:29:09	いただけると思いますのでよろしくお願いします。
0:29:12	薬品に関しては私から以上なんですけど、規制庁側から、
0:29:16	追加で確認等ありますでしょうか。
0:29:22	特にないようでしたら医薬品関係少し、
0:29:25	あまり大きなコメントはなかったと思うんですが振り返りをお願いします。
0:29:33	はい。
0:29:34	日本原燃庄田でございます溢水の振り返りからでございますけれども、
0:29:40	修正漏れたところにつきましては適切に修正して参ります。
0:29:48	あとは、登録別6ポツに屋外の防護対象設備、
0:29:53	これどう守るかといったところを記載につきましては、ちょっと今の記載では足りなくてですね、設置高さって何に対しての瀬下さんの担当で、そういったところが足りませんので、中身についてはもう少し
0:30:06	記載を充実させていただきます。
0:30:09	はい。あとは図面とのリンクですね今度概略評価で書いてあるところにつきましては、AMEXの方の参考にですね、
0:30:19	そもそも設計の担保の話を書いた上で、概略評価の話も書きその高さとかを、
0:30:29	参照できるような図面みたいなのもちゃんと引っ張ってくるようにといったところ、やっていきたいと思います。
0:30:36	あと溢水の補足説明資料03ですけれども、
0:30:40	地震からの被水のところで、あいつのは、破損してますよといったところ書いてますけれども、そこについてはちゃんと
0:30:51	その理由についても追記させていただきます。
0:30:54	これにつきましては添付書類の方にも、同等に必要な情報を展開させていただくと。
0:31:00	です。
0:31:01	医薬品につきましては、等の説明がないところとかですね。
0:31:09	揚力ですか有毒ガスの許可からどういう考えでこう展開したのかみたいなところにつきましては、
0:31:16	吹き出しとか備考欄について、
0:31:19	通いさせていただきます。
0:31:22	あと緊急遮断弁と液位計のところのですね、記載について、
0:31:29	少し整理または修正をさせていただきます。

0:31:34	概略評価に係る記載のところにつきましてはS Eと同様ですね。
0:31:39	再編前は足りてませんので、その辺修正させていただきます。
0:31:44	あと溢水という
0:31:47	仕様表ですとか、お互いの障壁と、
0:31:51	配慮すべき高さのところで、数字が合っていないところがありましたので、
0:31:55	そこについては適切に修正して参ります。
0:31:58	はい。簡単ですがいす医薬品の振り返り以上です。
0:32:02	はい、松岡です。
0:32:05	承知しました。それでは次の海外かですかね。
0:32:12	移っていただいて説明をお願いします。
0:32:15	はい。それでは日本原燃モリマツです。外観の00についてご説明させていただきます。
0:32:21	当該年間00につきましては10月26日に受けたコメントを踏まえまして修正させていただいています。
0:32:28	衛藤構造共同話とですね、危険距離の話といったところでコメントにつきまして修正させていただいておりました、内容としては特にございませんので、説明は割愛させていただきたいと思います。
0:32:41	はい。規制庁大蔵です。それでは今ちょっと説明があった16ページ目からですか。
0:32:57	危険距離を上回るとか、
0:33:01	16じゃなくて10、
0:33:09	どこでしたっけ、すみません。
0:33:14	日本原電モリマツ17ページだと思います。何ですかね。はい。すみません。ここで、危険距離を上回る、回る離隔距離を確保し、というふうに、
0:33:24	今回追加されてきたところなんです、
0:33:28	今危険距離っていうのがこの前だと16ページ目の建屋の
0:33:33	ところで定義して、これが何か呼び込まれる感じで、
0:33:38	少し
0:33:40	ただこれだけを追加すると、公開招くなというところがありましたので、
0:33:44	まずそれぞれの、
0:33:47	事象それぞれの
0:33:50	防護対象施設に書いておいて、

0:33:53	危険距離っていうのはこういう考えですっていうものを1回置いてから、
0:33:58	その危険距離を上回るリサーチを了解するっていうような書き方にしないと、
0:34:03	うまく繋がらないのかなと思いました。
0:34:06	その辺、認識いかがですか。
0:34:09	はい。日本原燃モリマツです。確かに危険距離を一番最初定義していて、建屋に対して定義している形になってるのでこれが危険距離って建屋の危険距離が使われるような形になると思ってます。
0:34:21	なので例えば、経営温度というか、9温度、
0:34:27	それとなる
0:34:29	離隔距離、いわゆる危険距離、
0:34:33	に対して、それを上回る離隔力が欲しいというような形ですすることで、安全機能を損なわない設計とするというような文章の書き方としたいと思います。
0:34:44	お話ですので、よろしいでしょうか。
0:34:46	超過ですと0、少しその辺、気をつけるだけで、誤解を招かなくなりますので、
0:34:52	また整理の方よろしくお願いします。
0:34:55	次、31ページ目も、これも先ほどちょっと説明があったところで、
0:35:04	以前ここは構造健全性というふうに書いていたんですが、
0:35:09	健全性っていうワードを設工認では、
0:35:12	もっと具体的に示すことっていうふうな感じで、こっちの方で議論があって、僕そのものはコンクリートの圧縮共同とか、
0:35:21	そういう整理をしたんですが、この部分、
0:35:25	少し具体的な書き方で今回建屋外壁の発生応力を短期許容力以下となる指定というふうに追加されたんですが、
0:35:37	これは前回もここ、ちょっとコメントしましたが他の外部衝撃とか他の条文ともちょっと整合したレベル感の
0:35:45	ながら、
0:35:46	記載されているとそういう認識でよろしいでしょうか。
0:35:50	日本原燃のモリマツです。衛藤クライテリアを明確化するという観点においては同レベルになっているとは考えております。
0:35:57	具体的に、ちょっと外部火災、ちょっと具体的な感じがするんですけども、このぐらいで、の記載になるではないかというところで書かさせていただいているというものになってます。

0:36:07	はい。成長からそこ具体的に書くこと否定はしないんですが、あとはレベル感がそろってるかっていうところもちょっと気になったところではありました。で、あと短期許容力以下ってなってください。これ、短期許容応力度以下。
0:36:22	だと思うんですが、
0:36:24	そういう、
0:36:25	少し正確な表現の修正っていうのはお願いしたいんですが。
0:36:29	いかがですか。はい。日本原燃モリマツです。申し訳ありません短期協力以下です。あとごめんなさいこの資料の中でも、短期協力状態とか協力、
0:36:40	多分添付書類は転居緑道にしたりとか、ちょっとバラバラになっていたので、その協力度以下という形で修正させていただきたいと思います。
0:36:49	はい、それではわかりました。結構バラバラだ。ですので尽くせさせて、そろえていただければと思います。あとですね先ほど
0:36:58	建屋の方でコンクリートの圧縮共同というふうに、
0:37:01	伝えましたがこの、
0:37:05	許容力度かを、
0:37:08	へえ。
0:37:09	し、コンクリートの構造強度を確保する設計とか、少しその、
0:37:14	メッシュのばらつき感を少しなくすような保守、
0:37:18	就職をするとなんかバランス良くなるのかなと思ったんですが、その辺はいかがでしょう。
0:37:26	はい。日本原電モリマツです。確かにコンクリート圧縮強度のような形で、ちょっと短期送るくうだと。
0:37:33	少し、I D E C様の他の方の深さにおける負荷等々があってない可能性もあるので、そこについてはですねちょっと火災としてのよくなり踏まえてですね、
0:37:45	と修正させていただきたいと思います。
0:37:47	はい、江藤ですよろしくお願いします。あと 36 ページ目で、
0:37:53	こちらも追加されてる箇所さん。
0:37:57	安楽久米です。前回少し議論して追加いただいたところなんですが、
0:38:03	建築基準法、
0:38:05	とせ。
0:38:07	予定している、
0:38:10	施行令の所でした。

0:38:13	の、
0:38:14	タイトルが耐火性能に関する技術的基準のうち、まずそれをしっかり、
0:38:20	書いていただく必要があって、今1時間とか途中に入れてますが、
0:38:26	まず建築基準法ではどういう基準を定めているかっていうのがスタートをしっかりと、
0:38:33	書いていただくと建築基準法における耐火性能に関する技術的基準。
0:38:38	で、満足する1時間性能し有する塗料とか、
0:38:43	少しその法令の文章としっかり紐付けた上で、どんなものを使ってるかっていう説明につなげていただきたいと思います、
0:38:52	その辺からです。
0:38:53	はい。日本原電モリマツです。すいません建築基準法とかいったところであとは話し言葉としてか書き換えてしまっていて、まず技術基準、技術的基準ですね。
0:39:03	今
0:39:04	タイトルに合わせて書かせて上で、その上で1時間耐火の話をかけて、粗度量を使いますというのを書きたいと思います。以上です。
0:39:14	施設僕です。お願いします。
0:39:17	関連して、別紙側なんですけど115ページ目。
0:39:25	3段落目、今回追加、同じように追加いただいたところは、同じように直していただきたいと思います、ここも、
0:39:34	修飾というかなぜ1時間でいいんだってところの理由をここに追加して欲しくて、
0:39:42	残高04の別添6で整理されてきているところだと、想定される航空機墜落火災と大臣認定試験の条件で、
0:39:52	積算入熱量とか、あと、耐火性能の判定基準とかが同じとかそういう、
0:39:58	まとめ方をしていますので、そういったものを理由として、
0:40:03	だから1時間耐火性能でいいんだって、そういうつなぎ方をしていたと思います、その辺いかがですか。
0:40:10	はい。日本原燃モリマツです。そうですね記載案をちょっと作り上げたときに、その積算の熱量の話を書いたんですけども、下に書いてある通りで、
0:40:19	もうは温度ですね、その試験結果から8ポンドとか、
0:40:23	広告面火災と同等となるっていうのは補足で書いてあるので、ここに試験結果から八田海野とかは、

0:40:32	発砲0の比率を1時間耐火のもので使ってるというふうにちょっと読ませようとしたんですけども、ちょっとそこが飛んでるように見えるとのことですので、
0:40:40	ちょっとそこも、補足をさせていただこうと思います。以上です。はい、規制庁崩し、今説明いただいたその厚さの考え方は、理由がちゃんとここ2回書かれていていいと思うんですが、前半は、
0:40:54	あとちょっと、この後半部分その3mmとか2ミリを、
0:40:59	修飾する部分の、
0:41:03	記載がちょっと薄くて特にその波及的影響がは、
0:41:07	K a k e h i 的影響をおよぼし得る施設は波及的影響を及ぼさない温度以下となる厚さとか、
0:41:13	もうちょっと具体的にここは書いて、
0:41:16	欲しいところです具体的というかちょっとわかりづらいという。
0:41:20	ところなんです、前回までのその構造を維持する温度というふうに、
0:41:25	もう少し具体的に書いていたと思うんですが、そっちの方がやっぱり、
0:41:30	読んでたらわかるかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。
0:41:34	はい。岩根モリマツです。そうですねちょっとここ健全性の話もあったので、安全機能を維持するっていうところ、構造強度、どっちもくっつけてしまったんでちょっとそのクライテリアが違うっていうところをちょっと柿原層としてちょっとこっちの文言にさせていただきました。
0:41:50	ちょっと後段で
0:41:52	給与の方とかでも書いてある通り構造強度を維持するというのと一時的な構造。
0:41:57	強度が落ちたとしても崩れないみたいなそんな話のフレーズがあったと思うので、それをちょっとここに持ってきて、就職するようにしたいと思います。
0:42:07	はい、吉井です。よろしくお願いします。
0:42:09	あと4-2って、
0:42:14	前回から火災防護対策設備の添付書類での扱いっていうところを少し議論していて、
0:42:23	落雷では、今回、添付で説明され、明記されたりしていたんですが、
0:42:30	臭いではそこ明記されずに外来数4とか08ではしっかり説明されてるのは確認したんですが、
0:42:37	自然現象の外部衝撃全体として、
0:42:42	どういうポリシーになったというか、その辺そろってますでしょうか。
0:42:49	病院の森野です。申し上げますちょっと

0:42:52	ない。
0:42:54	そしてはんと、建屋の整理の仕方が、
0:42:59	ですかね。
0:43:00	統括部長ですかね、建屋の整理はそろってるの確認したんですが、
0:43:05	細胞の対策設備、
0:43:07	圧壊が、
0:43:09	条文で違うんじゃないかなと、いずれも呆れてケーキを与えないことっていうふうにはなってるんですが、
0:43:16	外部火災では、あの点補足だけで済ませていて添付で明記されてなくて、一方で落雷では、添付で説明されてきた。
0:43:25	以前何火山か何かで、添付でも書いた方がいいんじゃないですかっていうコメントもあったと思ったので、
0:43:33	外部火災はそこを、
0:43:35	添付では書かない。
0:43:37	あいてないなと思った次第です。
0:43:41	日本原燃野村です。はい。
0:43:45	波及的影響を及ぼさない施設については外部火災では展開はしていません。
0:43:52	幹事系について補足において、江藤寛期は起きませんというふうにしていて、ちょっとそこにずれがあったとするならばちょっと確認をさせていただきたいと思います。
0:44:02	以上です。
0:44:03	はい。規制庁岡です。外部衝撃横並びの観点で少しその辺も頭が今そろってないなと思ってのコメントですので、また、
0:44:14	社内で検討いただければと思います。
0:44:17	あと外部火災関係現状私からは以上なんですが他、規制庁側から、
0:44:23	コメント等ありますでしょうか。
0:44:30	特にないようでしたら振り返りをお願いします。あまり大きいコメントはないので。
0:44:36	簡単で結構です。
0:44:39	はい。日本原燃の那須です。それでは繰り返していただきます。危険距離についてはまず、説明を加えさせていただきます構造健全性については各レベル感が開けるところ。
0:44:50	ついては、加来次長また、ご説明させていただきたいと思います。短期許容力度のところ記載が足りないところにつきましてはちょっと確認させていただきます。

0:45:02	あとは建築基準法のタイトルですねしっかり書いた上で、1時間耐火の話を書かさせていただきます。
0:45:09	添付の方ですね1時間耐火で良いかというところの理由をですね、もう少し書き出すようにさせていただいて、波及的影響を与えるというところですね、構造エコーが一時強度が一時的に低下してもというような図を入れさせていただきます。
0:45:22	業務処理業務に大変申し訳ありません。ちょっとこちらの落雷とか同整理をもってですね火災感知器の各記載等もさせていただきます。
0:45:30	振り替え市としては以上となります。はい、規制庁からですよろしくお願ひします。じゃ、次、もしよろしければ外来の方、お願ひします。
0:45:42	はい。稲毛西尾でございます。
0:45:46	落雷関係ですけども、10月31日提出させていただいたリビジョン中でございます。
0:45:54	前回のやりとりを踏まえて修正をさせていただいてございますが、修正名あと修正したことによって、すいません私も
0:46:04	出しておきながら恐縮です。うまく見えてなかったとちょっと反省をしております、修正の仕方がもう完全に勘違いした修正の仕方になってるところも幾つかありますので、
0:46:15	そこの部分を中心に口頭で稲井から説明させていただきます。
0:46:19	まず右下6ページ、別紙1でございます。
0:46:23	3.3. 6、落雷(1)防護すべき設備責任者、頭の文章の後にまた書きがあります。
0:46:30	ここに直撃内藤カミデ李赤瀬番の話を書いた上で、その前に書いてある日本の特徴がですね、
0:46:40	説明のことしか書いてなかったんで全体を含めて必要な要素を書きましょうと。
0:46:45	やりとりを前回させていただきました。これももとの文書の発端から見ると、右側見ていただきますと許可の本文ではまた、
0:46:53	具合によってもたらされる影響及び再処理施設の特徴を考慮しと書いてあって、ここは本来、滝井の後は落雷の手元に与える影響として直撃ないによる域及び間接被害による雷サージの影響を考慮するとともに、
0:47:09	その考慮の中では最初施設の特徴として、ここら辺、建物が分散してる、高い建物がある、あと建屋間のケーブルなんかが、
0:47:20	繋がっているといった特徴を考慮して、設計を行うという文章を、本来は構築しなきゃいけなかったんですけど、中途半端に直しになってまして、そこが、

0:47:31	再度修正をさせていただきます。
0:47:34	あとは6ページの下側防護ネットみたいなものがありますよということ を構成の中で行った上で文書をつなげるというのをやらせていただきました。
0:47:45	あとは修正の仕方がちょっと伊東を完全に組み込み規定となったのが、 右下11ページ。
0:47:53	四半期海外の150キロアンペアを超えるいわゆる270から150の間だけ の人たちの設計ですが、前回これについてもちゃんと設計方針として 方針を述べるべきというやりとりをさせていただきました。
0:48:08	今ここのなってしまった理由まずは分を対象施設ではない、安重ではない ので差別化したいということがまず前提で書いてました。
0:48:18	ちょっと放送があります議会中出します。
0:48:37	今田総括でしかしてないんですけど、
0:48:43	資料のチェック依頼。
0:48:47	やるんだろう。
0:48:50	総括に来てるので、
0:48:53	早う
0:48:56	失礼しました。ここは文語対象設備ではない、いいがと言った上で主排 気塔以外の高い構築物、北換気等々について、
0:49:06	200、170から150キロアンペアに対しての役割を高年齢設計しますよ というようなことを、まずはちゃんとうたわせていただこうかなと思 います。それが遊佐形状の担当事項だと思いますので、
0:49:19	一応その次のページの12ページではその趣旨を踏まえて真ん中Cぐら いですかねまた書きがあって、シライキド除く高い構築物については 150を超えると区域内を捕捉するために排気棟と同等の
0:49:33	設備を設けるということで、その趣旨は踏まえて書いたつもりですがそ の前の文章との繋がりから考えると、11ページがちょっと文章足らずか なと思っております。
0:49:43	これは点検解析も同じように、記載としては不足があると思ってますの で記載のほうは修正をさせていただきたいと思います。
0:49:52	あとは別紙4でございますけども別紙4も前回距離を踏まえた上でかつ 求積方針の修正を踏まえた上で、修正をさせていただいてございます。
0:50:04	特に別紙の2のところ、
0:50:08	前回やりとりがあった右下54ページ、54ページかな。
0:50:17	組合裏の話ですかねまず建屋の主プライベート対象施設を収納する建 屋、

0:50:25	ポイントにしているもののうち、屋外の防護対象施設としてもを制限しないといけないものがありますよと、いうことは何を、設計としてつなげるのかってところが明確になるように、
0:50:35	54 ページの一番下側の文章は、修正をさせていただきます。
0:50:40	ブルー
0:50:42	を、
0:50:43	ということと後は、計装関係の関節代の方 57 ページから間接外観系列が始まります。前はズラーツと大分計装機器を並べてたんですけども、
0:50:56	57 ページの下と物から始まってしまってますがそれぞれの建屋間の取り合いごとにですね、分類して、
0:51:03	項目を区切らせていただいたということでございます。
0:51:07	はいこれが補足資料を同じように整理をしておりますと。
0:51:12	ということでございます。はい。
0:51:16	はい、櫻井関係については 0 の資料の説明は、
0:51:21	あとあれだ、あとすいません、あとは、
0:51:24	右下、82 ページですかね。こういう大量の話で、必要な要件を展開して、拡充をさせていただいたと、ということでございます。説明以上になります。
0:51:36	はい、規制庁下で説明ありがとうございます。ちょっと先ほど説明もありましたが少しバッチ的な何か流れがあまり組めてないような、その修正が、
0:51:47	ちょっと目立ったかなと思ましてその辺は修正されるということで、引き続き精査の方よろしくお願ひします。そこ以外で、6 ページ目のところ、
0:51:58	下のまた書きの上の段落ですね、落雷から防護する施設としての段落の、
0:52:05	追加されているところで、
0:52:07	金属製の構築物で全体を割れるものがある従ってというふうに繋がっていてちょっとここは、
0:52:14	次の従っての後で、落雷防護対象施設を、ここ、
0:52:22	6 ページ目。
0:52:26	落雷防護対象施設を構築物というふうにまとめているんですが、
0:52:33	前回もちょっと
0:52:34	コメントしましたが、ここで、この後ずっと落雷防護対象施設を、本構築物っていう単語で扱われるんですが、
0:52:45	あくまで技術等で定めてるのは、金属製構築物、

0:52:50	が前提であって、ちょっとこの言葉が独り歩きするのが嫌だなと思って ましたので、例えばここ、金属を金属製構築物というように少し明確 化、
0:53:02	した方がいいんじゃないかなと思ってるんですが、その辺いかがでしょ うか。
0:53:05	はい、西原でございますはい。おっしゃっている趣旨私ぐらいの理解と しては
0:53:12	平井設備の公開用として使える部分っていうのを前提に多分話をしてま すので、おっしゃっていただいているような記載をした方が、誤解がない かなと思いますので、
0:53:24	記載のほうを修正させていただきます以上です。
0:53:26	はい。規制庁角ですよろしく申し上げます。あとですね今おっしゃって いただいたその構造体利用っていうものも、
0:53:34	基本設計放送のところで、
0:53:37	こういう全体を覆うものは構造体利用ができるんだっていうことが謀臣 として、見えてきた方がいいと。
0:53:44	思っていまして12ページ目の、
0:53:51	下から3段、4段落目のまた書きを、
0:53:56	辺り、
0:53:57	この辺で
0:54:01	その上の段落で字数に基づきますというふうに書いていて、そこでその 字数で準拠している、
0:54:14	金属製構築物で負われたものは、構造材料としますというふうにここで 基本設計方針で明確化していただきたいんですが、
0:54:22	その辺いかがでしょう。
0:54:25	輸入元者でございますはい。趣旨は理解をしましたはいおっしゃって いただいてその方がショーワも含めて全体の設計として、避雷設備非僕ネ ット側のフレームなんかを使いながら、
0:54:39	避雷設備とするということも含めて、
0:54:43	政権としての方針が見えやすくなると思いますので、記載の整理をさせ ていただきます以上です。はい。清長官、よろしく申し上げます。あ と、添付側なんです、49ページ目で紙1の、
0:54:57	衛藤。
0:54:58	前回とか前々回あたりもちょっと確認した内容にかぶるところはあるん ですが、運用上の措置の二つ目のポツで、
0:55:08	二つ目には

0:55:11	落雷防護対象施設に関連する工程を停止することと、安定した状態に移行させる措置をとることで、この二つがまたはで繋がっていて、
0:55:22	停止することっていうのを安定した状態に移行させる措置をとることの内数じゃないですかっていうような、
0:55:31	確認を、
0:55:33	させていただいたところなんですがここで、
0:55:36	49 ページ目の添付書類の方で、衛藤。
0:55:41	安定した状態に移行させる措置をとることの例として挙げられているのがですね、関連する工程が内包する使用済み燃料等を移送した後に停止すること等なんですが、
0:55:52	これって結局工程を停止することなんじゃないですかとまた繋がってしまったんですが、
0:55:58	ここ点どういう書き分けなんでしょうか。
0:56:03	はい。宮城イシダでございます。はい。すみません。おっしゃっていただいていたる通りだと思います。停止の言い方。
0:56:13	パターンしかないので、全体を通せば固定となるってということだと思いますのでここちょっとわかりやすい文章にさせていただきます以上です。
0:56:23	はい、規制庁下です。方お願いします。
0:56:26	あと 4-2。
0:56:28	別紙 4-2 の 55 ページ目。
0:56:38	最後に、下の段落のなお書きのところですよ。
0:56:42	その冷却塔が、
0:56:46	名前がつらつらとあって、
0:56:49	一般的な呼び方の冷却塔の名前だと思うんですが、
0:56:53	その次のページ (3) 、
0:56:56	ここで示されている冷却塔の名前の方が多分、
0:56:59	非飛来物防護ネットの後に続く冷却塔の名前の方が、
0:57:03	多分正確な表現で、ここと 55 ページ目の冷却塔の説明がちゃんとリンクしておいていただきたい。
0:57:12	こう言う意図で、合わせていただきたいんですがいかがでしょう。
0:57:17	はい。日本原燃者でございますはい。大変失礼いたしました。名刺を含めて全体総合内容、あわせて記載を、正式な名称になるもので展開をさせていただきます。以上です。
0:57:30	はい。齋藤わかりました。あと、

0:57:35	直営嫌い対策のところでも前回もちょっとコメントしたところではあったんですが、
0:57:41	主排気塔以外の高い構築物、ライフラインを受ける恐れがある、高い構築物をここで抽出しておいてはいかがですかと、安重ではないにしてもそういう防護対策設備みたいな。
0:57:55	扱いになるので、
0:57:58	抽出しておいてはいかがですかというふうに、コメントしたんですが、今回抽出されてないようなんですがその辺の整理等々あります。
0:58:07	はい。今、石田でございます。はい。
0:58:11	設計としては担保させていただくんで別紙の1でテレビ資料3では展開をさせていただくとしながらも、若干やはり書きづらいついていうのはあります防護対象施設がないということで、
0:58:25	一つは組合の防護対象施設の中の主排気塔の後にですななお書きで、当該防護対象施設に含まれないかということで、北崎タナカ高井構築について、
0:58:36	設計方針を結局植野さんに、制度設計方針を示すということ振るだけかなというのあって、4-2でウォータ影響を考慮する施設の抽出という過程では出てこなくても、
0:58:49	例の1m3の中でしっかりと展開されていれば、設計としては、十分条件は、
0:58:55	それできるようになってるのはもともとの考えでした。以上です。
0:58:59	はい。それ10日ですわかりました。その辺、ただ、270キロアンペアって結局設計しなければいけないものっていうちょっと、
0:59:08	特殊な条件になってるので、ここで少し明記しといた方がいいかなとは思った次第で書きづらいついていうのは十分理解しておりますので、
0:59:18	もし書けるのであれば今おっしゃったようになお書きでちょこっと書くだけで全然、明確化されるのかなと思いましたが、また、検討いただければと思います。
0:59:29	はい。野木西浦でございます。はい、承知いたしました。
0:59:33	はい、規制庁からです後、
0:59:34	間接論側で、今回いろいろ整理していただいて見やすくなったところではあるんですが、結構、施設が増えていて、これって、
0:59:44	前回と今回の違いって何なんでしょう。
1:00:00	広井さん少々お待ちください。
1:00:37	日本イシダでございますと、プラスがあるかどうかもう一度こちらで確認しますが

1:00:43	若干
1:00:45	現場を入れ替えただけでも同じにしてしまってるみたいな話も出てますので、変わったところ変わってないところ、差別化ちゃんとできるように、
1:00:54	しておきます。以上です。はい。社長から、今の整理状況が正しいもので、かつ
1:01:02	前回も
1:01:03	お伝えした通り、ここ共通 08 とかと、
1:01:07	の、申請対象設備との比較とかもやりやすいようになっていることは確認しましたので、
1:01:13	当然、今の整理が、
1:01:15	最新で正しいものっていうことであればそれで結構です。
1:01:24	規制庁甲斐ですあと別紙 4-3 の 82 ページ目で、
1:01:33	今回条件のところであらゆる明瞭化されたところではあって特に d ポツですかね、ここはその金属製の構造体と引下動線が、
1:01:44	またはの関係で、それぞれの条件に、
1:01:49	なったんですが、ちょっとそこでわからなくなったんですが、金属製の構造体伊井は、
1:01:55	二つ目のポツの、
1:01:57	引き下げ動線にかかっているような外周に複数案をほぼ均質な均等に配置して、
1:02:03	平均間隔を設定するとかそういう条件ってないんでしょうか。
1:02:18	少々お待ちください。
1:02:24	乳井西田でございます岡さんがおっしゃってるイメージはあれですよねこの辺りをそれから引き上げ要請の一部を使うとか
1:02:34	何かこういうもののために構造体を利用しますよっていう、
1:02:39	幾つかあって、そう考えたときに、この継続制度構造対話と書いてある文章と非定型動線の、書いてある設計方針というのは当然、各
1:02:49	例えば分けて書いているのかというようなことの確認という意味でいいですか。はい。そういう意図でして、今回明瞭化、主語が明瞭化されて、
1:02:59	別になっているんですが、かぶっていたりうつであったりっていう整理が、
1:03:05	本当はないのかっていうことの確認なんです、

1:03:08	はい、植野石田でございますはいすみません。この時点で、私もすみません、即答できないのでちゃんと調べた上で、適切な記載に修正をさせていただきます。以上です。
1:03:18	はい。規制庁岡です。よろしくお願いします。あと、外来 01 の方で少し気になる点がありまして、
1:03:27	まずちょっと外来 01 なんですけど、これ、ページ数が何か
1:03:31	コメント
1:03:32	ないところが、
1:03:33	15、
1:03:36	右端の、
1:03:38	P D F のて
1:03:39	変わってくるんですが、最後のページ
1:03:43	を、第 3 ズーを示しているところで、外来 01、
1:03:53	最後のページ、
1:03:58	ここの第 3 図の、
1:04:01	設置許可の配置図の説明が、本文側なくてですね、ただ、図に示すとしか書いてないんですが、これってどこかで説明。
1:04:13	それっているんでしょうか。
1:04:16	読み込んでいるのは P D F で 18 ページ目。
1:04:20	右下 17 ページ目の、
1:04:22	1 のところなんです。
1:04:31	はい、宮でございますそうですねおっしゃっていただけるといい。
1:04:35	どこと繋がってるかがわかりらないというか明確じゃないので、
1:04:40	実際に使うところとつなげて当該箇所になるとこれ、このイメージとして、これからの図をつけますというのがわかるように、リンクを張らせていただきます。以上です。
1:04:52	はい、清超過ですよろしくお願いします。あと、外来 03 の方でも、
1:04:57	大体 03 はですね、
1:05:00	本文側で対応された間接ラインの方がしっかり対応されてるんですが、
1:05:05	直接来はこれ対応されてないような気が。
1:05:08	してまして、
1:05:14	はい、西原でございます。
1:05:17	はい。先ほど会計たそうですね。その関係も含めると、全然直ってないので。はい。大変申し訳ございません。最終の状態での修正をさせていただきます。以上です。

1:05:31	はい、瀬田岡ですよろしく申し上げます。ただ、紙関係私から以上ですが、規制庁側から確認とありますでしょうか。
1:05:41	特にないようですから、振り返りの方に、
1:05:45	はい上 2 社でございます 00 資料につきましては、
1:05:52	特に本文、別紙 1 の方は、ちょっと全体的に今後の精査が必要、まだ必要などありますので、精査をして、させていただきますというのと、
1:06:03	電力対応構造物という全体のものをこの用語の使い方ですね、クボタ利用としてのリンクを含めて整理をさせていただきますということ。
1:06:14	あとその構造対応の関係で設計方針としての展開を紐付けを直液位台に対する防護設計の中で、紐づけて旋回をさせていただきます。
1:06:26	あとは障害等以外の高い構築物に対する設計方針をちゃんとしっかりうたうということは、日本語の修正をさせていただきますと。
1:06:34	ということ。あと、あとは、あれですね、15 ページの大竹氏の話これは別紙と本部、それぞれ関係すると思いますので整理をさせていただきます。
1:06:46	はい。別紙 4 の方は先ほど
1:06:50	分析方針の修正に合わせた修正をさせていただきますということと、
1:06:58	資料の 2 での、四半期協議会の高井構築物に対しての
1:07:06	影響を考慮する施設としての紐付けのおっかさん家にも義務づけとした記載というのができるかどうかは検討させていただきますと。
1:07:15	ということかと思えます。はい。は、
1:07:19	日本語の修正ですかね。はい。
1:07:23	あとはあれか、資料の 3 連の構造体利用のところの設計方針というのは事実関係含めて整理をさせていただきます。
1:07:36	構造対応関係の設計方針は同じく学会 01 にも影響すると思うので同じように整理をさせていただくと外来のうちの方は、図面の呼び込みの整理をさせていただきますということ。
1:07:50	外来予算の方は先ほど別紙シリーズ 4、資料の 2 とかの整理等あってないところは、しっかりと修正をさせていただきますということかと思えます。
1:08:02	はい。以上です。
1:08:03	はい。規制庁岡です。はい。以上かと思えますので、引き続き精査よろしく申し上げます。
1:08:09	私から以上です。

1:08:14	規制庁田尻です。こっから火災とかいろいろあると思うんですけど、ここで多分自分が担当分になるんですけど、こっから先のやつなんですけど、
1:08:23	朝当然見てはいるんですけど、細かく見えてないところがあって、かつ、
1:08:28	指摘したお金をタナカしそうじゃなくて直ったのかわからないところがあるので、ざっとでいいのであの最初のページの方からここ直しましたっていうのと言ってってもらって、その場その場で何か、
1:08:40	何でこうなったのとかって気になるところがあったらこちらから聞くような形で進められた方が早いかなと思ってんですけどそういうのも大丈夫ですか。
1:08:55	はい。年を、6章の通り対応させていただければと思います。
1:09:01	はい、規制庁タジリよろしく申し上げます。最初の内部火災でしたっけ。
1:09:08	あれ違う、あれ。
1:09:11	はい。無論例年の機会でございます。それでは11月1日に提出した加茂00-01についてご説明をさせていただきます。
1:09:24	これ、10月の28にですね
1:09:29	25ですね、2日間でのヒアリングでのご出席いただいた事項に対する
1:09:37	事項は本年になっておりますのでこちらについて等、お話をさせていただきます。
1:09:44	はい。
1:09:44	まずですね通しページで56ページになります。
1:09:50	こちらについては、この後58ページまでですね、外部火災、失礼しました。外的事象に対する火災の発生防止について書いてるんですけども、
1:10:03	DBとSA側ですね何て言うんでしょう並びがちょっと違うよねっていうところと飛ばしがですね飛ばされても飛ばされてないものっていうのがあるというところで、こちら修正を行っております。具体的には56ページから
1:10:23	6ページ57ページのところに記載をしておりますが、
1:10:33	こちらですね外部の方に特別特化について一緒に持っていくことで、すいませんと。
1:10:41	こちらの並びはですねテレビトレセンが小松並びになるようにというふうに修正を行っているのがこちらのところでございます。
1:10:56	次に、よろしいでしょうか。はい。成長と自立特に何も言わなかった。

1:11:02	構わないんですけど今おっしゃられたのはDの方へセガワした感じですかね。
1:11:10	日本原燃の木田でございます結果的にそうっております江藤街他条文と橋のところを一番最後に持ってくることでデービーと失礼の何があって、許可の中身があるというところで当行いった整理になっております。
1:11:27	とりあえずわかりました次お願いします。
1:11:32	はい。続きまして 59 ページになります。
1:11:36	59 ページのところでは換気消火の基本方針に書いてございますが、ここでですね感知器の設置を不要とするところというところで
1:11:50	真ん中より下段のところから運用的なところを書いてございますが、その中の一つで、火災感知器によらない設備によって、
1:12:00	感謝可能なものというところですね、この記載が市の目的がよくわからないよというところになっているというご指摘をいただいておりますので、
1:12:12	さらにですね火災の発生の前後において火災という流行の監視、
1:12:17	縁できる設備により監視することを保安規定に定めということで集計を行っております。
1:12:25	はい、規制庁とりあえず次お願いします。
1:12:29	87 ページでございます。これはですね衛藤。
1:12:35	今と同じ話です。衛藤運用としてではなくて江藤部長並びにも同様に記載ございますので、こちらについて先ほど 1 章と同じくですね記載後、渡船を凶ったというのをこちらでございませう。
1:12:53	はい。提供されている。
1:12:55	赤瀬佐治です。ここはむしろ 87 の項で言っていた提出方法の多様性の話をさっきところに持って、
1:13:02	ないんです。
1:13:05	要は多様性の主語がわからない出席を多分展開していで、何ヶ月できるのかがわかんないですよと。
1:13:12	木谷渡瀬。
1:13:16	山北でございます栃木さんが先ほどおっしゃっていただいた通りで 87 に記載を前に持っていったというような、そういう理解では、そういう。
1:13:26	処理になります。はい。次お願いします。
1:13:31	はい。次は 124 ページになります。

1:13:37	124 ページについては廃棄物管理施設、これはあれですね僥倖へ有毒勝海ともらう許可の変更の際に
1:13:48	一つとの共用の花Cについても等ありましてそこでもですね内容ですね範囲が一部遅れておったところについてと反映したものでございます。そこで
1:14:02	廃棄物管理施設とのですね換気設備等の共用についてこちらの方に記載を追加してございます。
1:14:11	町と自立ちょっと協力。
1:14:14	ちょっと復習になる。
1:14:16	けど、共用についてが一番最良の共用についての共有によって機能を損なわないっていうところを安全機能。
1:14:25	個別で、
1:14:26	ちょっと今回に関して言うと、火災に関しては伐採防護せずに、ちょっと消火設備に関しては、一部今回入れないところもありますけど、個別設備に関しても今回第2章を示して、
1:14:38	記載する形になっていて、廃棄物管理と共用するもので明示すべきものに関しては、今基本の方針に書きましたよっていうふうに言ってると思いますかね。
1:14:49	日本原燃驚見です。はい。今おっしゃっていただいた、ご理解の通りでございます。
1:14:54	はい、規制庁谷です。なんで廃棄物管理に限らず、MOXとかとの共用の絡みでも共有を明記しなければいけないもの意識明記されてると思えばいいですかね。
1:15:05	日本原燃志水です。はい。小部通第2章の設備ごとのところでは1の名前が出てきます。
1:15:12	はい規制庁たですって、葛西に限らず、個別説明の共有の話やな、どちらかというとなら第1章ではなくて第2章で個別
1:15:20	先日の第1章第2章の教育の話でも
1:15:23	絡んでくるんですけど、大小あくまで共通的な設計方針を訴える形で、共通的な共用の設計方針は15条15条
1:15:32	謳われていて、個別設備の第2章のところで、今後、今回第1回申請という意味でいうと、冷却と火災とか、竜巻防護とか一定のものしか出てきてないので、
1:15:42	そこで今回示せるものが示されていて、次回以降も共有がしゃべるものはそういったところにかかれていいると思えばいいですかね。

1:15:50	はい。日本原燃清水です。はいその通りでございます。はい、渡でわかりました。次お願いします。
1:15:58	はい。日本原燃の記者でございますそうしますと基本設計方針については以上となりまして、私接種方針の絡みで、
1:16:10	先日ってほど先日じゃないですけど第1章第2章の書き分けの関連ってか他愛に際してはどういう影響が出そうだとかって検討はもう進んでたりしますか。
1:16:22	金田層だとかでもいいんですけど。
1:16:35	日本原燃の木田でございます。
1:16:38	衛藤穂乃里会としましては昨日のヒアリングを受けてですね2章の冒頭のところにですね一番の花シーンを
1:16:50	共通設計方針とする見込むところが変更の勝金戸、衛藤認識しております。
1:16:58	瀬尾谷ですなんで今、84ページから右下84ページのところでこっから第2章が始まる形になっていて、火災防護設備の説明が始まっていて基本的には、何かしら第1章の話を受ける形になってるので、対象の受ける側のところメインは火災等かもしれないんだけど、
1:17:16	他の条文を受ける形になるのでそらの辺りに基づくものとしませよというふうに言って、共通的な設計方針を2度書くことなく、火災防護設備はもうこういうふうにしてきますよっていうので書いてきますよというふうに思っておけばいいですかね。
1:17:33	はい。日本原燃の土谷でございます。はい。ご認識が聞こえるです。結構でございます。はい。規制庁谷です。今回の火災防護設備に関して言うと、構成する後に火災防護設備の基本設計方針についてはというふうな形で書かれたりはするんですけど、
1:17:50	若干再掲な形にはなるんですけど、火災防護設備に関しては結局ここから許可の流れからしようということ結構うたわなければいけないこともあって、基本ルールとしては、引用する形で飛んできて、構成のようなものをうたって、そっから火災防護設備の設計、
1:18:08	先日のイシハラの説明だと、
1:18:11	こいつって、個別設備とも側でしたっけそれとも基本設計方針もこっちに飛ばす側でしたっけ。
1:18:19	はい、弓削西浦でございますこれ個別設備側に各前回の話でいうと二つのグループに入ってるんですねこの火災、
1:18:30	全体方針としては再度最初の文書で全体を受けて基づく設計しますと、五つ、この後出てくる感知消火みたいなやつは共通側で

1:18:41	教えた上で、監視設備、具体的設備を設計するときの説明の中で、教頭原稿も含めた上で話してるはずなので、
1:18:50	のグループに跨ってる感じかなと思ってました。以上です。はい、渡です。多分おっしゃる通り少し特殊パターンだと思っていて、火災防護設備というふうに一言で言ってるんですけどその中に設計方針が、
1:19:02	ものだと思っているので
1:19:04	何か認識は同じかどうかという確認だったので、そういう形の整理も多分、今後示さなければいけなくなると思うんでとりあえず今の現状の認識は理解しました。江藤本文の次添付ですかね何かあったらお願いします。
1:19:18	はい。日本原燃の千田でございます添付の修正等、
1:19:23	勝野になりますけども 283 ページでございますが、283 ページの下段のところ、これ先ほどの基本設計方針で申し上げた
1:19:36	10 日再発の前後において云々というですねものを呼び込んでる形となっております。
1:19:44	つまりその姿勢をとって修正しております。
1:19:50	と同じ話で 370 ページの方に、
1:19:54	値防護計画の中で、運用に関する話でございますこの話が出てきますので、こちらについても適正に抽選を行っているというところは、
1:20:06	修正点でございます。すいません、1 件あります。
1:20:12	ざっと 289 ページですね。
1:20:17	289 ページのところで、火災感知器の構造設計書いてございますが、構造設計のところにですね、新たに呼び込んだ、
1:20:31	小番号は適正化をしますが現状では 3-1-1 として 378 ページからつけてございます。高い防護設備の耐震設計を読み込む形として、
1:20:44	その記載を追加してございます。これについては 321 ページも同様でございます。
1:20:53	添付の修正は以上となります。はい。規制庁田尻です。一番最後には耐震設計のやつに関してはおっしゃっていただきましたけど 3 の一井の説明書の番号自体もちょっと変わるのかもしれないんですけど、
1:21:07	今後そこを変えた場合なんか波及的に他のこの番号も変えなきゃいけないとかっていうふうは、引用してる場所の番号も書き換えなきゃいけないとかいろいろあり得ると思ってるので見せないようにだけ対応いただければと思います。
1:21:20	最初聞きました読み込みを結構使っておりますので、番号の修正に合わせて網羅的見直したいと思います。

1:21:31	はい規制庁たですよろしくお願いいたします。藤。
1:21:35	ちなみにちょっと火災でというわけではないんですけどこっから先いろいろ外部事象等もあるところなんですけど、
1:21:42	補足説明資料とかに関しては、本文との整合本文というか、00 資料との整合を考えたとしても修正の問題ですよっていう形で現在は精査が終わってると思っているんですけど。
1:22:04	日本原燃清でございます少々お待ちください。
1:22:44	日本例のセガワです。
1:22:46	えーとですね、第一グループをし預けるために必要な補足説明資料をきちんと事務局として把握するといった部分についてもですね、まずその
1:23:02	立ち位置ですら、ちょっとしっかり整理できてないという状況でしたので、ちょっと今一度ですね、精査が進んでるかどうかも含め、本当に必要なものが本当に終わってるかどうかといったところの、
1:23:14	現状確認も含めてですね整理させていただければと思います以上です。
1:23:19	はい。規制庁鳥居です。補足も割合要は0°Cズボン要しちゃってるやつとかもいたりすると思うので、何か影響を受けるような気がするんですけどしばらく出てきてない補足とかもこっち分ついたりするので、
1:23:32	中身に別に保守的な影響があるものじゃないので、どの単位でっちゃうのは目を任せるところではあるんですけど、
1:23:39	1 点は、次回補正も近々予定されてるような気がしますので、ちっちゃいそのタイミングでって細江本当補足資料も出てくんでしたっけ、それとも、とりあえず補正申請だけ出てくんでしたっけ。
1:23:59	に植野セガワですけれども補正の提出に合わせてですね 00 資料は一式また赤、最新化して、提示させていただこうと考えておりました。以上です。やっぱりそのレベルは認識して、スケジュールもそんな感じで出されたと思うんですよ。それ以外の補足はそこまでっていうよりはワントempo置いてって思っとけばいいですかね。
1:24:21	今現状の数字ですはい基本的には各 0 を中心にして提出させていただいて今のスケジュールでお出ししてる中に
1:24:30	各個別の補足説明資料で提出するようなものありますのでそちらの提出させていただきたいと思ってましたんで、先ほどからちょっと話出てます補足説明資料全般については、瀬川からあったように 1 度、
1:24:45	最終版に向けて、整理させていただいていつするかっていうのはご提示させていただきたいなと思ってました。

1:24:52	規制庁田尻です。今議論するような話がないので延ばしますが補正を出されるのであれば普通は最終版だと思うので、認識だけはセリといただければと思います火災については自分から以上です規制庁側から他に何かありますでしょうか。
1:25:11	なさそうであれば次の項目お願いします。
1:25:22	はい、黒田です堤花山。
1:25:26	これぞろぞろ1説明させていただきます。
1:25:29	基本的には10月24日にコメントをヒアリングしていただいて、今のコメントの範囲になります。
1:25:36	本
1:25:37	私14ページにありますけどもこちらの方の構造健全性を維持する建屋というところの修正、
1:25:44	他の外部事象と合わせて修正をしております。
1:25:50	次に18ページになります。
1:25:53	中段のところのところですけどもともしがたい設計。
1:26:00	これ先ほど指針の方で、追記して答えがすいません、14ページって、今おっしゃられた収納する建屋の話とあと、堆積しやすい構造とかの話も全部意識書き直したとかでいいですか。
1:26:17	それ元リンクみたいです。堆積しやすい構造の部分が前回のムラヤマ期で記載してるものを
1:26:24	中に取り込んで記載を修正しております。
1:26:27	はい。規制庁、鳥井です。別に何かそこらとかも含めて修正箇所を聞きたいから上から順に言ってるので前回指摘したところ以外とかでも、結構青字になってるかなというふうに思っていて、
1:26:39	以前駄目とかとかの話じゃなくて、どういう考え方で書き直したのかっていうところを把握したいんですよあの確認時間が短いから、
1:26:47	ということなので上から順にやっていただければと思うんでよろしくお願いします。
1:26:54	南黒須理事、承知いたしました。
1:26:57	14ページですけども一番上の方の大学のところからですけども、お手元の方、構造健全性を維持する建屋に設置すると。
1:27:08	別府大貫さん。
1:27:10	ありましたようにそれをきちんと修正しております。
1:27:15	堆積しやすい高度先ほど説明した通りになります。
1:27:20	その他はっきりのできる施設とか、キャスクを収容するだけ。
1:27:25	の方も同様の修正にし、

1:27:28	となっております。
1:27:30	のページは以上です。
1:27:35	いえ、先ほど、18ページになりますけれども止まんないに関する設計のところでは侵入しがたい設計等ということで、
1:27:43	生まれ育った材料を使用する設計を読めるようにしております。具体的設計上の記載は4-1の方で展開しております。
1:27:54	規制庁タジリです。ちなみになんですけど、原燃においてどうなんですけど、明らかに小とかの場合でもやっぱり疼痛可愛とかでしたっけ。いや、これで駄目だと言うつもりもないんですけど。
1:28:05	だから対象がもう二つしかないんだったら二つ書いちゃえばいいのになっていうところはあったりするんですけどここは、
1:28:11	要は前まで、要は1個しかなくて、今回、摩耗しがたい構造摩耗しがたい材料が何かですか炉と同じような形のものを出そうとするときに、
1:28:21	そういったときもどう使うんでしたっけ。
1:28:35	ベシアでございます共通的なルールだけまず申し上げます。
1:28:41	これについては将来的な設計対応というのも非常に考えた上で
1:28:48	資料の修正で、変更補正ということにならないように、読み取れる範囲を広げるという意味で頭をなるべく使おうというのはありますけども、
1:28:57	明らかに登録数がないようなもの、
1:29:01	これ自体で別にグループして書いたところで内々影響がないんだらうというのが明らかな場合はあまり使わないで書くということかと思ってます。一斉段階では等をなるべく広めにということとって書いてあると。
1:29:15	いうことをしてますので、それとの横並びを取るか、
1:29:18	これは事業者にこれ以上広がるものがないので、当然、経営多角化ということも選択をしないといけないと思います。以上です。はい、規制庁といいですね一斉とかの場合は、対策はいくらでもあるような形だと思うので、何か限定して書いて後で読めないじゃないかっていうのを避けるのはわかるんですけど。
1:29:37	個々具体の対策っていうよりは侵入しがたい設計にすること等そういう材料を使いますってしかなさそうな気がしていて、かつ、
1:29:46	前まで等なくて侵入しがたい設計しか書いて、
1:29:49	フォローだった気がするので、他にあるんだったら別にいいですし何か他にも可能性があり得るんですけどっていうのは別に止めないですし、等も否定はしないんですけど、何か極端だになっていうところだけなのでご検討だけいただければと思います。

1:30:04	窪田です。承知いたしました。
1:30:09	続いて説明させていただきます。急性期方針の方は以上になります。続いて別紙 4-1 の方になります。
1:30:20	基本的には本基本設計方針の展開の方になりまして
1:30:28	下のページ 116 ページのところですが先ほど、
1:30:32	欄の今回のところ摺動部 C1 としてもともしがたい材料を使用するところを形と追記しております。
1:30:45	続きまして 138 ページになります。この辺は期間においておおよし得る施設と
1:30:52	それらの 140 ページのところの機能的な影響をおおよし得る施設のところの選定の考え方についてちょっと具体的な展開をしております。これが 24 日目のコメントの修正になります。
1:31:08	4-1 は以上になります。長谷です。138 ページのものなんですけど、施設の設置状況及び重量等を踏まえてっていうところは、これは、
1:31:19	何か別の店舗補足で中身が確認できるものでしたっけ。
1:31:25	衛藤典子です。まだ最終版提出してないですけどもずれによる施設の選定の方に詳細記載させていただきます。
1:31:35	規制庁田尻です。で、そういうやつっていつ出てくんでしたっけ。
1:31:44	窪です。芝部門長お願いします。規制庁谷です。補足資料について、体裁整えたやついつ出てくんでしたっけって話をさしていただいたんですけど。
1:31:53	中身が変わってるような補足、もういつ出てくるかわかんないんでしたっけ。
1:31:59	米倉です。
1:32:01	それぞれの提出と遅滞なく出す予定でございます。
1:32:06	規制庁谷です。何か補正までには出てこなくて補正出てきたからまた見てくださいとかそういうことで、
1:32:17	F L I P です。そんなふうにて遅くなるつもりはなくてですね、翌日とか翌々日とかそれぐらいに立つような予定にしております。
1:32:26	規制庁館です。何か補正まで補正以降でこの長谷以降まで出て来ないことばかりましてで、その点確認なんですけど、これ重量等を踏まえて授業で判別とかってパッとできるんでしたっけ。どういう意図でしたっけ。
1:32:41	窪田です。
1:32:43	定例的な考え方はありませんけどちょっと
1:32:47	云々、

1:32:49	らムラヤマ倒れたとしてもそうなる。
1:32:52	来てね等、屋外施設でありますので、この火山の場合は建物とかの外壁に、
1:32:58	課長料分、
1:33:00	ものは影響与えないというところで選定から外すという考えになってございます。
1:33:05	長タジリですね、相手が何をイメージされてるかよくわからなかったところがあるんですけど建屋なら別に構わないんですけど配り配管があつては、配管の上に10キロのものが上から落下してきましたついたらそれが損傷するような気もするとか何かいろいろあるんですけど、
1:33:17	重量等って、なかなか定量的な判断もないけど、重量等ではじけるって言えそうですか。
1:33:32	大上福田です。うん。
1:33:37	かつ、規制庁館ですけど火砕物の話で今市重量等って言ってるのがまたよくわかんなかったところもあるんですけど。
1:33:46	防護対象がでかいから、これ、重量等って誰の重量でしたっけ。
1:33:52	日本原燃のサカモリでございますこの記載ですけどももともと火災感知器をちょっと今意識した記載にしております、ここで、従来はブルームかというようなカメラとか、
1:34:05	意識を實際意図はあれしておりますんでただ実際それだけで判断するんじゃないくてですね、ここの前に書いてあるような施設の設置状況、例えば距離がどれくらい近いかとか、そういった関係にあと材質ですね。
1:34:18	例えばプラスチックのようなものであれば、ぶつかったら当然、鉄な環境でプラスチックの方が壊れると思いますので、そういったものを総合的に考えて判断するという意図で記載をさせていただいております以上です。
1:34:31	成長タジリです。であればその材質の方がまだましかなと思っていて、重さだけで判別するのって結構難しいんじゃないかとかって止まったものが上からうち来たら嫌じゃないですかとか、ある気がするので、ちょっと
1:34:43	02の資料が知らないですけど、別のところでそこがはっきりしてるんだったらいいかもしれないけど、何か重量等っていうやつが適切かをご検討いただければと思います。
1:34:55	日本原燃の阪本でございます言葉のチョイスですねそちらの方をちょっとまたお願いしたいと思います。以上です。
1:35:02	はい規制庁タジリよろしく申し上げます。次申し上げます。

1:35:08	はい。南甲田です。続きまして植木
1:35:12	のページ 150 ページになります。
1:35:15	149 ページ、すいません。粒子法調達のところです。竜巻の設計に包絡されるというところですがここでも構造健全性を維持するというような記載がありましたのでここを合わせて修正をしております。
1:35:29	規制庁鳥居です。すいません 140 ページで、さっきの説明同じでしたっけ。
1:35:44	松森幸田です。ちょっとお願いします。市長谷ですけど 140 ページっていうのは説明されましたっけって質問ただけです。
1:35:57	絶えず話 138 ページと同様、
1:36:02	のところを、
1:36:05	詳細に記載しましたというところで説明させていただいてます。はい規制庁田井ですその上で 140 ページなんですけど、
1:36:15	すいませんなんか一番最初のまた書きがまずちょっとよくわからんところがあるんですけど。
1:36:20	機能的波及影響を及ぼすことのない施設は機能的影響をおよぼし得る施設として選定しないとそれ当たり前に当たり前の気がするんですけどこの文章って何でつきでしたっけ。
1:36:32	深山香田です。
1:36:35	記載なんですけれども対照的に基金最初すると
1:36:43	影響を及ぼすのでは 9 的に選ばれるんですけども、火山影響として、
1:36:50	そのうちの椿広井という柿木のところも撮影した、閉塞だったり、堆積で破損したとしても、その継続の影響にちょっと機器特有の
1:37:03	記載が出てきます。
1:37:05	中出宇都説明し、
1:37:07	されるやつをちょっと抽出して記載しております。室長タジリですすいません説明の意図がよくわからなかったところなんですけど手前のところでなお書きが書かれていて、
1:37:17	附属設備の話ですかねまた脇の話、また書きで書いてるやつもそれと全く別のもんですか。
1:37:28	畑中です。また書きの文章なんですけども、
1:37:37	を、
1:37:38	これは名はキーで選定しないものはもうそこで除いてるんですけど
1:37:45	そこで選定スルー者に対して野間滝井でまして意図としましては、
1:37:54	破損してもその安重脳機能にへの影響を与えないもの。

1:38:00	ていうものはそもそも選定しませんよっていう、それだけの記載なんですけど、ちょっと表現がちょっとおかしいのでちょっと見直したいと思います。
1:38:10	成長タジリです。意図がわかるように書いていただければいいとは思いますが、この文章自体が安全機能を損なわせ、損なわせる恐れがある施設を選定しますよっていう宣言の後に書いてきていて、
1:38:23	これこれこれ理由があるから、選定しませんよっていう形で書いてくんなかけてんだと思うんですけど。
1:38:29	影響を及ぼさないから、
1:38:32	選定しないだとなんか一番最初に影響を及ぼすものを選定するって言ってんだからそれはそうだろうっていう気もするので、この文章で何の話をしたいのかっていうところをはっきりしといていただけるといいかなというふうに思うんですけど、そこで結局何をい良い体でしたっけ。
1:38:49	井上畠中です。具体的な設備名っていう感じですかね、規制庁たりですね設備でも昨日でもいいんですけどどういったものをイメージしてんでしたっけ。
1:39:01	他、
1:39:02	日本原燃の畠中です例えばなんですけど、
1:39:08	ちょっとパート、
1:39:14	例えばそのぐらいのは、排気配管みたいなものが閉塞したとしても、
1:39:24	安全上重要な施設の機能自体にはへの影響しないっていう設備があるんですけど、そういうものを、
1:39:33	に対しては、
1:39:35	火山の影響で破損しても影響を与えないので、
1:39:40	まず、そもそもその選定しませんよっていうことをちょっと言いたかったところになります。それちょっと事実、ちょっとブロックをしっかり分けて書いていただいたほうがいいと思っていて、結局直とまたやっぱ附属設備の話を多分今のところだとしているような気がしていて、
1:39:55	直江豆腐、要は防護対象の附属設備に関して、防護対象と同じように設計してるやつは当然選定しませんよと。ただ、防護対象と同じように設計してないやつの中でも、
1:40:07	その附属設備が損傷した場合でも影響を及ぼさない場合に関しては選定しませんよっていう話で、なお書きに書いてある仕事の絡みで書かないと、ここ、段落をいちいち分けていて別ブロックになっちゃってるのが多分わかりづらくしてるような気がするので、

1:40:22	仕事対象をはっきりさせていただいた上で書いていただいた方がいいかなと思うんですけど大丈夫ですか。
1:40:29	南出畠中です了解しました。
1:40:33	はい。規制庁館です。その上でさらにその下のところ行ってなんですけど、
1:40:39	ここもちょっとまたわかりづらいんですけど、円筒形であり平面の少ない形状によって体積芝田勝開口部が下向き。
1:40:46	とかね、勝になってるんですけどこれ勝でいいですか。
1:40:51	要は円筒形だけだと駄目で、
1:40:54	かつ、開口部が下向きのようなやつじゃないと駄目っぽいですごいなんか対象が特定されてる感じがするんですけど。
1:41:03	はい荻野畠中です。
1:41:08	ここでちょっと伊藤していたものは
1:41:12	その他、しがたいようなものでも開口部が例えば上向きでついているようなものがあればそれはもちろん閉塞してしまいますんで、
1:41:23	両方を、の条件がすらないと
1:41:29	平俗ってのは結局を受けてしまうのかなっていうふうに思ってますんです。その下でちょっとつないでみたところでは、はい、規制庁タジリです。閉塞の話と、堆積荷重の話をごちゃまぜに書いてるからわかりづらいような気がするんですけど前者の堆積しがたくの方はどっちかっていうと、荷重っぽい雰囲気の中から書いてるよう内容が、
1:41:49	されていて、開口部の方の話で今おっしゃったような閉塞の話でまたあの後に書いてある形尾野ってやつも閉塞っぽい感じがするんですけど、
1:41:56	何かくっつけて書いてるせいなのか結局何言いたいのかわかんないプラス傘状の構造物を取りつけられている場合ってこの傘状の構造物って何でしたっけとかっていうところは、何かよくわからんのですけど。
1:42:11	日本原燃の畠中です。ちょっと通しているものがわかるような記載に修正したいと思います。
1:42:19	規制庁谷です。ちなみに傘状の構造物を取り付けられている場合っていうのはその傘状のやつってのは何か評価するんですかね。これはどういった説明なんでしたっけ。
1:42:31	開口部が上向きでもその出口部分に傘状のな、構造物がついてる場合っていうのは
1:42:41	中に入り込まないような、
1:42:43	次、上段になってますんでそういうものは閉塞しないっていうのを、
1:42:50	として記載しました。

1:42:52	規制庁土肥です今みたいに何か他へ進入しがたい構造としてるとかの方が多分いい気がします
1:42:59	いきなり傘状の構造物に取りつけられてるって言われても微妙なところがあってそれは防護対策設備なのかとか何かよくわからん議論になるような気もするので、設計方針として何を打たなきゃいけないのかっていうところをはっきりしといていただいて、
1:43:15	傘状の構造物別に示していただいても困るところなんですけど要は
1:43:19	降下火砕物が堆積しないようなものを上につけてますよって言いたいんですよね。蓋するような形で、また多分そこらがるわかるような形で言っていたらそれは多分傘状という言葉なのかもしれないんですけど、
1:43:30	とりあえず追記をしていただいた方がいいんですけど。
1:43:33	今まで文章詰めてないせいかわかんないけどわかりづらい文章をいきなり追記されて1日でというちょっと厳しいものがあるので精査をいただければと思います。
1:43:45	表現はタナカです承知しました。
1:43:48	規制庁館です次お願いします。
1:43:53	今村クボタ。
1:43:54	続きまして148ページのところですけどもここは基本設計方針の展開になります。
1:44:02	249ページあります。
1:44:05	粒子の所得のところの語尾のところの修正になりますけども、構造健全性を維持するというふうな記載がありますので予定文言を修正しております。
1:44:17	と続き150ページから3、3ページの注記の記載ですけれども、以前は体積柴田構造がじゃないっていうふうな、
1:44:27	粒子化関係と記載していただいなかったものを落とした形に工場とあと数値状況を考慮するというところを
1:44:36	追記しております。
1:44:38	規制庁谷です。設置状況というのは1、1だと思えば1とか1款、他の設備との位置関係と思っておけばいいですかねなんか設置業状況のため、考慮不要っていうのが、
1:44:50	言いたいことは前回から聞いてるから何となくわかるんですけど言葉としてはとてもわかりづらいんですけど。
1:44:57	はい、織田ですはい。ちょっと食わせるところですけどもちょっと言葉についてはちょっと、もう一度検討し、いたします。はい。室長代理よ

	ろしくお願ひします設置状況と言われると、その対象のものがどう置かれてるかだ形なような気がして何か他のものとの位置関係で今回説明したいいんでしたっけね。
1:45:15	何かそこらは読めるようには最低限しといていただかないと添付何で書きかえたら駄目なのかって言われたらそうでもないですけど、2回申請以降で何だっけこれってならないようにだけよろしくお願ひします。
1:45:27	姫野クボタです。承知いたしました。
1:45:36	Aと変更と説明させていただきます。
1:45:42	167ページになります。
1:45:45	冷却塔Aと。
1:45:48	説明のところで機能の維持、
1:45:52	少ない。
1:45:54	娯楽及び転倒というところで並木が何に対してというところのご説明を、
1:46:00	追記するようにというところのコメントをいただいておりましたのでと修正しております。
1:46:05	冷却機構の冷却塔に落ちるところは同様に修正しております。
1:46:14	そういう形で次お願ひします。
1:46:17	基づいて192ページです。衛藤。
1:46:21	前回のコメントですけれども応力等の形が記載を飛び込んに追記しております。
1:46:32	次お願ひします。
1:46:40	うん。
1:46:42	続きまして、195ページのところになりますと前回のコメントで冷却塔のところと構造の記載があるんですけども、ネットの方は構造の記載もないというのと、
1:46:53	依拠しております。
1:46:55	はい次お願ひします。はい。
1:47:04	836ページですけれどももともと別紙4のスタートの表のところ
1:47:10	本当の番号、ないという状況なんですかというところで今回ちょっと見直しましてええと、
1:47:16	もっと4-2-1、極端なものにというふうにしましたので特別支援と前回から途中から、
1:47:24	ことになっております。
1:47:27	紙の方は前回のコメントを、
1:47:31	の修正が移り行くと。

1:47:34	ありますけれども
1:47:37	これの修正になります。
1:47:46	日本原燃田仲でございます。計算書に関する修正点ですけれども、まず通しページの 244 ページ。
1:47:54	が、座屈拘束ベースの許容限界にそれと日本語がおかしいという指摘を受けてましてそれの方を修正してございます。
1:48:03	続きまして通しページの 251 ページ、こちらも前回ヒアリングで座屈補助 5 番の方を含む旨を書きなさいということ指摘を受けてましてそれを追記してございます。
1:48:15	また、通しページ 272 ページで端子箱の記載を追加させていただきました。
1:48:23	また通しページの 277 ページでファン駆動部の衛藤。
1:48:27	除外している機器の除外している者の理由と、あとまた、あとは孤立感芝田についての記載の方へここに拡充してございます。
1:48:35	それ以外にですね 3 者の方としては誤記の修正やあと、上流の方針の方と記載の方のちょっと一部不一致がありましたのでちょっとそこら辺の方をちょっと修正をさしていただきました。以上となります。
1:48:50	成長加地です。安心はこの話ってというのは、結局店舗ん方には書いといた方がいいっていう整理でよかったですかね。
1:48:59	日本原燃田仲でございます。前回ヒアリングで一部だけ、
1:49:04	触れられていてそれ以降出てきていないという指摘を受けて、計算書の構造説明の本文の本文の構造説明の方で出てきて、それがそれ以降出てきてないということなのでそれを受ける記載として計算書の方の構造、
1:49:18	ご説明の中に記載を追記させていただきました。
1:49:22	以上です。はい、瀬尾丹治です。いや単にパーツ部分として何か一体でも説明してますよという整理なのかと思ったんですけど明示してくるということで理解いたしました。あとすいません。
1:49:33	で 277 ページ、ちょっとまたマスキング箇所で申し訳ないんですけど、
1:49:38	橋場孝ん。
1:49:42	損傷しても問題ないものっていうことでよかったでしたっけ。すいませんちょっと今丸田つもりなんですけど、真崎に引っかかったら申し訳ないし、
1:49:51	日本原燃田仲でございます。衛藤そうですねと丹小学校について、多少変形したところで特に問題は起きませんという旨の記載をしてございます。以上です。

1:50:02	市長館です。何でもそその量の花Cも有井で、
1:50:09	関心を分
1:50:10	だからなかーには当然重要なものが走ってることにはなってるけど、箱自体がっていうことで書かれてると思えばいいですかね。
1:50:19	井上タナカです。その理解の通りでございます。はい。ちょっと利率に関しましては、
1:50:25	とりあえず、
1:50:29	火山についてはこれぐらいです江藤ほかにで何か風について説明したことありました。
1:50:35	日本原燃のサカモリでございます。1点ちょっと変更点の連絡をちょっと覚えてたところだったので補足させていただきます 215 ページでございますけれども、
1:50:45	依然終局状態に至らない。
1:50:49	ていう記載があってそこから、短期許容力に結びつきがちょっと日本語は足りないっていうご指摘があったかと思っております。そのつなぎの文章を入れましたのでちょっとこの場でご報告させていただきます以上です。
1:51:02	はい、規制庁帯磁率理解しました。
1:51:05	そうですね。他のところの所々そういったものも出されたりしてますよねそこは見てはいるので、はい。とりあえずちょっと後でまた細かく見て何かあるかもしれないけど火山については以上ですが規制庁側から他に何かありますでしょうか。
1:51:22	なければ次お願いします経営と原燃側から、
1:51:30	はい。日本原燃のサカモリでございます続きた樁の方をご説明させていただきます。まず基本設計方針の 25 ページから 31 ページですね先ほど火山でもご紹介ありましたが外部火災での
1:51:46	構造を維持するという言葉ですね。に対するちょっと修正の方を入れております。
1:51:52	続いて、
1:51:54	32 ページでございます。
1:51:59	今の自社における火災の記載ですねとこの前内部火災外部火災と分けての記載をしてたんですけれどもちょっと記載が、対随件事象に対する火災というふうに記載するご指摘あったのあったかと思しますのでそのような記載のほうを直しました。また同様の記載がですね 104 ページの
1:52:16	添付書類の方も同様の記載の方をしてございます。
1:52:20	続いて、

1:52:24	37 ページでございます。ここ
1:52:29	熊本対策のちょっと設計方針みたいな、設計方針をちょっと説明するところなんですけども以前の記載が一つ右隣の事業許可本文のような記載になっておりました。一段落目が、
1:52:41	うまく対策の記載になってないということで竜巻対策の設計方針がわかるように記載の報酬整理してございます。
1:52:50	次が土佐。次は 38 ページですねすいません。37 ページのところで、ちょっと第 1 章第 2 章でせかつかついていたところと申しわけないところはあるんですけど文言の修正自体、どうこうという形ではないんですけど、
1:53:08	ここは結局、
1:53:09	こういう共通的な設計方針に近いような話を謳うか歌わないかなんですけど、先ほど火災のときに言ったのは 36 ページのところにあるように引用する箇所があって、いきなりこうこういうふうな構成ですよって話をして設計をうたうような形にはなってたんですけど、
1:53:24	竜巻に関して言うと、
1:53:26	この防護設計に係る基本なんか設計方針みたいなやつを謳うかどうかなんですけど。
1:53:32	37 ページの一番上なんですけど、
1:53:41	日本原燃清水です。はい。1 章からのつなぎという意味で、
1:53:46	1 章で述べたようなことをちょっと要約したですね、導入の部分の方針の方をですね、松沼機能書いてますし、火災の方でもですね、
1:53:55	整理する後にですね、大枠として書いているとの認識でございます。
1:54:00	規制庁丹治です。さっき石原さんの話にあったこの間第 1 章第 2 章の、一つ目のパターンと二つ目のパターンが火災は混在してるのでちょっと特殊事例ですよって話はしたんですけど、
1:54:12	これ竜巻対策に関しては、多分具体の設計、前段の第 1 のところで設計方針謳われて設備が出てきてそいつについて個別に謳ってきますよっていうだけのものだと思うんですけど。
1:54:26	今度のパターンでもこういう設計方針を多少書くが、基本ルールですかね
1:54:31	ちょっといつ第 1 章第 2 章の整理ができるかっていうところもあるんですけど考え方だけさっき聞いときたいんですけど。
1:54:37	はい、二本木西原でございます。昨日のやつでいく等を、3 ページの頭に三つ目に書いて項目ですね第 1 章で設計を変えてその共通設計を、

1:54:50	そのために必要な個別設備の設計方針せ、設備の設計を、第2 処理額ということでそれが竜巻防護対策設備そのものでありますので第2 第1 章側でもっとこういう設計については第2 章を見てくださいと言って第1 章が降ります、ふった先がここに来て、
1:55:07	第2 条で個別の設計を書くんですけど、その設計が成立性があるということを示すために共通方針とのひもづけをしないといけないので、この37 ページのために書いてあるように、
1:55:18	設計補償の導入部分を展開した上で個別の設備の設計に入るとというのが前臼杵昨日説明した3 ページ、頭三つ目の分類額にはまるものだと思っ てます。以上です。
1:55:31	はい規制庁た事実は変わりました矢田に飛ばしているところがあって、田崎についてはこういう設計しますよっていうのを台車で謳ってしまっ ているっていうふうにとるんだったら、
1:55:41	竜巻防護対策設備っていうのがもう一緒に出てきてるんでって言ってい ない構成の話をしててもそこまでようがなかったという形なんですけど基 本的な繋ぎの言葉を入れるような整理で今考えられてるということで理 解しました。江藤。とりあえず、
1:55:53	状態はわかったので次説明お願いします。
1:55:57	はい日本原燃のサカモリでございます。続いて38 ページでございます の補助防護盤を、が、防護ネットに含まれるというのわかるようにと いうことでそちらの方の記載をつけ足しておりますまた、
1:56:11	とか、両括弧2 のc ポツのところですね通過を防止できるという記載だ ったんですけども貫通というのわかるようにという、ご指摘もあった のでそちらの方も反映の方してございます。
1:56:24	続いて、ここまでの基本設計方針でございます。続いて添付の方いきま して115 ページです。
1:56:36	建屋安重建屋の扱いですねえと収納する建屋と屋外の竜巻防護対象施設 両方に入ってるんだけれども屋外の竜巻防護対象施設の方で、
1:56:47	説明しますというのを記載を、ちょっと修正の方してございます。
1:56:54	規制庁タジリです。衛藤。
1:56:57	ちょっと今、選定時前後しちゃうかもしれないんですけど、
1:57:03	文献書いていただいとところなんですけど、
1:57:06	何かすいませんあんまり自分がパッと何のかわからなかったっちゃう だけなんですけど、繰り返し何とかみたいなやつ書かれてるじゃないで すか、ちょっとページがせめて1 個古いバージョン持ってきちゃって、 ページがぱっと出ないんですけどちょっと待ってください。

1:57:17	1-1-2-1の基本方針の説明書の一番最後なんですけど、
1:57:25	今、
1:57:26	ごめんなさい。衛藤。
1:57:28	109ページのところで同定繰り返した変形をどうのこうのってやつ、書かれてると思うんですけどこれって結局何使ってる文献でしたっけ。
1:57:40	井上タナカでございます。こちらの文献につきましては、飛来物防護ネットに取り付けている防護盤のボルトが、何本切れるかっていう評価で、
1:57:49	評価のところ使っている文献となつてございます。それじゃ渡です。それってというのは繰り返しに何か関係するんでしたっけ。
1:57:58	そういうところの文献の中身を見てなかったからなんですけど、繰り返してっていうのは単なるあの破断幾つするかっていうところから来た気がするんですけど、このタイトルという所で使ってる式とか運用するとかそういう話ですかね。
1:58:11	日本原燃田仲でございます。藤委員さんのご理解の通りでして、このタイトルというよりはこの中で説明している組織の方を使っているものと、
1:58:22	でございます。以上です。それじゃ田尻です。何か特殊な好きなんですよって何か破断のところろうなんでそんなどうこうでもない気もしたんですけど、ボルトが何本死ぬかとかっていうのはそれが一般的な式だったんですけど、ちょっと、つまりどの時期だったかがぱっと出てないんですけど、頭ん中に、
1:58:40	日本原燃高でございます。ちょっとすいませんちょっと中身をちょっとどう安売りにしているところなんですけど、ちょっと板の変形量に対する、そのやり方とあとその変形の、
1:58:52	評価のところ別途かかる式だったはずですよちょっとすみませんちょっと中身が今思い出せないんではい。以上です。はい、規制庁とですね何で繰り返しどうこうというよりは変形量の評価式として、
1:59:04	ここオリジナルの式とか他のところにもあるけどとりあえず持ってきたのがこの文献と思っておけばいいですか。
1:59:13	富井田中でございます。他のところでも使っているものもいますし、これ以外の式としての表現とかも他にはあるというところがございます。以上です。はい。規制庁館です。なんかそんな特殊な意識使ってた覚えもなかったんですけどあんま見たことない文献だったんで一応事実確認でした

1:59:31	どっかのタイミングで当該ページとか、この文献自体ちょっと手元に持ってなかったりするんで、どういったものをどういうふうに書かれてるかどうか、エビデンスとしていずれ見せていただけると助かります。
1:59:44	井上タナカです了解いたしました。はい。次はタジリ質疑よろしくお願ひします。
1:59:56	はい。日本原燃のサカモリでございます続きで 120 ページですねこれも先ほどちょっと火山でご説明させていただきましたけども機械的波及をおよぼし得る施設で、
2:00:09	ちょっとこれも新選定しませんよというちょっと考え方の方を追記させていただいております中身は先ほどの火山と全く一緒でございますので、ちょっと丘陵等の表現をちょっと見直したいと思います。
2:00:21	成長タジリです。ここに、設計飛来物の絡みで言うていただくならまだわかるんですけどいきなり重量等っていうふうに言われるとなかなか厳しい気がするんで定常とかも設計飛来物だったら当然形状を見た上で重量見てあと速度を見てとかいろいろやってると思うので、
2:00:36	何か必要な内容がわかるように書いていただければと思います。
2:00:43	日本原燃のサカモリでございます赤沢も含めてちょっと表現の方見直したいと思います。
2:00:52	II 行って 146 ページでございます。こちら先ほど火山でご説明させていただきましたけども冷却塔の構成品というものが冷却機能の維持に
2:01:05	必要なものを除いているというのがわかるように表現を見直すように、ご指摘があったのでその点反映してございます。
2:01:15	その次が、ちょっといろんなところにちょっと飛んでいくんですけども 194 ページですね今回先ほど計算書を反映してるんですけどルーバーですねこちらの取付ボルトを評価部位としてふやしましたので、
2:01:31	ルーバーというまず名称方法で出しております。で、356 ページから冷却塔の計算書始まるんですけどもこの中にそのルーバをふやしたことによって、そちらの評価対象部位選定とかいろんな、
2:01:44	記載のほうを追記の方してございます。
2:01:50	その次が 195 ページですね配管の衝突評価でございますけれども、以前は計算上必要な厚さという表現をさせていただいたんですけども耐圧強度上必要な厚さというふうに表現を見直しております。
2:02:11	その次は、
2:02:17	その表現とこれだけネットの消したページと書いたっけ。そうそうなかなか、
2:02:30	日本原燃の嵯峨折田ちょ少々お待ちください。

2:02:42	日本原燃のサカモリでございますすみません 348 ページですね。
2:02:50	防護ネットの形状ですね縦向き横向きの話で阿部向きの方が長いケースがないのかというのを確認したところないということでございましたので右側の発電炉というところの図の 6 の、
2:03:03	こっちの方削除の方をしてございます。
2:03:11	日本円みたいなことでございます。引き続き計算書に関する衛藤季沙さんの修正内容になります。通しページ 360 ページになります。
2:03:20	こちらにこちらにつきましては、次、
2:03:24	風間までのコメントになりますけれども、端子箱についての記載構造についての追記がありましたので、
2:03:31	補助金についてもその記載内容について展開して記載を追加してございます。
2:03:36	続きまして、通しページ 368 ページになります。
2:03:40	こちらの絵と火山でついてるコメントの展開となりましてファン駆動部についての表、評価の除外理由について記載のほう拡充させていただきます。
2:03:50	はい。続きまして、通しページの 366 から衛藤 370、379389 へと 400、402407 に関してですけれども、
2:04:04	今回ルーバーの方へと新たに評価対象として追加しましたので、
2:04:08	ルーバーの構造の説明、評価対象部位へと至近の展開へとその結果というものを追記してございます。
2:04:16	続きまして、配管の計算書になります。衛藤 369 ページとかでいいんですけど、このルーバを今回追加する形にはなってるんですけど、ペーパー自体が変形しようが何しようが全然構わないけどロッカーだけよく中岳されるとたまらないのでえっとボルトの評価だけしっかりしましたよってというのが大体書かれてると思えばいいですかね。
2:04:34	日本原燃田仲です。木曾さんのご理解の通りでございます長館です。なるべく松木に言わないように言うつもりですけど引っかけたら後でご連絡いただくと助かります。なんで図を示しながらどこを評価することが重要なんですよというのがここに書かれてることで理解いたしました次お願いします。
2:04:52	日本エヌタナカでございます。続きまして配管の計算書になりまして、通しページの 419 と 425 ページになりますけれども、先ほどサカモリから説明ありました通り計算上必要の厚さというところへと耐圧強度上、
2:05:07	必要な厚さに切り換えて記載してございます。

2:05:11	続きまして飛来物防護ネットの計算書になりまして通しページの452ページで脱落評価が部材の両端両端に対しての評価を行う旨っていうところを追記してございます。
2:05:25	続きまして通しページの496、521、547ページにつきまして防護盤の取付ボルトの段数について記載の方追加、
2:05:36	をしてございます。続きまして、通しページの548ページに、
2:05:41	飛来物の江藤中学校に対する衝突で中央部と端部というところがそれがどこの部分なのかというところをその図の方に記載を追記させて、
2:05:51	いただきました。
2:05:55	成長タジリです。すいません。さっきのボルトのところなんですけど、
2:05:59	一応、改めての確認なんですけど今、496ページにボルト数が書かれていて、
2:06:05	後ろの方ちょっとすみませんページがぱっと出てこないんですけど評価結果があって生き残るものっていうのが書かれているところではあるんですけど、
2:06:13	半数以上が1Vとしては死ぬぐらいの評価になってるんですけど結局これ変形量で見てるから、
2:06:19	変形量を見るときってVって考慮した上で変形量見るんですけど、ボルトがない状態でどれぐらい変形するか見て、それだけ変形するところが強いのかどうかを見るんですけど。
2:06:32	規制庁館です。単に思ったより死んでるんで、何か、どれぐらい精緻に評価できるもんだったかなっていう確認したいだけなんですけど。
2:06:44	日本原燃の田仲でございます。こちらについて解析でモデル化してやっております、
2:06:51	すいませんちょっとここも一応事実確認はしたいと思うんですけども、Vの取り付けえと。
2:06:58	Vの取り付け条件を見て板を変形させてその結果、防油提が本当にどれだけひずみがかかるかというのを解析でやっている。
2:07:08	ので、ございます。以上です。成長タジリです。Vね解析条件に入れてるっていうことでしたっけ。どうやってこのボルト本数とかまで解析で、
2:07:19	細かく見てるのかなっていうのが例えば、③の56とかで奥があるやつって最後8分式に起こらないところになってると思うんですけど。
2:07:28	一応、どうつけられてるというよりは固定されてる分がその点にあって、
2:07:33	その、

2:07:35	解説会解析の具体ってどこでしたっけすみませんちょっと前に教えてもらったような気がするんですけど。
2:07:41	ボルトとかって、どこまで解析モデルでわかるようになってましたっけ。
2:07:47	少々お待ちください。
2:08:09	入念タナカでございます。495 ページちょうど前のページにですね、評価モデルの説明がありまして防護版をシェル要素で取付ボルトビーム要素でモデル化して、
2:08:20	大南を使って評価をしているという旨と記載してございます。
2:08:24	日本原燃のサカモリでございますちょっと補足させていただきます 498 ページにですね取付ボルト評価用の解析モデル図というのを示させていただいております。
2:08:35	ここで例えばケース 1 であると比例えば左端とかにボルトが表現してあるのが、おわかりいただけるかと思えます。このような解析モデルに対して衝突評価を実施するというのでございます。以上です。
2:08:49	規制庁タジリつのモデルは今書かれてるのは認識したんですけど、
2:08:55	これって普段解析でこのボルトの評価までできるものでしたっけ、ちょっとその今更恐縮なんですけど多分できるもんだと思いつつなんですけど。
2:09:03	それボルト等の要素で、
2:09:06	ボルトが破断するかどうかっていうのって、これが出るのでしたっけ。
2:09:11	変形量、何で見てます。
2:09:14	日本エネ単価でございます。以下の変形によるボルトのひずみ量を出してボルトが破断するしないっていうのを判定してございます。
2:09:24	成長タジリってなんでやっぱ物自体を詳細にモデル化してるっていうよりは、V-1 で固定されてる形になってその状態で井谷やってて変形イクラしたら、
2:09:35	その固定合わせに関してどれぐらいひずみが生じるかっていうのが惰性てるんですよきっとこれ。
2:09:42	日本江坂でございます。若干ちょっとうろ覚えのところではありますが、足すと丹治さんのご認識の通りだったと記憶してございます。以上です。瀬戸タジリです。
2:09:52	これ先行とかでこういうふうなもので作ってるところってありましたっけ。
2:10:05	日本原燃田仲でございます。実績としては確か先行炉にもないものだったと記憶してございます。以上です。

2:10:14	規制庁田尻です。何かそんな気が少ししていてちょっとどうだったかなというので今聞いてみたところなんですけど。
2:10:21	先行炉じゃなくてもいいんですけど、衛藤。
2:10:26	Vに関してどうモデル化するかとかの考え方っていうのは知見として潜航からあるもんでしたっけ。
2:10:32	要はこれによって何本ボルトが破断するかっていうところを見に行っているとは思うんですけど。
2:10:40	日本原燃のサカモリでございます先行炉で衛藤先ほど田仲が申し上げボルトの評価をしたものはないというのが実態でございますで、
2:10:50	ちょっと私は出身電力の話になりますけど後動いたに取りつけるボルトの設計基礎というのは
2:10:57	以前、どっかのヒアリングでご説明させていただいた記憶もあるんですけども取り付けられるだけボルトは取り付けるとい設計思想でしたので、そもそもゴール頭部で破断するというそういう破損モード想定しない設計にしているというのが、
2:11:10	おそらく電力の実態だと思いますのでこういった評価をするのは、
2:11:14	再処理が初めてになるかなと思っております以上です。
2:11:19	規制庁大谷です。先行であんま見たことないなと思いつつ、これボルト本数って、ちょっと板野で笠とかの絡みもあるところであると思うんですけど。
2:11:29	先行炉と比べて多い少ないとあって何か考慮して家族見てますそれともはなから1をとりあえずV1Gは決まっています評価したら大丈夫だったからそのままとかになってるんでしたっけ。
2:11:52	日本原燃高でございます。ただいまのご質問は炉と比べてという。
2:11:57	理解ってよかったですでしょうか。そういう意味です。
2:12:05	規制庁館です。先ほどおっしゃられたように、割と幾らでもつけちゃえば最後どうにでもなるものだとは思いつつなんですけど、
2:12:13	何かぎりぎりをねらっていつてますっていうんだったら、それなりに精緻なもんなんですよねっていうところを一応聞いときたいっていうぐらいなんですけど。
2:12:33	日本原燃た家でございます。おる、
2:12:38	炉と比べて江藤再処理の方が断然少ないという認識はあります。このボルトの本数をどうやって決めたのかっていうところの話には繋がっていくと思うんですけど、
2:12:48	すいませんちょっとうえっと、どうだったかっていうのをちょっと確認したいんでまた別途、説明を差し上げたいと思います。以上です。は

	い。規制庁館です。なんか大昔にそんな話もあったような気がするんですけど。
2:13:02	丹丹羽様取付ボルトの半数以上替えられるけど幾らか残るんですけどいうところを大いに言っていて、少ない数でいくための評価でもあるような気はするんですけど。
2:13:14	なんか、いかほど信頼性のある評価かっていうところろすみませんなんか聞いたような聞いてないようになったような気がするんで一応確認しときたいというのが趣旨なんでよろしくお願いします。
2:13:27	日本原燃高です了解いたしました。
2:13:30	はい、清町タジリです。
2:13:33	と竜巻関連で他何かありましたっけ。
2:13:39	すみません2本目の坂部です。1点ちょっとハード上の点ちょっとご説明するのちょっと忘れておりました。
2:13:45	451ページでございますけど先ほどから議論させていただいて動いたの、接続ボルトの
2:13:55	あ、すみません150ページすみません、ボルトを取りつけボルトの選定理由のところですねこれボルトの本数の観点で選ぶ必要ないのかというコメントを、ご指摘をいただいておりますで、
2:14:07	結論としましてはV Aと低ピッチ。
2:14:10	で取り付けておりますので支持編の長さに依存するというので、モルテン数もこうしてるというところをちょっと記載しようと思ってたんですけどもちょっと申し訳ありません。もうでしておりましたので、
2:14:22	あれしてお見せしたいと思います以上です。
2:14:25	清とタジリです。何で今の考え方を教えていただいていたんですけど、
2:14:30	なんかあまり裕度なさすぎるところねらわれない程度の方がいい気はするんですけどその低ピッチっていうのも、
2:14:38	設計シライ普通衝突時を考慮した低ピッチになるんですかね、それ耐震よ。
2:14:47	でも、板の取り付けだから耐震関係ないですよ。
2:14:58	日本原燃高でございます。衛藤すみません正直別途基地をどうやって考えてるかっていうところについてはちょっと僕らも抑えられていないところではありますのでちょっと層厚はどういう考えで設定していたのか、
2:15:10	例えばもしかしたらメーカーの標準的な考え方が何かあるとかもしれませんしそれ以外に今回特別な事情で何か設定してるかもしれないという

	ところはあるのでちょっとそこについては確認させていただきます。以上です。
2:15:22	規制庁田井です。何か頑張ればどうでもなるところで無理に何かぎりぎりをねらいにいて、詳細なところっていうふうにやる必要がないところなちょっとブロードな本数今までなかったんであんまり議論してなかったところ申し訳なかったんですけど。
2:15:35	思った以上に破断する評価になってるって。
2:15:39	いや何か一つの解析やって、数本だけ知りますようだったらまだわかるんですけど。
2:15:44	9割方死にますでも一応生き残るんですけどっていう解析ってあんま聞いたことがない気がするんですけどそうでもないですかね。
2:16:00	日本原電た家でございます。我々の考えといたしましてはマボルトが最低2本のところいけば、
2:16:09	そのボルトが、その取り付けている飯田が回転することなくその場に居続けることができると。また戸部当時、
2:16:18	Vファーム日本だけでそのものの自重とかは支えられるような設計にはしてるのでそれが、それさえ維持できれば大丈夫であるというような考え方でございました。
2:16:29	以上です。規制庁田尻です。いや日本駅残ってれば大丈夫っていうところを否定してるというよりは、解析で日本生き残るか6分生き残るか十分手が来るかとか何か細かなところまでそんな精緻に解析できるんですけどつけっていうところが少し気かりなだけで、
2:16:43	大量にボルトがあるんだからさすがに日本に残りますよっていう方が、まだ何か新材料に高いような気がするんですけどぎりぎりをねらうんですけどっていう話になってくると、
2:16:53	解析Dや何か、
2:16:55	プラスアルファに損傷する可能性ってないのっていうのはなCまでできる解析でもない気がしたので一応確認しときたいというのが趣旨なので、
2:17:03	で、先ほど言ったように、何かいちいちぎりぎりになる必要がないというふうにボールドが増えればその重量動向になるようなものでもないところで、いちいちそんなぎりぎりをねらいにいく意味何かあったんですけどつけっていうところも気かりだったんで、一応確認してくださいという趣旨です。
2:17:20	日本原燃田仲です。ぎりぎりは確かねらっていなかったものだと思っております。確認させていただきます。以上です。はい、島谷ですよろし

	くお願いします。あと竜巻関連規制庁から諮り何かありますでしょうか。
2:17:38	なければ次お願いします。
2:17:48	はい、日本イシハラでございます。
2:17:50	外商その他、
2:17:53	になります。
2:17:55	変更箇所を順番にご説明をしていきます。C Tで、
2:18:02	6 ページですね、頭の最初の文章の後に、基礎地盤の改良の部分を、地震の基本設計方針飛ばす機材をここに入れました。
2:18:13	そのあとの記載とのリンクもないのでここでそのまま飛ばしにいくという記載で整理をさせていただきました。
2:18:21	右下 17 ページでございます次。
2:18:26	はい。これ前回、担当の関係も含めて窓、どう一緒にフィルターしますかという話で山、他部署との横並びを含めてここはフィルターという形で記載をさせていただきました。
2:18:41	はい。次は右下 21 ページでございます。
2:18:46	ここは住所の英訳が数で優良クラスって名称が 3 点ぐらい前にあるんで大分離れてますけど、駒井阿比留のままと考え方同じでございますもともと、
2:18:58	中央制御室後その制御室緊対の話を、書き分けたところが、おけるそれぞれ項目を変えて長ったらしく書く必要もないので、合わせ力を合体させたということでございます。
2:19:13	はい、えっ。
2:19:15	難波ムラカミ技師、
2:19:19	23 ページ。
2:19:21	の化学薬品の漏えいのところも同じような見解でございます。
2:19:27	右下 24 ページの運営の部分を同じような展開で、記載を適正化させていただきました。
2:19:37	C T O の修正箇所は以上でございます、次は別所衛藤 24 ページ、そこまでこだわりもしないんですけど、二つ同じようなことを並べてるんですけどこれまとめても書けちゃうかもするんですけど二つに分けてる意味って何かありますか。
2:19:56	はい。2 本事象でございます書き分けるほどの夢が独立するかというと若干最後の作業リスクに応じた防護具の着用っていうところ、そ、
2:20:07	僕はいろんなところの作業の命令に対する防護措置っていうところが、
2:20:12	再循環でもうさらに動くとの関係が、差別化、

2:20:18	しようかなということで二つの文章になってましたが、結果一つの文章でもあんまり意味は変わらんかなと思いますちょっとそこは、
2:20:26	結果を伺いたいと思います。以上です。はい。規制庁田尻です。少なくとも半分ぐらいの言葉がかぶってるような気がするので、意図があればとめもしないんですけどまとめてもいいんじゃないかなと国だと、文章が長いところなので、ご検討だけいただければと思います次お願いします。
2:20:44	はい。資料になります。SM-1のところでも右下77ページ、これは先ほどの基本設計方針を受けた基礎地盤の改良のところにも添付書類側での飛ばしの文章になります。
2:20:58	ぜひとも1はここだけだったと思います。続きまして別紙4に、
2:21:05	が、右下109ページ。
2:21:09	凍結のところの安全冷却水系の先ほどの考慮のところ、
2:21:14	ちょっと不凍決まっていけない続けるのはもうちょっと文章の整理が必要かなという気はしていますが、マイナス15.7に対する考慮の話とあとさらに外勤務下がった場合の運用上の措置と、
2:21:27	要望をそれぞれ書いたというのが、当該の分でございます。
2:21:33	伊井技師、次は120ページでございます。生物的学賞これ前回ですかねヒアリング量の別紙1の中で偶発無礼。
2:21:45	そういうところ添付書類に書きますというのが書いてなかったところ同じように、防護対象設備ではないという中でも添付書類で展開しないといけないところですので、別紙側で、
2:21:56	記載を追加をさせていただいたというところでございます。
2:22:00	続きまして、右下128ページ。
2:22:05	有毒ガスに関連のところでございます。
2:22:09	今回事業変更許可でフローパスに関して記載をした文章だからちょっと書かさせていただいてちょっと整理ができてなくて申し訳ございませんでした。
2:22:18	設計方針に繋がる場所の施設がわかるようにということで文章を整理をして、その事業指定学校変更許可を受けた通りというところで、
2:22:28	優良箇所が8000円としてまず見るものがどんなものがあるのかというところから繋いで、もともとの部署にジョイントしたという形で整理をさせていただきました。
2:22:39	はい。続きまして、右下133ページ。
2:22:45	先ほども

2:22:47	清地点を、全体法案した形の整理という意味での記載の同じような展開でございます。
2:22:54	そのあとの右下 135 ページのところがいいところを同じでございますしてこれも先ほどの別紙 1 を整理することによって同じように、整理をされるものだと思いますので、あわせて、
2:23:07	記載は、適正化させていただきたいと思います。
2:23:12	伊部 J O C の方が修正点は以上でございます。
2:23:16	規制庁館です。有毒ガス絡みで 1 点認識だけ確認しておきたいんですけど、この間の変更許可の整理で薬品の感知とかさ、感知というかまず運転とかにおける感知の話とか薬品に書いてあって共通的な話。
2:23:31	として外部事象のところにも幾らか書かれていたただ具体の話ってというのは R I 会社別に飛ばしてるところとか、インターネットんでっていうところがあってそういったところに関してはあと次回という整理にしています、
2:23:41	あくまで外部事象として、共通的な方針として書かなきゃいけないところだけ今回変えてきたというふうに思えばいいですかね。
2:23:48	はい。乳井西原でございますおっしゃっていただいている通りセールスとベースの工事会というところは当局がそちらに振るとして、
2:23:56	共通的な方針として、賠償で受けるべき範囲をちゃんと決めて、記載を整理をさせていただいたということでございます。以上です。
2:24:05	規制庁タジリです前回は大分見やすくなったと思っておりますちょっと細かくはまた見ようとは思いますが、了解しました。もう 1 個がその他、07 でしたっけこい通に関してすいませんこれ説明受けてどこってもんで、
2:24:18	ないんで、ちょっと認識だけ確認しておきたいんですけど。
2:24:21	多少ずっとこう文言とか出されたのは認識した上でなんですけど、
2:24:25	文言を単語だったら言ってよかった気がするんですけど
2:24:31	あれ、何とかリングとかって出していいでしたっけ名前。
2:24:42	由井瀬谷でございます。個別の名称ですよ。はい。
2:24:47	安否んだったら、あれ私の認識がないです。すいません。ちょっとですねちょっとその、大体ものわからず今言ったようなやつってというのは、
2:24:58	結局こいつ水密性に近いぐらいの機能持っていると思えばいいんですしたっけ。一応、
2:25:03	考え方としては理解しつつもなんですけどこいつをつけることによって、水の浸入を防ぐ構造となっているという説明をした時に、こういったどこまでの機能っていうふうにいえるんですしたっけ

2:25:15	例えば保護等級の6以上のレベルっていうふうに定性的にいえるぐらいのレベルのものなのか。
2:25:20	よ言うてもそこまでのもんじゃないですよっていう意味になるのかちょっとわからなくて、
2:25:27	はい、宮でございますはい。そこはすいません事実確認をさせていただこうと思います。
2:25:35	今までのパターンでいけば、そこまでかけるのは多分書いてるはずで、変えてないってことは、
2:25:41	何となくそういうものですよって言うように近い気がするので、事実確認した上で適切な記載をさせていただきたいと思います。ただ、あるから、何となく大丈夫でしょ仲山行きもします。はい。以上です。
2:25:53	はい規制庁谷井です。多分統計の試験はやってないことも間違いはないと思ってるんですけど、単に試験やってないだけでこういったものをつけられればこれぐらい下げますよっていうのをもう少し言えないかなと思っていて対策はこういうふうにならざるを得ないのは認識はして、
2:26:08	それなりの申請持ってんだらうなっていうところもわかりつつなんですけど、これがあつたら大丈夫ですよっていうふうにいえるかどうかとかには結びつかないまま終わってる気がするので、言葉ちょっと補えるかどうかの検討いただければと思います。
2:26:23	はい。はい、上西でございます承知いたしました。
2:26:26	はい規制庁田井です。外部事象その他自分から言うと規制庁が他に何かありますでしょうか。
2:26:34	なさそうであれば次お願いします。長課長お願いします。
2:26:39	ボックスの時カラーの記載あつたもので今回ちょっと補強された109ページ目の不凍液の話の、
2:26:47	そのあとの仮2のところで、
2:26:50	外気温が-15.7度下回り概況が-22.4度に至つた場合にはっていうふうになつていて、これはちょっと前から気になつていて、
2:26:59	なんで-15件が、
2:27:01	等で、措置を開始せずに22.4度まで、
2:27:05	待つんですか。
2:27:08	はい、乳井西原でございますちょっと記載ぶりはよくないと思います運用上はおっしゃる通り平成22.45まで待つんような、
2:27:18	多分ないと思うので、それ以外の場合は速やかに対処を始めるというのが一般原則だと思つてます。確かにここで-22.4度を書いた時にむつとかの最低基準に持ってきて書いてるんですけど、

2:27:33	こうなったとしても大丈夫ですということが言いたいがために書いてあるんですけどこれは確かにおっしゃる通り、-22.45 になったらやりま すみたいなふうにも見えるので、誤解がないように記載は修正をさせて いただきます以上です。
2:27:45	はい。政調会ですはい。それで岩倉です。なくなると思いますんでよろ しくをお願いします。以上です。
2:27:53	はい、規制庁とりあえずよろしくお願いします衛藤ほかにないようであ れば次をお願いします。
2:28:03	はい、宮木です。閉じ込め 001。
2:28:08	R11、令和4年11月1日の提出した資料について説明させていただきます。
2:28:16	まず右下6ページ。
2:28:24	の4ポツ1ポツ1の
2:28:28	をですね、放射性列車の閉じ込めというところですね、
2:28:34	2行目に、放射性物資が漏えいしがたい設計という。
2:28:39	ありますここからですね、SF中継所のSF Pのですね、東方に展開す るようにですね、19条1項2号イのですね、水が溢れというところ。
2:28:53	いうところで青字の記載で展開するように見直してございます。
2:28:59	同じように生徒数です。すみません、ページのところなんですけど、
2:29:04	これな、放射性物質が来訪するから何とか設計のうちってこのこの文 章で何か要るんでしたっけ他のところで別に何とかの内とかって書いて ない気がするんですけど。
2:29:17	はい。日本原燃の矢内です。上部、上部といいますか4対1ポツ1はこ れ全体の漏えいしがたい設計を、いましてそのうちちょっと一部、その SF Pについてはというところで、
2:29:32	記載させていただいております。
2:29:36	規制庁館です。一部を飛ばすときは何とかの家って毎回書くってこと ですかね。
2:29:45	ちょっと通じるって。
2:29:47	はい。日本原燃小柳でございます。shall通りなくてもですね、ま ずルールとしては
2:29:55	ちょっと、
2:29:56	入ってないところも事実ありましてなくても通じるというのは事実でご ざいます。ちょっとここちょっと、ちょっともうちょっと横尾。

2:30:07	全体ですねちょっと見た上でですね、なくても通じると思いますので、ちょっと記載を見直す、もう1回確認してですね。はい。適切に見直したいと思います。以上です。
2:30:20	はい。規制庁館です。ルールさえしっかりすればいいんですけど、何かくどいなっていうところぐらいなので、精査いただければと思います。
2:30:30	はい。
2:30:31	はい、承知し、いたしました。つづ形ます。右下8ページになります。同じように19条の1項事業のは、漏えいの検知というところで、
2:30:45	8ページの一番上ですねちょっとこれ前回から文章は変わっておりませんが、まず閉じ込めの共通の方針として、7ページからあるですね、
2:30:58	国のロジックの改修というのが、共通の方針でありまして、
2:31:02	19条の個別に展開する上で、漏えいの検知というところですね、実際、7ページの下はセルと質というような記載になっておりますので、
2:31:15	ちょっとここは水槽というところをちょっと1回抽出する必要があると思います、この記載のままとさせていただいて、
2:31:25	おります。
2:31:27	清町タジリです。はい。衛藤。
2:31:31	なんで仕事して括弧2のところに書いてあるやつは前段の文章で読めないからもう1回書きたいんですとかそういうことですかね。
2:31:39	はい。こちら通りでございます。はい、そうですわかりました。
2:31:43	はい。続けさせていただきます。8ページ補カーにちょっと青字ありますここ適正化で、ちょっと主語が見えなくなったりとかそういうのを直してございます。
2:31:55	続きまして右下9ページの一番下ですねこれ先週のちょっと議論になりましたが、常時普通、
2:32:05	という言葉ではなくて、その排風機の電源は、非常用所内電源系統に接続すると、あと多重化もするというようなことにして、ここなんですけど、
2:32:18	十条としてどこまで書くかっちゃうところなんですけど、十条として多重化とか非発につなぐ話を謳わなきゃいけないかどうかなんですけど、これ極端な思案中とかそっち系の話でも設計もし謳うような気がしていて、
2:32:33	別に閉じ込めのこの部分に限らず、非発につなげるやつとか多重化するやつってたくさんいると思うんですけど、そういうのも書くってことなんですかね。

2:32:43	はい。日本原燃小柳でございます。まず事実としてはですね、右下の 8 ページ。
2:32:51	になるんですけども、
2:32:55	どうしてもそれがあるそのノルマルドデカンの回収というところでここも
2:33:01	ベルリンの話多重金足をしておりましてのでちょっと閉じ込めの中ではちょっとですね、合わせたような記載になっておりますが、確かに要件としては安重。
2:33:13	ですので、ちょっとここ 8 ページもですね、ちょっとそういう点では、と同じとなり、なると思われましてので、
2:33:21	ちょっとここは記載を見直す形にしたいと思います。
2:33:27	成長大事ですどこに何まで書くかというルールだけの話だと思うんですけど、
2:33:33	何か、前回指摘した趣旨は何か 2 段落に分けて書かれていてふた短絡目に意味があるのかっていうので、何か意味がありそうなところを今回書いていただいたんだと思うんですけど。
2:33:43	夢があってもここで書く必要がないものであれば別に書かなければいい話だし閉じ込めの条文として、共通的な設計方針として何をうたわなければいけないのかというところを精査していただいた上で書いていただければと思うのでよろしくをお願いします。
2:33:58	はい。日本原燃小柳でございますはい確かに閉じ込めの共通の設計としては漏えいの回収、あとは負圧に維持する、ここが言いたいことですので、
2:34:09	そこの記載するというのを前提にしたいと思います。
2:34:15	では続けさせていただきます。右下の 14 ページ。
2:34:23	の、
2:34:26	二つ目と言いますか、の基本設計方針です。ここ青字でですね、記載変更してる主趣旨としましてはですね、まず積というのは、
2:34:38	4 ポツ 1 ポツ 3 のべき受け皿の設計がまずあって、その上でですね、領域受け皿を下部に設置していない。
2:34:48	ものについての漏えいについては、こういう席で、受けとめると、いうような設計で受け皿が前段にある、ありますので、
2:34:59	そういう意味で漏液受け皿との繋がりが見えるようにですね、ちょっと青字を追記させていただいております。
2:35:08	規制庁館です。今口頭で言っていたようなやつがわかるようにしていただけるといいかなと思うんですけど、今おっしゃっていただいた

	ようにまず漏えい器受け皿があってそういうのを設置しないと分析がっというところがまずこれが読みづらくて、
2:35:23	かつ一つ目のパラのところ、漏えいしがたい設計とすると行ってまた席に貫通部を設ける場合はって言うてるんですけど、この時点で石が登場人物になっていなくて積が登場人物になるの多分その次の文章になっていて、
2:35:36	何で石を設置する設計とするの後に多分このまた書きが存在するんじゃないかとかあるので、
2:35:42	炉の方は、積については次の通りとするっていう文章の中に書いてあるから積がすでに登場人物なんですけど、関今田東條氏てないのに、関井に関する設ける場合に話してたりとちょっと文章の順番とかもおかしい気がするのと、
2:35:57	口頭でおっしゃられたように漏えいユーザーとの話があって初めてなびいできてくる話だと思ってるので、その辺りがわかるような記載にしていただければと思いますが、趣旨わかりますか。
2:36:09	はい。人間の小柳でございます。はい。まず最初脳、一番上の方のことでまず石というのがありますので、ちょっと登場人物の順番がまずおかしいというのはい。
2:36:22	承知いたしました。はい。もうおかしいというのは、こっち。
2:36:27	ちょっとですね精査いたします。
2:36:31	続けます。次は右下 26 ページになります。
2:36:41	藤米担当、その他の条文の個別の条文の関係ですこちらは昨日の
2:36:48	乙、個別の書き分けのものと変わりありません。
2:36:52	えっとですねちょっと
2:36:54	説明としてですね、先週うつ 0508 で、高レベルのフィルターの 2 段化の話がありましたのでちょっとここを触れたいと思います。
2:37:07	まず高レベルのですね、通常時、この青色の平常時における気体の廃棄については、
2:37:17	平常時固化セルの換気系から放出すると。
2:37:21	ところその下に設計基準事故とあります。設計基準事故時は、ですね、その固化セルの換気系が停止してですね。
2:37:33	固化セルの圧力が上昇するので、古賀清の圧力ホース系、放出しますよというところで、固化セル圧力の保守系の追加したフィルターとかその方式の系統はですね、
2:37:48	こちらの設計基準事故時による、その放出量の低減というところにかかりますので、許可のな、整理と同じく、

2:37:57	それらは、10条で整理するということで、
2:38:02	にさせていただきます。
2:38:07	続けさせていただきます。
2:38:10	次、別紙案になります。
2:38:16	右下70ページになります。
2:38:25	前、前回のコメントです、別紙1-2、安全冷却水系の記載をですね、その共通の閉じ込めの別紙4に持ってくるというような記載が足りてなかったということで、
2:38:39	ございます。まず資料4に安全冷却再処理設備本体用の安全冷却水系を記載する上でですね、まず、別紙2と別紙3にですね、
2:38:51	安全冷却水系の記載をまずするというのが市のルールになっておりますので、まずそちらの方、
2:39:00	ちょっと別紙2と別紙3に戻るんですけども、別紙2であればですね、右下47ページになります。
2:39:15	ちょっと小さくて申し訳ありませんが、別紙2のですね添付書類の構成という、
2:39:23	ところで青字になってるところで、事故名に関する説明書というところで安全冷却水、最終設備本体の安全冷却水系の基本設計、
2:39:33	方針については閉じ込めの方の説明書に記載しますよというのを別紙2で記載させていただいて、と同じようにベース、
2:39:42	別紙3は、右下58ページになります。
2:39:48	規制庁タジリです大体そのあたりを理解してるつもりなんですけど、ちょっと文言的なところだけさ、もう聞いてしまいたいんですけど、右下69ページのところでまず確認なんですけど、
2:39:59	2ポツ1×6.5ヶ月助教が今言って、基本的に基本設計方針を踏まえながら書いてるっていうところだと思うんですけど、その途中部分に書いてある、五行分ぐらい多分あの基本設計方針横に並ばずに書かれてると思うんですけどここってというのはどっから持ってきたんですけど後ろに書いてある文言から集約して勝手に変えたところですかね。
2:40:24	少々お待ちください。
2:40:43	少々お待ちください。
2:41:03	面積でございます。申し訳ございません。えっとですね許可の添6の方からですね、ちょっと要はですね崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計という。
2:41:17	ところからですね、井岡駅の方、
2:41:20	の、

2:41:22	技術によるもの。
2:41:24	三井。
2:41:25	その風土を防止するという、ちょっと繋がりをちょっと示したかったというところで、記載しております。瀬尾館です許可の電力から持ってきたということで理解しました只野地域場所なんすけど崩壊熱よるっていう2番抜けてるのでとりあえず直していただきたいのと、
2:41:41	あとそのあとに書いてある一行で、
2:41:43	冷却能力の評価をっていうふうに書いてるんですけど、設工認で評価って言葉って結構使ってたっけ。
2:41:50	火災の影響評価とかそういう形はいたりするんですけど、冷却能力の評価を以下に示すって、
2:41:56	何かこう設定するとかなればわかるんですけど、評価を示すとかって結構使ってたっけ。
2:42:04	うん。はい。人間の分野でございます。この評価を以下に示す、ちょっと以下って言いながらちょっとすいません次結局系統構成になってるんですけど、
2:42:15	要は
2:42:18	6日です、冷却能力を評価するということで、その評価をするの。
2:42:26	ですね、表すいません、表カーについて、金カー。
2:42:32	こんな同じなので金融課を呼び込みますということに記載したいがためにちょっと評価を以下に示すというような記載にしているというのが実情でございます。
2:42:46	藤。規制庁丹治です。
2:42:49	とりあえず金が引っ張ってくることも別に否定はしてないんですけど、単に何か、
2:42:54	構成機器のっていうところまでは系統構成とかまでわかるんですけど、
2:42:59	冷却能力の評価っていうか、崩壊熱除去の計算結果を説明書で示してるか何かじゃないかなと思うんですけど、昔の責任か何かにこの文言があるんでしたっけ、冷却能力の評価って言葉。
2:43:13	はい。日本原燃小柳でございます。はい。冷却能力の評価というキーワードははい。既認可ではあります。はい。なんで一応そこをと結びつけるような形で、
2:43:25	ちょっと記載をさせていただいております。
2:43:29	規制庁田尻です。

2:43:32	既認可からの流れ的にこの説明書を引っ張ってくるからということで一応理解をしておきますけど、
2:43:40	こここれ他でもこういうことだって結構使ってます要は、設計をする形になるじゃないですか。
2:43:46	何でもこれなんか、評価は評価なんですけど設工認上で言うんだったらどういう設計したって仕様のところが最終的に出てくる形にはなると思ってるんですけど、その計算結果示す時に何とかの評価をっていう形で結構飛ばしてるんでしたっけ。
2:44:08	少々お待ちください。
2:44:19	日本原燃の瀬川です。この後読み込まれるのワーキン民間の崩壊熱状況計算書で、
2:44:27	崩壊熱除去計算書ってというのが鶏と卵みたいな関係になってるんですけども、冷却能力を示し、示しているようで、実際は伝熱面積が除熱に必要な伝熱面積を確保できているってことを示してるのは、
2:44:42	熱除去計算書なんですねこれ冷却塔もしかりでして、必要な温度まで下げるのに必要な電面が、実際の計算上求める電面が、実際の電面よりも小さい、
2:44:55	揚力があると、いうようなところを示しているのが実際読み込むとしている計算書。
2:45:00	になっていますので、
2:45:03	準ちょっとそういう評価というよりは、減免がきちんと確保されていることっていうような趣旨が強いんですね、そういった表現ちょっと改めようかなというふうにも思いましたがいかがでしょうか。
2:45:16	規制庁鳥井です。単に評価を前面に出してもらってというところがあるんで別に（2）冷却能力って書いてもらって、B冷却塔に関する冷却能力に係る設計については別に設計とか社員じゃないかなって気すんすけどなんか評価をとわーされようとしてたんで、
2:45:32	あくまで設計について説明すれば、評価はその確認でしかないような気がしたので、何か評価結果だけ持っていきたいというよりは、崩壊熱よく説明書に書いてある設計とか、そこらもひっくるめて持ってきてるんですよねこれ。
2:45:48	はい。日本原燃の嵯峨ですおっしゃる通りで崩壊熱表計算書に書いてあるその設計を読み込みしたいといったところの趣旨です。はい。
2:45:58	はい、規制庁帯磁率であれば設計に踏み込んでいただいた方が多分後任としてわかり気がするんでよろしくお願いします。

2:46:07	はい。日本原燃の小柳でございます。金融機関のですね設計方針というのを最初に記載しておりますのでそのあとに、評価というような繋がりで、そういう点では、当然、設計方針も記載しておりますので、
2:46:21	はい、そのように、あと修正させていただきます。
2:46:25	はい。規制庁藤ですよろしくお願ひします。で、これから先、何か説明事項があればなんですけど。
2:46:31	これ、ちなみになんですけど別紙4-2って何かなくなったんでしたっけ。
2:46:42	はい。前回別紙を見には安全冷却水系の健全性性の説明書をつけてございました。今回はですね今おっしゃったように、今ちょっと言ったようにですね、
2:46:54	安全冷却水系の基本設計方針を閉じ込めの別紙4の方に、今この青字で展開しておりますので、説明書はまた16条の理由の方に、
2:47:08	入れる、そちらの方に戻したといいますかそちらの方で示すというようなことにしております。以上です。
2:47:17	規制庁田尻です。閉じ込めというよりは安易でその話を次しなきゃどうせいけないのでとじ込みとしては自分からは以上なんですけど、県が何か他にとじ込みとして説明したいことありますか。
2:47:30	元小柳でございますはい。変更点後辻井さんがご指摘いただいた点ではいい。
2:47:37	大丈夫でございます。はい。続いて同じです。とじ込み関連で規制庁側から何かありますか。
2:47:45	規制庁当日なければ最後案いうなんですけど今先ほどおっしゃられた健全性説明書に書く内容等、
2:47:52	それぞれの説明書で書く内容の関係なんですけど、
2:47:57	結局健全性説明処理っていうのは、さっきの個別設備の話っていうのを書くんですけど、冷却に係るものも、健全性説明書に結局飛ばしてるんですけど。
2:48:09	日本原燃の松澤です。健全性説明昭和16条1項に関するものとしているので設備としては全部は受けるといえば受けるんですけども、
2:48:23	例えば先ほどお話しいただいた、ぜひ再処理本体用の安全冷却水系なんていうのは、土岐、衛藤厚生、
2:48:32	崩壊熱除去に関する性能については、閉じ込めの方できちんと説明してもらっ
2:48:39	鋭意健全性説明書川ではその店舗を呼び込むという形に整理してございます。

2:48:46	この記載が見えるところはですねすみません少々お待ちください。
2:49:01	日本原燃の松田ですいませんお待たせしております。20000 一井の
2:49:08	右下ページ番号の 113 のところをご覧いただければと思います。
2:49:14	時を項目としてははい安全冷却水系を起こした上で、
2:49:20	機能の概要を書いた上で構成に関しては、括弧Bのところですけども、
2:49:27	閉じ込めの方で展開しているよというところをお示ししてございます。
2:49:32	以上です。
2:49:34	市長田尻です。
2:49:36	若干第 1 章第 2 章の話本部の話とも絡むのかもしれないんですけど、
2:49:41	冷却に係るはなC、一般冷却水を置いとくとして安全冷却水の話っていうのは、閉じ込めの方だけでは、結局収束しないんですけど。
2:49:53	何かこっちの方に概略だけ書いてる意図があるのかなのか、意図がどういったものかっていうところなんですけど。
2:50:03	日本原燃の松江と、概略を限った意図ですか。
2:50:07	概略を変える。
2:50:11	発生してませんちょっとここになってるかわかんないですけども、概略を書いた意図としては、この健全性説明書がですね、
2:50:21	技術基準規則第 16 条以降のすべての環境条件において、必要な安全機能を発揮できる説明をする、発揮できる設計とするというところろうの
2:50:34	適合性説明の一環としてDB設備分に関しては、とりあえず受ける必要があると思っていて、双方でちゃんと受けましたよっていうところを
2:50:48	見てる記載になっていると考えてます。すみませんちょっとわかんないですけども、
2:50:55	長タジリです。
2:50:56	健全性説明書って、何をうたって、綴じ込み説明書で何を謳うかっちゃう話かもしれないんですけど、
2:51:05	ああいう 00 のところの 113 ページのところで言うと、安全冷却水系の設計って、要はさっき取り込めないところでも謳うような気がするんですけど、これは閉じ込めで謳わないからこっちで謳うっていうことなんすかね。
2:51:21	日本原燃の松田です構成自体は閉じ込め名の方でうたっているんで、そこは括弧の主な構成のところ飛ばしてはいるんですけども、
2:51:33	その他にですね多重性とかの説明に関しては、
2:51:41	ちょっと 15 条との絡みもあってクアンユー側で多少フォローしてあげなきゃいけないものなのかなと思ってます。そこを見せているのが当社右下 113 ページの下、ホシノ体制の部分です。

2:51:54	以上です。
2:51:55	規制庁田尻です。何か多重性の話は安重に関してはさっきの閉じ込めんところで業績方針当てたっちゃってるところあったけど、かーなくて結局 15 条なり 16 条なりでっていうのはわかるんですけど。
2:52:09	ここによって火災だろうがなんだろうがすべての設備をとりあえず一式全部健全性説明書で書くっていう整理でしたっけ。
2:52:19	日本原燃の松田です。はい。一通りのティービー設備分は受けるという構成に整理しております。
2:52:27	規制庁タジリです。あれMOXも同じような整理でしたっけ。
2:52:33	日本原燃の松澤氏MOXの方に関しても、章立ては見せていたと記憶しています。
2:52:43	清町佐治です。
2:52:45	なんで、かぶって書いてるところがあるけれど、15 条なり 16 条っていうのが横串横串っていう機能の横串じゃないですけど安全機能を有する施設全体に関わる話になっていて、
2:52:58	なんで、設計としてそっちにも書いた方が、それぞれの条文適合を示しやすいからかぶって書いてるぐらいに思っておけばいいですか。
2:53:09	日本原燃の松田です。今おっしゃっていただいた通り、多少かぶる部分は出てるんですけども、ああいうというところで幅広く記載しているというところがございます。以上です。
2:53:20	規制庁田尻です。その時になんですけど、どういった内容までここ健全性説明書に書いて、どういったものに関しては他の説明書に飛ばすかなんですけど、
2:53:31	主な構成のところは、とじ込み説明書に飛ばしているじゃないですか。
2:53:38	F のところであればFのところこれあと次回かあと次回説明するんですけどこれは何だったら他に飛ばすって話でしたっけ主な構成っていうのは、何を本来書くところなんでしたっけ。
2:53:51	日本原燃の松田です。再処理本体の安全冷却水系を例にとつて言えば、冷却塔で熱を除去して、冷えた水を、
2:54:03	これで排気塔を内包する貯槽に供給するといったそういう系統構成を説明した話を、他に預けているといった形になります。
2:54:15	以上です。明日。日本原燃の瀬川ですちょっとだけ補足をさせていただきます。ちょっと安全冷却水系のはなCでちょっと例示で話をしてるので、
2:54:27	議論になってる通りですね健全性と閉じ込めでの書き分けといった部分、結果して、括弧Cで書いてる多重性の内容もですね、今の閉じ込めの説明書の方に同じような話書いてしまっているので、

2:54:41	Bのようにですね読み込むなら同じように多重性も書きちゃってるから読み込むっていうのも一つ整理かなと思いつつですね、この
2:54:51	いったところもちっと安全冷却水系の再整理が必要かなと思っているところです。一方次回になると、今回の閉じ込めの子供にある安全冷却水系のようなものはこういった構造になるんですけども、
2:55:05	溶解設備とかですね、プロセス設備が出てきます。そのプロセス設備の構成だとかそういったところを受ける添付書類というのは、これ
2:55:15	他に安全冷却水系のようにあるわけではないので、ここの健全性説明書で受けることになるかなと思っています。溶解設備の構成みたいなのがこの括弧Bのところ、読み込みなしでつらつら健全性説明書の中で、
2:55:28	表現されていくというような認識でございました以上です。
2:55:32	所長館ですプロセス系の話は受けるところがないんでここでっていうのは全然認識してるんですけど、今おっしゃられたように極端な話安全冷却水系の話、別所で全部断ってるんだったら全部そっちに飛ばしちゃいいだけの話な気もして、
2:55:47	どっちに何をっていうところがよくわからないところがあって、
2:55:53	バスケットクローズ的にここで他のところで拾えなかったものを拾って、項目名だけは連番にしたように書いてますっていうんだったらわかるんですけど、
2:56:01	半端に何か
2:56:04	113 ページだと、機能とかだったら、ここで書いたりするんですけどそれは機能であって、別のところに書いてあったらという気もしてですね何か、
2:56:13	いまいちどっちに何まで書こうとしてるのか、
2:56:16	別に安全冷却水系に限らず、火災だろうが、
2:56:21	圧縮空気とかも火災にぶら下げてるんだったらそのあやしいですし、
2:56:26	製品貯蔵とか、使用済み燃料の受け入れ貯蔵だってベッドの説明書立ててるんだったらそっち行っちゃってる気がするんで、説明本体系はわかるんですけど、他にに関していかほど重ねて書こうとしてるのかっていうのがパッとわかってないんですけどそのあたりで整理ついてますか。
2:56:45	はい。日本原燃の瀬川ですご指摘の通りですね冷却設計によらず、他に
2:56:52	設備固有の添付書類を抱えているものっていうのは、情報をどっちにどういうふうに書き分けてくんだっていうすみ分けが必要だというふうには認識しております。
2:57:04	田尻さんの最後のご質問できちんとそこが整理できてますかと言われてれば、今のこれまでのやりのやりとりの通りですね。

2:57:14	しっかりこうだというふうにできていると答えるにはちょっと、
2:57:20	整理できてないかなといったところなので、ちょっと再整理をさせていただければと思います。以上です。
2:57:27	はい、規制庁タジリですよろしく申し上げます 115 ページにあって、火災防護だと、着火で多重化だったやつが共用になってっていうふうになんか、各設備ごとの項目も割合自由な感じはしていたりですね何か。
2:57:42	何までここで書こうとしてるのかっていうところがわかりづらいところがあって、116 ページの竜巻効果と機能等まだ構成だけ書かれたりするんですけど、
2:57:52	何かを同じような内容何回も変えても特にこっちの方なんて、中身がないことを書こうとしている気がするんで、
2:58:00	とりあえず整理をというところではあるんですけど補正までも時間がないところだと思うんで早めに結果を教えていただければと思いますが大丈夫ですか。
2:58:12	はい。日本原燃の瀬川ですご心配いただいている通りですね早急に整理して、ご連絡させていただきます。以上です。
2:58:21	はい、成長タジリつよろしくお願いたします。
2:58:24	で、IUなんですけど、こいつはもろに第 1 章第 2 章の整理の煽りを受ける気がするんですけどそのあたりって何か整理できてますか。今時点でなんですけど。
2:58:46	広げ値シミズです昨日、ヒアリングさしていただいた共通個別の
2:58:53	コベント対応としましては案いうにつきましては基本的には、
2:59:02	普通的な方針を大庄で書いて、第 2 章は基本的には、一番初めの
2:59:09	ところに基づく設計とするというところでああいうを呼び込むという整理になるので、
2:59:13	結果として案いう側としては特段、物対応として、追加対応が必要なものが発生すると、に思っておりません。
2:59:24	規制庁田尻です。今右下 12 ページとかのところすでに昨日の話の一部は対応されてると思ってんですけど、事故時除去か後ご事情部の話を受けるような形でかくもこっちに書きますよ。もうちょっと基本設計方針なんでさ、もうちょっと前のページに同じようなこと書いてあったと思うんですけど。
2:59:41	要はバスケットクローズ的にここで受けるよりそのものの整理の話とかもあったとっていて、そういうのは、何かもう対応が済んでるという説明なのか、対応しなくていいと思ってるっていう説明なのかということ今のはどっちでした。

2:59:57	表現のシミズです追加の対応はないという認識で今言いますが今ちょっと整理中ですが、
3:00:05	結論としては今の整備としてはないと思う、追加のす追加の記載が必要になるということはないと思っております。
3:00:12	成長館です。伴いうの整理できてるんだとしたら、何か一緒にその住み分けの話大体整理がついちゃってるような気もするんですけどそのあたりっていつ説明される予定でしたっけ。
3:00:33	日本原燃志水です。ですねちょっと今整理中な状況ではありますが、
3:00:46	ちょっと中でちょっと検討させていただきますが補正を速やかに比木を風に出したいと思っております。
3:00:55	成長館です。補正に間に合うかってマニュアルの手配をしているところではあるんですけど、
3:01:02	先ほど言った第1章第2章の整理で、
3:01:06	要はこいつに影響なければ他も全然変わりませんよ、になりそうな気がするんですけど、前回の少なくとも第1章の第2章のヒアリングでは影響ありそうですよねっていう雰囲気が終わったような気もしていたんですけど。
3:01:17	何か結論まだ検討中ですか言うけど、もう大丈夫そうですっていうのも何かもう細かいかみ合っていないような気もするので、
3:01:25	第2章第2章の検討をずっと進められてると思っているので、そこを踏まえた上で修正すべきものがあれば修正いただくための検討をしていただいてということかなと思っておりますけど、認識は同じですかね。
3:01:38	日本原燃、驚見です。了解いたしましたはい。保全に必要なものがあつた場合は、取り組みさせていただきたいと思っております。
3:01:48	規制庁タジリスマホ補正に限らず整理をしていただいた上で第1回申請の範囲でないところもあるかもしれないんですけど検討いただければと思います。
3:01:58	あと、1122ページ以降で、何かやたらと資料が増えてるんですけどこれ何でしたっけ。
3:02:06	日本原燃の松田です。これはですね
3:02:13	添付の6-1-1-4-1という安重の範囲を説明する説明書なんですけども、
3:02:20	前回提出した、すみませんこの資料の言わんとするところはですね、
3:02:29	安全機能すいません運転上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設を除いて、安重の範囲なんていうのは既認可で説明してたものと同じだっというところを、

3:02:42	説明するためのもノーです。で、前回提出資料の方では
3:02:52	2回から9回ですね、規制庁は何ですか。ちょっと、まず考え方なんですけど、
3:02:59	こないだ閉じ込めが何かもう崩壊熱除去の説明書も何でもかんでもつけましたって昔持ってきて、いや、今回関係ないやつどれだよって、絞ってきたんですけど、単純は第1回申請において、今回の申請対象じゃないやつの安重についても全部説明したいんですけどっていうことを今言ってるんですけど。
3:03:18	この第2回申請っていうのの一覧っていうのもちょっといまいち、これが何なのかわかんなくて添付にくっついてるのか。
3:03:26	それとも、今回のこの補足資料としてここにいるだけなのかどうかよくわからなくて、
3:03:33	添付第1回申請の添付書類において、第2回申請の安重一覧を出したいんです。それは安重課金か通りであることを示したいんですけど今言ってるんですか。
3:03:45	日本原燃の松田です今おっしゃっていただいた通り土岐認可から下安重に変更ありませんって言った上で、その範囲は何なんだっていうのを、
3:03:56	愛眼、示されている金融機関の説明書がどこなんだっていうのを示したのが、122ページ以降の表になります。
3:04:02	次に関係の石井です。
3:04:05	そうですね。学んだところだったんですけど今回、今、123ページ以降で、
3:04:11	表題で書いてある第2回申請というのが建設購入を9分割して申請してるうちの、
3:04:18	委員会の申請書自体を指してございます。
3:04:21	一方で、今回全体として主に変更がないという、
3:04:26	ここでご説明してございまして、
3:04:30	はい。今回は新規建設工事の第1回ですね。
3:04:34	全般的に変更がないということちょっと、ということで、全部の金から千原伊豆が変更ないということ添付したような、資料の構成にしてもらったんですけども先ほど田尻さんから、
3:04:46	ご指摘いただいた通り、閉じ込めとかですとですね、1階の安全冷却水系の
3:04:53	N-Sに関連する部分だけを呼び込んでいるっていう添付の作り方をしているのを踏まえまして、

3:04:59	確かに第5回のすべて第今回第1回申請に関わる第6回申請の安全冷却水系は次はいざ変更ないという部分だけをですね。
3:05:09	やっぱり申請で見ればよろしいのかなというふうにちょっと、感が直しましたのでちょっとこの記載のほうは見直したいと思います。
3:05:19	はい。規制庁田尻です。
3:05:22	今更安重の条文に関しては第1回で全部説明したつもりなんですと言われてもそんなつもりでこっち説明聞いてないので、
3:05:29	変更がなければないで聞かなきゃいけないところだと思っていてそれを何か、
3:05:35	最後じゃないのかもしれない補正の直前になって全部出してみましたっていうふうに言われても、
3:05:40	こっちは項目するだ形なんですけど、まああの、直されるということなんで今更もう勇気もないですけど。
3:05:47	第1回申請において何まで説明したことにするかっつたら第1回説明の申請対象設備書き込んで、基本設計方針は、別にパラ者も意識変えた方が綺麗だからというのをを出してもらってるだけだと思っているので、
3:06:01	設備もまだ申請してないけど、金貨通りでありますよねっていうふうに言えちゃうんだったら、閉じ込めだろうがなんだろうが別に言えばいい形なんですけどそれを言わない形にはしてきてると思っているので、
3:06:12	整理を目指さないようにだけはよろしくお願いします。
3:06:18	日本永年シミズですはい耐震も大変申し訳ありませんでしたしっかり整理させていただきます。
3:06:24	はい、規制庁感じです。
3:06:25	細かなところは置いといてとりあえず案いうに関しては多分前回は指摘をせずに終わってるような気がするので、
3:06:32	という通して規制庁側から他に何かありますでしょうか。
3:06:39	なければとりあえずDB絡みは、耐震前まではこれで一色でしたかね。
3:06:50	はい。日本原燃の浜です。はい。新原までは本日のメニュー以上決まります。ありがとうございます。はい、規制庁田尻です。
3:07:00	特徴たち振り返りについては1個1個出たんで振り返らなくてもわかってると思うんですけど何か気になることあれば聞いときますけど何かありますか。
3:07:14	はい。日本原燃小柳でございますはい、閉じ込めは大丈夫でございます。
3:07:18	ちょっとSD全体通して何かありますか。

3:07:26	はい。日本減免は特に振り返り改めて必要ございません。ありがとうございます。はい、溝田です。ちなみに、現在人の入れ替えにどれぐらい時間かかります。
3:07:40	はい。日本原燃の赤間です。そんなに時間かからず、メンバーは変更できると考えてございます。
3:07:48	長館です。
3:07:50	チームも含めてちょっと、
3:07:52	じゃもう、16時50分とかでよろしいですかね。
3:07:58	16時50分再開。
3:08:01	文面了解いたします。よろしくお願いいたします。
3:08:05	金城鷺見です。それでは一致道路君を決めます。
0:00:00	いささか。
0:00:03	開始しました。
0:00:07	規制庁菅です。それではヒアリングを再開します。
0:00:12	残りが県は、最新建物13と、あと午前の帰りなんですけど、を振り返りの前に、今日ぞ。
0:00:26	それで、耐震の耐震記念13っていう資料が出てきてて、ちょっとその話をしたいんですけど、
0:00:36	13の話できる方って、原燃河合ますか。
0:00:42	日本原燃星野です。すいません今私1人で、もう何名か同席させたいのですが、
0:00:52	はい。規制庁甲斐です。大した話ではないので星野さんいらっしゃればっていう気もしますけど
0:01:00	資料でちょっとこの辺拡充して欲しいなっていうところだけなので、その辺、担当の方、
0:01:07	もし必要であれば、ちょっと先に
0:01:10	耐震建物13やりますから、その間に用意していただくということでお願いします。
0:01:18	日本原燃星野です。はい担当者の方を招集いたします。
0:01:25	はい。規制庁阿比留です。それでは耐震建物13の方ですかね。これは
0:01:33	午前中も少しお話をしましたけど、
0:01:38	基本的には液状化の評価対象をどういうふうにするかというところなんですけど、具体のところを聞きましたけど、対象というふうに考えたということなんですけど日本原燃イナヅマです。
0:01:54	それは資料の会社でも13ビジョン9というところで11月1日に提出した資料の39ページ以降で、

0:02:02	ご説明させていただきたいと考えてございます。
0:02:08	まず、ポツ1の評価方針の冒頭の文章につきましては午前中、基本方針、新城城市の方、ご説明させていただきましたけれども、
0:02:19	こちらの方と考え方を整合させると、方針的なところを記載するという意味で、周辺の地盤状況、杭基礎地下材等の構造等の特徴等です。
0:02:30	及び、
0:02:31	施設の周辺の状況を踏まえて、液状化影響評価益の農家の影響調査の場合はその影響について確認するという形をもって、
0:02:39	これ具体的な考え方について記載してるといったものでございます。
0:02:43	手引きの紙につきましてはフローの方でご説明させていただきたいと思っております。42ページを、
0:02:51	はいたします。
0:02:53	42ページ、一番上のところでございますけれども、まずは地下水排水設備外側に配置され建物構築物を対象としまして、こちらの方は、設計用地下水を指標に設定するものでございます。
0:03:04	したがいまして施主説明会のヒアリング等でご指摘を踏まえて
0:03:10	定年としての考え方を整理しまして、まずは
0:03:14	構造的特徴ということで地中構造物ですとか、
0:03:18	地下躯体国井構造物かというところで、
0:03:21	液状化影響評価をするしないという判定判断をしたいと考えてございます。その上で、液状化評価として、地形、地質的検討というところで、
0:03:31	まず液状化評価の液状化対象想定はどういうものかというのを、梅本層ですとか六ヶ所層、
0:03:39	別途パートはどうせ無理だと、こういったものを対象とすると。
0:03:43	ということで整理してございます。
0:03:45	その上で、その周辺に、施設の周辺に液状化対象層の有無によってそもそも、
0:03:50	液状化の影響評価が必要ないもの、必要なものという、
0:03:55	或いはつけてございます。
0:03:57	さらに、活動、整理という検討を必要かどうかというところも踏まえた上で、液状化、経験した評価ということで
0:04:09	近頃の下の方の点線の四角がございましてこの中で、前回までも説明してございます、①から⑥までの、
0:04:16	検討に対する評価を行うというような評価にしてございます。
0:04:20	こういったことをもって、この地下水は設備の外側に配置される建物構築物について、液状化影響評価の有無について、選定、

0:04:31	取りを行うということを考えてございます。
0:04:35	他の説明は以上でございます。
0:04:41	はい、規制庁カミデそれでは
0:04:44	本件について規制庁側から確認があればお願いします。
0:04:50	周長の岸野です。
0:04:53	午前中のヒアリングの中で、
0:04:57	議場可能評価対象の考え方について、宮本さんからご説明があったんですけれども、ちょっとその御説明についての再確認をしたいんですが、
0:05:08	宮本さんってご出席されて、
0:05:11	すみません、ウェイトレスで出席してます。はい、ありがとうございます。規制庁の中だと確認なんですけども、
0:05:18	午前中のお話ですね、
0:05:21	施設の速報がなんか医療度とか建物とかで、
0:05:26	断面を広く見ても、その液状化層が見受けられないというような、
0:05:34	条件であれば液状化の評価は省略しますっていうご説明だったと。
0:05:42	思います。
0:05:44	等、これは、
0:05:49	断面の範囲を広げてみて、
0:05:52	それでも液状化層が、
0:05:55	ない。
0:05:56	つまり、
0:05:57	誰が見てもですねおそらく液状化の影響は無視できるよねっていうような場合は評価を省略するというふうに、
0:06:05	受けとめたんですけれども。
0:06:08	そういった、明らかに評価、影響ないよねっていう場合以外は、液状化の評価を基本的に行うというふうにも受けとめられたんですが、
0:06:19	まずそういう理解でよろしいのか、再確認させてください。
0:06:24	木下さんのおっしゃる通りで、断面を広げてみても、建物だったり一番書いてある駄目については、
0:06:32	上のこの第4のところでなしになるんですけど、
0:06:38	振替机上乾燥とかが存在するのもあるんで、それが下に落ちていくと。
0:06:43	評価を行うか、言ったような、鳥飼で、キチョウさんが今言われた理解で正しいです。
0:06:50	規制庁の基準ですはい。
0:06:52	この理解で正しいとするならば、基本的には液状化の評価を行うといたしますか、そ断面を広目に見ても液状化層が全くない断面ってのは、

0:07:07	そんなないように思います。実はあるのかもしれないんですけども、ないであろうところ、そういったものを想定した場合には液状化を評価しないという、
0:07:19	それが液状化を評価するということで、基本的には液状化を評価する場合の方が多くなるのかなというふうに受けとめたんですが、
0:07:28	一方先ほどご説明のあった資料の39ページの書きっぷりってというのがですね、
0:07:34	トーンが全然違ってて、
0:07:38	液状化の評価を行う条件が限定的になっている記載になってると思います。
0:07:43	例えばですね、39ページ、(2)の下線が引いてあるところ、2パラグラフですか、全応力解析を用いると。
0:07:52	建物とかがない場合、改良等がない場合は非影響評考慮するとかですね。
0:07:59	その二つ下のパラグラフでも、周囲が建物、いわゆる改良地盤で囲まれている場合は検討は不要ですってというようなこととか、
0:08:07	その人が逆に直接的に接する形で分布する場合は液状化の評価を実施するこれ裏返すと、
0:08:14	どんなに薄くても改良代改良体とかがくっついていればもう液状化しませんと言ってるように見えて、
0:08:20	もう、
0:08:21	基本的に液状化の評価をしないのが前提で液状化の評価をする条件というのは限定的になっているように思えるんですけど、
0:08:28	先ほど確認させていただいた趣旨と、この記載ぶりってのが、
0:08:33	大分違うんですが、
0:08:35	平加瀬といいますか、宮本さんの御説明の方が急いだとするなら、
0:08:42	確かに限定的にちょっと書き過ぎているところがあるんで、金曜日にとって、
0:08:48	白倉瀬下の文書が土肥キシノさん引っかかっていると思うんですけど、直接に接するっていうか、広目にとっても、液状化症が分布してる場合にはとかっていうちょっと表現とかに、ちょっと改めたいと思います。
0:09:07	通知も来てます。
0:09:09	今のご説明だと、
0:09:11	考えているところは先ほどの説明の通りだけど、文章がそれに追いついてなかっただけっていうようなご説明のようなんですけど、そういう理解でいいんですか。

0:09:22	それとも、そのところの文章をちょっともう1回修正さし、
0:09:27	修正させていただきます。
0:09:31	清町の木藤です。
0:09:34	はい。
0:09:35	では宮本さんご説明されたような時期で、
0:09:39	この説明を握ってくるというふうに、
0:09:42	理解、
0:09:43	しました。
0:09:47	具体的にはどのような形になりました。
0:09:53	規制庁の岸野です。具体的にどのような、
0:09:56	記述に見直すお考えなのか改めてご説明いただいてよろしいですか。
0:10:03	日本原燃の衛藤でございます。基準保健所が直接接してるっていう言葉じゃなくて、
0:10:09	目にですね、広い範囲を見て広範囲に見ても、
0:10:14	分布している場合には評価を実施するっていうような表現にちょっと変えてるの表現等もちょっと合うようにですね、さしていただきたいと思えます。
0:10:29	規制庁の岸野です。まだ
0:10:33	ちょっと認識合ってるのかどうかちょっとよくわからないところ
0:10:36	なのですが、
0:10:40	中段下ほどに二つポツがあって一つ目は岩盤やマンメイドロックに直接支持されており云々でありますけど、そこはどのように、
0:11:01	ノール文書はですね、
0:11:03	これもこっちは当然のことなんですけど、もう当たり前のことちょっとかえて安全とか、NRⅠやってるんで液状化の沈下とかそういうものっていうのはないんです。
0:11:14	一緒に、なおかつ、
0:11:17	液状化が一番くれとか、液状化の対象となる場合っていうのは不要であるっていうんで、ここはちょっとそのままにさしていただきたいなと思ってたんですけど。
0:11:28	すいません規制庁菅井手ですけど、一つ目のポツもう前のヒアリングでお話をした認識が受けとめられ、
0:11:39	で、
0:11:40	建物構築物に囲まれている場合は、もう大丈夫だと。
0:11:46	ですよ。
0:11:47	でも、及びで繋がってる改良地盤っていうのは、

0:11:52	どれぐらいあればという程度感はあると思っていて、ちょびっとでもあればいいかっていうとそうではない。
0:12:01	なのですが、その辺は事業者まずどう思ってます。
0:12:06	んですね、日本のミヤモトです。
0:12:10	周辺地盤の広範囲に見渡してみても、その幅とかっていう基準はないんですけど、
0:12:16	モデル化していく上でですね例えば、これは明らかに液状化対象層って存在しないよねっていう断面が幾つかあるんですよ。そういった意味で及びっていう子、ちょっと、
0:12:27	あったんですけど、
0:12:30	程度感っていうのは、前回のヒアリングでちょっとごちゃごちゃなっちゃったんですけど、
0:12:35	すいません。
0:12:38	規制庁管です。ありません。
0:12:42	今おっしゃいました。
0:12:46	具体的にどれぐらいの幅ですれば液状化するかしないかっていうのが特になくて、それをどれぐらい、
0:12:57	あれば、液状、他の影響受けないかどうかっていう、
0:13:01	ところは、定量的には経常的にはっていうか明確には示せませんと。
0:13:07	言った中で、何で液状化の検討不要とするって言うてるのかが、意味がわからなくて、
0:13:16	何だろう。やっぱり前回のヒアリングって何も変わってないなっていう印象を私は受けてますけど。
0:13:22	何か、どういうかけ違いが起こってるんでしょうか。
0:13:28	ですね、ちょっとカミデそんなお話禁止されて、日本の水戸です。
0:13:33	宇和ーっていうのかなっていうので改良地盤っていうと、やっぱり引っかかっているんですかね。
0:13:40	規制庁郡です。何度もお伝えしてますけど、そうです。
0:13:45	ではですね、
0:13:51	中谷立花プロジェクトに掲げている場合ぐらいで評価の検討は不要とするといった文章があったんだ。
0:13:58	若干述べさせてもらって、
0:14:01	さらに改良地盤という特にハーバー許可には基準はないんですけど、全然あの資料見渡してみても改良地盤とかに追われている箇所があるのであれば、
0:14:11	液状化の、

0:14:12	検討は不要とするって言ったらちょっと2段書きぐらいちょっとしたいと思っております。
0:14:18	はい。規制庁、高見です。書き方としてはまず2段構えで書いたほうがいいと私も思っていて、建物構築物です。田井改良地盤の場合はこういう場合は不要ですっていう
0:14:32	もしくはこういう場合は評価
0:14:35	そうですね。
0:14:38	が一番広範囲に見ても、例えば道路とかだったらどうて全部一番囲われている場合については、不要とするとかっていった問題のところはちょっといろんなにして、記載させていただきます。
0:14:52	はい。規制庁深見です。その上で、
0:14:55	広範囲っていうのは話曖昧な言葉だけで済ますのかっていうことがあって、
0:15:04	一つは、
0:15:08	広範囲の定義を、評価をして、定量的に説明します。それあのここ次回、
0:15:18	原因ですけど、次回でそこは程度感はちゃんと定量的に成立合併とかっていう話なんか危険物という形ではなく、
0:15:29	ただただ広範囲でと言ってどうですかこれって広範囲ですか、我々広範囲だと思ってますけどどうですかみたいな話を講師、
0:15:38	甲斐です。するのか、そのあと、そうですね、レベル感は事業部とかで5Bとかって、今切れるモデル化範囲内とかあるんですけど、その範囲に、
0:15:51	は、全部地盤改良とかで追われてるんで、上の下の横も全部割れてるんで、そういう場合については、液状化検討は不要とすると。
0:16:00	少し定量化ぐらいはちょっとし、市民、詳細については次回についてご説明はいたしますけれどっていったスタンスでいきたいと思えます。
0:16:12	はい。成長管理です。そうなる1ポツの書き方は、まずは建物構築物に囲まれている場合は検討は不要です。
0:16:20	改良地盤に囲まれている場合は、広範囲云々と。
0:16:25	かつもう、
0:16:28	広範囲であるかどうかというか検討不要なことの定義については次回で
0:16:37	説明します。
0:16:38	ということまで、1ポツで書いてもらって感じですかね。
0:16:43	今までのやっぱりそのフローには記載でき、切り分けて書いたと思います。

0:16:49	はい、規制庁神栖とりあえずはありました。
0:16:56	あとは、2 ポツですけど、
0:16:59	2 ポツはこれ、今の話と関係あるのかっていうと、すごく流動の話なんですわね。
0:17:08	これは、
0:17:09	どういうふうにしますか、何か1 ポツと2 ポツが関係あるようで、あんまり関係ないような感じがするんですけど。
0:17:18	日本原燃アルツハイマー、三原ご指摘のあった通りちょっとここ横並びで書くにはちょっと、
0:17:24	不適切かなと思いますので、ちょっと記載をするしないというのを含めたこと。
0:17:30	修正したいと考えてございます。
0:17:32	まずは先ほど、江藤ミヤモトのやりとりがあったところをしっかりと、
0:17:36	というところに対応したいと考えてございます。以上です。
0:17:40	はい。規制庁、岡見です。衛藤。
0:17:46	それで、あとわあ、さっきの1 ポツの話はそんな感じだと思うんですけど、39 ページ (1) が構造上の特徴 (2) バッチ系。
0:17:58	実質付けて危険とぼと言っていて、
0:18:03	その上ですね評価方針のところは、
0:18:08	構造上の特徴。
0:18:11	等って書いてて、
0:18:15	これには周辺地盤の状況杭基礎地下躯体、
0:18:21	という話があって、
0:18:24	(1)、周辺地盤の状況について拾われていないし、
0:18:32	あと等って何ですかっていうのが解決してないような気がするんですけど。
0:18:38	この辺りは、
0:18:40	どうでしょうか。
0:18:47	はい。日本原燃東です。こちらの文章につきましては、基本方針午前中お話をさせていただきました地震 0001 側の、
0:18:58	文章と合わせた形でその展開という形で、下の (1) (2) というところにつなげてございます。
0:19:05	ちょっと今お話のあった通り、
0:19:08	本来、今回我々としては、

0:19:11	液状化対象施設の検討という意味で構造的特徴というところをとらまえてその液状化影響というところをまとめて、この辺の検討を行う、行わないというところでちょっとそれと合わせる形で、
0:19:27	本当に規制庁の状況という言葉が必要かどうかというところについては、飛ばしていたというところについては、
0:19:34	ちょっと部長というところが、基本的には、机上が対処するのはどうかというところかと思えますのでそのような形で、
0:19:42	修正させていただきたいと考えてございます。以上です。
0:19:46	規制庁神です日本語の精査をしてもらえれば良いと思うんですけど、上で言っているのは、
0:19:54	あれですかね構造上の特徴等の施設及び施設周辺の状況を踏まえと言っているの、踏まえるのは施設及び施設周辺の状況なので、
0:20:08	これが何ぞやっていうところが書かれなきゃいけないんだけど、ねえ。
0:20:14	(1) ではその中の内数の構造の特徴というところだけ言っていてしかも上が抜けていて、
0:20:24	今日もどっか、
0:20:25	聞いてってということなんで、ちゃんと方針の言葉に沿った内容に沿ったものをちゃんと展開して、補足として説明し、
0:20:39	ください。
0:20:41	あの、
0:20:45	今も教えてるので、方針申せばいいなというところの、
0:20:56	今のあった(1)番。
0:21:01	水野展開と、
0:21:02	ということと、それを踏まえて、42ページのフローの言葉とも整備して、
0:21:11	一応、
0:21:12	今日聞きたかった最初のさっきの1ポツの話で今まで
0:21:18	何かちょっとでも改良地盤あるとか何かそんな感じでいろいろ右往左往しましたがその橋井がとりあえず来てたんで後はその書類としてどうまとめるか。
0:21:31	いうところですから、その辺りしっかり精査をしていただきたいんですけど、問題意識は伝わってますか。
0:21:40	日本原燃の東です。はい、わかりましたの。
0:21:43	よう方針としての日本を実際の言葉として、しっかり適切な言葉を使うということと、

0:21:50	それを踏まえた形で補足までの展開というところにも、用語をしっかりと合わせて、適切な言葉を使う、また合わせた形でフロー等も同じ言葉で、
0:22:01	しっかりとその見解をお示しするという事で理解いたしました。以上です。
0:22:08	はい。規制庁深見ですよろしくお願ひします。お母さん、39ページについてはかなりありますか。規制庁の岸野です。
0:22:19	先ほどちょっと方針を確認された(2)の1ポツについての確認なんですけど、
0:22:25	2段、
0:22:28	名前で書くと、建物が、
0:22:30	改良とかってというような感じで書かれるということなんですけど、
0:22:34	1行目にある各施設の基礎が岩盤やマンメイドロックに直接支持されておりってというのは、それぞれにかかってくるという、
0:22:43	整理になるんでしょうか。
0:22:48	日本原燃になるまではこちらの記載につきましてはこれは別のところでもうMMR等を介して買収されているというような言葉遣いもごさいますのでちょっとその方と、摘採はちょっと合わせる形で修正したいと、その
0:23:06	以上です。
0:23:06	規制庁の岸野です。ここの記載ぶりについて言ってるのではなくて、建物で囲まれている場合、会場で囲まれている場合と、2段書き、
0:23:17	二つに分けて書かれるということなんですけど、それぞれに、
0:23:22	付随する条件として、岩盤やマンメイドロックに直接支持されってというのが、
0:23:27	ついてくるのでしょうかということなんですけど、そういう理解でよろしいですか。
0:23:34	はい。日本原燃稲留失礼いたします。はい。今、木曾さんのおっしゃった通りの認識でございます。以上です。
0:23:40	施設の基準です。その場合、例えば建物についての1段目の文章では、岩盤やマンメイドブロックに直接支持されており、かつ、
0:23:50	封建物で含まれている場合ってというような、アンド条件として理解しておけばいいのか。
0:23:56	それともこれ
0:23:58	OR条件なのかちょっと読み取りにくいんですけども、このあたりはどのように整理されていますか。

0:24:05	はい。日本原燃イナヅマです。こちらの方はアンド条件でございまして、各施設の基礎が、もしくはMMRに直接設置されているという、いうことを前提として、
0:24:16	周囲が建物構築物に囲まれている場合基準は不要と、そういうご説明をしたかったというところでございます。
0:24:24	規制庁の岸野です。はい、わかりました。これ、前回のヒアリングでもちょっと確認しましたがけどそういった条件をね、組み合わせるのか、或いはいずれかなのかといったその辺りは、
0:24:36	明確になるようにしてくださいということでここは勝であると、アンド条件であるということに理解しました。
0:24:42	あともう一つなんですけど、
0:24:45	1、一番下の(3)の文章がちょっとよくわからないんですが、
0:24:50	液状化による評価に当たり、
0:24:54	自分の有効力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効力解析を実施するっていうんですけど、
0:25:02	液状化の評価をする場合、有効力のへん。
0:25:07	組応じた影響を考慮しない場合ってあるんですか。
0:25:16	日本原燃夏目です。少々お待ちください。
0:25:43	日本原燃のオガセでございます。
0:25:46	木嶋さんおっしゃっていただいたような液状化に対する影響評価というものをを行う上で有効力自体をやるかどうかというところの観点でいきますと、必ずしもやらないというやるか、必ずしもやる。
0:26:01	という。
0:26:06	じゅ
0:26:07	で伺っております。
0:26:10	例えばグループの設計書に十分保守的な評価をするという例えば、給食は見れる。
0:26:19	評価でもって、確認を行ってそれよりも例えば保守的になっているモデルだということが確認できれば、有効力をやるまでもなく設計上の判断として、何でしようという液状化による影響というものを包絡できるというような説明ができるという場合もあると思いますので、その道筋としてこういった場合、
0:26:33	こう見る場合というようなちょっと記載を書かせていただいている次第です。以上です。
0:26:39	成長企業です。ちょっと規制庁側の通信関係は良くないのか途切れ途切れになってしまったんですけども、と聞こえた範囲で確認しますと、

	液状化の評価をする場合でも有効力解析によらない場合があるというようなことを今おっしゃったように思ったんですが、その理解でよろしいですか。
0:26:59	日本原燃のオガセでございますおっしゃる通りそういった場合もあり得るといふところの認識でございます。
0:27:05	規制庁の城戸です。すいません。ちょっと聞き逃してしまったかもしれないんで、それってどういう場合なのかをもう一度教えていただき、
0:27:14	はい。日本原燃のオガセでございます。一応すいません先ほど申し上げたことのちょっと繰り返になってしまうところでございますけれども、設計に用いるモデルを、十分に保守的な条件で設定しているといふような前提がある場合に、のこを考えたときにですけれども、
0:27:30	有効応力解析によらずとも、その液状化の影響によって、例えば側面地盤の剛性が落ちた場合といふのを、十分に保守的なそれもまた、大江さんの条件例えば、一番の剛性が0になった場合とか、そういったようなところの時の状況を考えたとしても、
0:27:47	実際に設計判断として保守的に作ったモデルルートなんかに包絡できることは俗にできた場合には、設計上有効力とかはやらずとも、液状化による影響を包含したような、そういったものも影響、
0:28:02	相談者ですねそういったようなモデルによる設計ができるという判断もルートとしてはあるといふふうなそういったような認識で書いているものでございます。以上です。
0:28:11	道野です。はい、わかりました。
0:28:15	具体的にどういう手法があるのか私は想像がつかないんですけれども、去年の会合で、ウエスタガードとかを持ち出して結果的には駄目だった。
0:28:25	こういったイメージの有効力解析に代わる、もっと簡便で、しかも保守性があることが確認された手法も、
0:28:35	とり得るといふ選択肢を残していると。
0:28:38	いふふうに理解いたしました。
0:28:42	そういった選択肢を有効力解析だけに、
0:28:46	必ずしも絞らなくてもいいのかもしれないんですけれども、
0:28:51	であればですね、具体的に、或いは具体化できなくても概念としてこういった手法がとり得るってあたりは、ちょっと説明として加えておいていただかないと、
0:29:03	何を言ってるのかよくわからないなといふところありますので
0:29:07	説明はちょっと。

0:29:08	追加をご検討いただければと思います。よろしいですか。
0:29:13	日本原燃の大橋でございますこれまでの審査の経緯でのウエスタガードの話とかの形も重々わかった上での発言をしてございますので、その辺りきちんとどういった具体的にどこまでいえるかというところはありませんけれどもそういったところがわかるような資料として反映の方させていただきますかと思っております。以上です。
0:29:31	規制庁の岸野です。はい。
0:29:33	すいません。私から 39 ページについては以上です。
0:29:39	発言する先ほど結論的には 39 ページ、交通二つの上の二つポツを 2 段構えにするということで、
0:29:48	宮本さんの方からも話があったんですが、結果を、この資料のリバイス版でまた確認すればいいんですけども、具体的にですね、41 ページに
0:29:59	地盤改良の部分もありますよね。で、
0:30:03	広範囲に大量度がある場合には、液状化影響評価を除外するみたいな話が、さっき宮尾さんからあったんですけど、例えば 41 ページの
0:30:14	この配置図の中で、どういった断面のことを今想定されているのか。
0:30:19	あんまり細かい話はですね、これ次回の話だとか、なるんですけども、ちょっとこの方針を決める上で宮尾さんの考え、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。
0:30:35	日本原燃浦田でございます。一番上本に変わりました、ところになるんですけども、ちょっと先ほどの十分、
0:30:43	この辺に分布する場所になっているところでちょっと詳細は工事課に各設計ダム一つ一つ周りの状況と合わせて、ご説明させていただきますが例えばちょっとこの今の平面図ベースでしかないんですけども、
0:30:55	この 41 ページで言いますと、
0:30:57	②と矢印を、
0:31:02	言うところのちょっと下側に、両側がこれ 0 に売ってるところは
0:31:08	高いところにあるようにあるんですけどその下に建屋の量は挟まれて、その隙間もその上も、地盤改良体で覆われているような断面がございます、そういったところは、
0:31:20	対象外と考えているところがございます。
0:31:24	ただちょっと、ちょっとわかりやすいところという押し波、この両面図の中央ぐらいの①って書いてるところの、ちょっと南ぐらいのところとか、
0:31:35	ここにはちょっとある程度近いところに建屋とかあるんですけども液状化対象層とかは、

0:31:42	こういったところは検討対象として、するということで、これちょっと平面図ベースのしか情報でしか今回お示しできていないので、その辺りの詳細につきましては次回労働の自然新生会時に、
0:31:56	断念断念一つ一つ、実際の状況を詳細に整理しまして、ご説明させていただきたいと考えております。以上です。
0:32:05	はい。規制庁ハバサキです。ご説明は理解しました。そうですねやはり、
0:32:09	労働も頭に、そういった説明を聞いた方がこれは次回ですけれども、いいと思いますので、そういったものを含めて睨んだ上での方針設定ということで、
0:32:22	このリバイスの方ですね、また、こちらの方で確認させていただきます。
0:32:29	浜崎の方から以上になります。
0:32:36	規制庁上出です。今のやりとりでちょっと思ったのが藤堂の断面一つ一つ、
0:32:45	詳細丁寧に次回で説明しますと0てましたけど、
0:32:50	この39ページの話だと広範囲に云々という考えをどの程度かっているのはちょっと検証されると。
0:33:00	ということでしたから、一つ一つ、それをちゃんとプライテリアをはっきりさしていけば、一つ一つ詳細な丁寧な説明は要らないと私は思ってるんですけど、事業者の認識って合ってます。
0:33:15	上にも出てございます。そうですね。それで先ほどちょっと一つ一つ
0:33:22	という話でしたんですけども当間岩谷等一つ一つ事業者としてしっかりそういった判断基準とか、そのクライテリアっていうところも整理をした上で検討が必要なところについて、
0:33:35	液状化検討をするというところで考えております。
0:33:40	はい。規制庁小峯です。わかりました大丈夫だろうと思いつつ念のため確認した。
0:33:47	どこか、この資料だと後42ページのフロー図あたりかなと思いますけど、この辺でわかんないところあります。
0:33:59	以上です。ちょっと42ページのフローに関してなんですけど、
0:34:04	これもう、
0:34:06	田井鳥井加瀬が引いてありますけど、まだあまり精査されていないように思います。
0:34:12	上から二つ目のダイヤの方を見ますと、
0:34:16	ありかなしかで判断したりとかですね。

0:34:20	真ん中ほど、液状化対象層が傾斜しかつってこのダイヤのところも、
0:34:27	ノーってなると側方流動が、検討必要になると思うんですけどそのまま脳が下についてそこを流動
0:34:35	検討不要となると思うんですけど、下について即放流マルボウ足を粒度が検討したりとかですね。
0:34:41	いう辺りも、ちょっとフロー上のそごがあるように思います。
0:34:46	それ等、上から四つ目ぐらいですか、地質地形的検討、このあたりタイトルなんかは、
0:34:53	先ほど指摘もあり文言は見直すと思いますけど、
0:34:56	何も判断をしないで下についてるような感じでこのあたりのその判断というのが、フロー上明確に示されるべきなのではないかと思うんですが、
0:35:06	この辺りは精査をされてその結果になっているということでよろしいのでしょうか。
0:35:15	はい。日本原燃イナヅマです。
0:35:17	現調につきましては衛藤、今 30、
0:35:21	9 ページですかね、どこまで文章と合わせたというところで整理いたしました、先ほど、
0:35:27	冒頭、やりとりさせていただいた通り、実際のやってる衛藤液状化検討の要否というところの分冊、
0:35:36	整合していないというところは相当ご指摘の通りと考えてございますので、それについてはちょっと改めて整理して、ご説明したいと考えてございます。以上です。
0:35:47	規制庁の木曾です。はい、わかりました。減免の考え方をですね明確にフローで説明できるように、ちゃんと整理をしていただければと思います。以上、私から以上です。
0:36:04	藤規制庁
0:36:05	です。
0:36:07	見ちゃうと、法人等、
0:36:10	今 39 ページと 42 ページなんですけど、ちゃんと取ってということで直されると思いますから、
0:36:17	よろしくをお願いします。
0:36:23	そうですね例えば 42 ページの二つ目のダイヤの、
0:36:27	施設の周囲に液状化対象総務部みたいな言葉が出てますけど、
0:36:32	そうって 39 ページでいくと、どこかなっていうと、

0:36:39	何かこれと対応するところがなくて、
0:36:43	その上の地質、地形的検討って 42 ページの二つ目の四角ですか。
0:36:50	については何か項目があってみたい感じなので、何かこの辺は違和感がありますから、ちゃんとフロー。
0:37:00	として、
0:37:01	成立 4 ということと、
0:37:04	やはり議場下の資料全般これまでやっぱり文章だったりフローズだったり、それである関係、あとは基本方針の書きぶりとかも大側の、
0:37:17	これとはしつつもなかなか認識機器ですから、きちんと社内でそういうのを
0:37:28	実は、驚見での方に、
0:37:31	社内の話で説明、電力支援のサイトではないですよきちんとそれをしていただく。
0:37:46	はい。日本原燃の東です。はい。ご趣旨のご指摘のご趣旨理解いたしました
0:37:52	これまで土建関係者とでちょっとレビューをしているところもありますけれども変わったり、レビューできるものにしっかり見てもらった上で、
0:38:06	今回、
0:38:13	今回、42 ページだったり、その他、先般、規制庁は、
0:38:27	はい規制庁、野地さん、それでは、耐震建物 13 をここまでで、規制庁浜崎ですすみません
0:38:36	液状化の影響評価の話ですけれども、これ資料の冒頭にもありますように、前回、他の指摘事項に対する反映っていうのは、
0:38:47	次のリバイス版で回答があるということでよろしいですね。
0:38:54	日本原燃イナヅマです。はい。ご指摘の通りでございます表紙に書かせていただいた通り、
0:38:59	これは人の交通の液状化の影響、特に
0:39:04	液状化対象とするものの考え方について整理してございます。低木につきましては
0:39:09	今回間に合わないということだったので、次回提出時には、全体を合わせて修正したもので、オサ提出ご説明したいと考えてございます。以上です。はい。土山議員数今の説明理解しましたので対応の方お願いします。
0:39:23	以上です。

0:39:28	はい。規制庁カミデです。振り返りは後で全部まとめてでいいかなと思うので、
0:39:34	耐震記念 13 のお話をしても大丈夫でしょうか。前年の準備状況いかがですか。
0:39:43	日本原燃ホシノレース、栄寿
0:39:46	準備できております。
0:39:49	ステップ感じです。これは今朝もらっただけで、対新規で 13、
0:39:57	8 ですか。
0:39:59	池さんもらったときで、ぱっと見この辺り拡充してくださいねと言っていたところが、色が見えると。
0:40:08	いうところだけお伝えしようと思って、急遽議題ますけど、その上で、
0:40:16	原燃側から何かこれだけを説明したいみたいな。
0:40:23	日本原燃行って、
0:40:25	国といいますかまず、3、通しページ 3 ページのところで、
0:40:31	そこで
0:40:33	基本方針ですね。
0:40:34	とあとは、
0:40:36	に追加した内容っていうところと、
0:40:39	明文化しましたっていう部分を説明をさせていただいております
0:40:44	集約したものを、通しページ 5 ページの添付 1 っていう形で表形式で、
0:40:50	お示しをさせていただきましたっていう。
0:40:54	あとは
0:40:57	今回この添付 1 でまとめた内容に加えて通しページ 4 ページのところで記載させていただいておりますけども、一部
0:41:07	方針変更はしてないんですけども、設備に対して、
0:41:12	既認可から、
0:41:14	変更したものがあるところの整理をした。
0:41:18	部分ですね、添付 3 っていうところで、通しページの 10 ページ 11 ページの方にちょっと整理をさせていただきましたっていうのは今回拡充させていただいた部分の内容となっております。以上です。
0:41:33	はい、規制庁カミデですか。
0:41:37	拡充をお願いしたかったのはまず 5 ページの話で、基本方針の変更というのがあるんですけど何個のか。
0:41:49	基本方針 4-1-1 であれば、南方と南方ですみたいな話までを入れて、
0:41:56	で、
0:41:57	それだとあまりにもバック。

0:42:00	おばかどっか変わってるところが明文化したものなのかわからん。
0:42:06	の方は、作業としてはそんなにかからないでできるんじゃないかと思っ てますけど、対応できますか。
0:42:16	はい。
0:42:17	はい。日本原燃キクチSと対象となる方としては把握しておりますの で、
0:42:26	こちらに反映するとして、
0:42:30	ちょっとすみません、イメージの確認だけをさしていただきたいんです けども、それぞれの
0:42:37	例えば今5ページの上の、一番上ですね。
0:42:40	4-1-1というところで、その隣に、既認可既設工認から変更した内容 っていう欄で、基本方針の辺、
0:42:50	ちょっと明文化した事項っていうところの中に
0:42:55	基本方針の項目番号。
0:42:58	タイトルを入れて、
0:43:00	羅列していくってようなイメージでよろしかったら、
0:43:06	はい、規制庁。
0:43:08	5ページのところだと、新、4-1の1、新規制基準の適用に伴い、波及 影響に係るって感じでは何%何%なの。
0:43:20	9影響。
0:43:22	及びなんか、
0:43:26	Cみたいな感じで、はい。
0:43:31	日本原燃、福士です。了解いたしました。
0:43:34	はい。室長深見です。あとですね、明文化した事項っていうのは
0:43:42	本明文化事業者管理をもともととしていたってことなんですけど、
0:43:48	その当時事業者管理をしていた内容から変更があるやなしやというのが わからないんです。そういうものがない。
0:44:00	もう、全くそのまま持ってきてますっていうのであればわざわざ書き分 ける必要もない。
0:44:07	だけど、実態としてどうですか。
0:44:18	日本原燃菊地です。すいません今のカミデさんがおっしゃった書き分け る必要がないって言ったところが、すみませんちょっと自分、議会在が 追いついてませんで、
0:44:30	本当。
0:44:32	すいません基本方針の変更点っていうところと、その明文化した事項っ ていうところの欄を分ける必要がないっていう、

0:44:44	伊藤でよくよろしかったでしょうか。成長管理です。基本方針の変更点と明文化した事故で何を分けていっていただくのはそのまま、明文化した事項っていうのは、
0:44:56	安全部ですね、事業者開示としていた機能維持の方針だったり、構造計画配置計画、
0:45:04	明文化しました、なんですよ、なんだけど、機能維持の方針が、事業者管理当時していたものと同じなのか。
0:45:15	少しアレンジをしてとか、許可の内容を踏まえて、見直したものを明文化しているのか、昔、
0:45:26	考えていたものをそのまま明文化しているのかというパターンあるような気もするんですけど。
0:45:33	実際はどうなんですかねっていう、まずそういう話です。
0:45:38	日本原燃菊池です。確かにそのまま落とし込んでるっていうものもあれば、
0:45:45	今回の新規制の許可を踏まえて、あれ、アレンジになるかどうかっていうところはありますけども、
0:45:53	確かにそのおっしゃる、
0:45:55	ていただいた通りの内容に、
0:45:57	地系列はできるのかなっていうところですかね。
0:46:04	はい。規制庁神戸です。そこまで明確にさせていただいて、
0:46:11	それから中身の方のヒアリングをまた別途したいなと思ってたんですけど。
0:46:16	ようできますか。
0:46:20	日本原燃寄付施設はい、承知いたしました。
0:46:23	もうはいそこがわかるような形で、資料の方を修正させていただきます。
0:46:30	はい。規制庁伴です。よろしくお願いします。
0:46:33	あと、ちょっと中身のはなCに若干なってるかもしれないんですけど、
0:46:40	10 ページで、
0:46:44	既設工認から変更した事項で、
0:46:48	一番上で冷却塔の配管の標準支持間隔があるんですけど、これ、設工認からの変更マルついてますけど、実際何が変更になってるんですけど。
0:47:00	はい。年間はですね、こちらにつきましては、局長本体の回答がありましたと。

0:47:08	その冷却塔本体の改造に伴って、その位置ですね、変更したっていうところで、既設工認からの変更というところで記載3までにつけさせていただいております。以上です。
0:47:23	規制庁神戸です。そうすると、支持間隔表自体は、今回S sになりましたけど、1時間と目標自体は3%そのまま、えっとですね。
0:47:36	できたので、習慣化今日は変更なし。ただ工事の都合上その支持間隔表の範囲内で幾つかサポートして
0:47:48	管理本部に関連して患者さんがおっしゃってる通りです。です。
0:47:53	藤規制庁カミデです。そうすると、設工認のその配管の
0:48:00	設計ってどこまで示すべきなのかっていう話があって、標準支持間隔内でサポートは移動するっていうことを、変更というのかと。
0:48:12	いう等、設工認上は別に変更ではなくて、
0:48:16	1時間環境が変わったかどうかというところで、丸をつけてもらう。あと他に何かあればですけど、今思うとおかしい感覚表の支持間隔が変わったことぐらいしか、
0:48:28	思わないんですけど、そういう形で識別できないんですかね。
0:48:35	いろんな考えでございます。今上出さんがおっしゃったところなんですけども、ちょっとし、
0:48:40	悩んだところでありまして、
0:48:43	はい、TPPっていうところは設計方針でございますので、
0:48:48	当社としましても
0:48:51	ファイルが変わったら変更っていうところは考えてございます。いうところが章でございます。書式を続いてきますのでちょっと修正させて提出させていただきます。以上です。
0:49:03	はい、規制庁パミスわかりました。
0:49:06	ちょっとそれで、先ほど伝えたところで今の話ぐらいを明確にして、またヒアリングできればと思いますが、
0:49:18	資料の修正ってどれぐらいかかりそうです。
0:49:27	井上澤です。先ほど申しました通り我々の方の自主管理というところで、これの内訳となるデータは保有してありますというところで、明日にも出しますっていう気持ちではいるんですけども、
0:49:39	ちょっとこれ大変申し訳ないんですけど、来週の補正に向けた午前中のコメントで、対応していきますとそうになると、7日8日っていうところ過ぎた9日ぐらいが実態かなということで、今考えてございました。以上です。
0:49:58	はい。規制庁近野です。わかりました。はい。

0:50:03	あと、耐震基準 13 億。
0:50:07	規制庁側から、
0:50:10	今の話なので来週の後半にまたヒアリングで出ればいいかなと思うんで、中身についてはまたその時でいいとは思ってんですけど、今日の段階で、何かお話ししたい。
0:50:22	とか、規制庁わかればお願いします。
0:50:27	規制庁中崎ですすみません来週でもいいんですけども、1 点だけ確認したいんですけど 7 ページの添付 1 の添付 2 の表の一番、
0:50:37	上といいますかですね近接工認からの変更内容で斜線が引いてあるところありますよね。
0:50:44	これ斜線の意味は、を説明してもらいたいんですが、
0:50:56	日本原燃星野です。
0:50:59	今斜線の入ってる場所ですね、この設備については補強工事を行ったものでありまして、ここに対してはちょっとその補強工事というのと住み分けのために、斜線で表現をさせていただいていたところなんです。
0:51:18	既設ハバサキです例えば一番、番号一番のところ部材は変更追加されたけれども、寸法断面性能には斜線になってて、
0:51:31	藤。
0:51:33	当然、変更追加すれば、寸法断面制度が変わる。ただそれは補強だから斜線にしてあるというふうに理解するんでしょうか。
0:51:44	日本原燃星野です。はい。おっしゃっていただいた通り、補強であれば、部材の変更追加をすることで、寸法とかですね、物資、評価手法とかっていうものは変更が生じますので、そういったのは自明だということで、斜線を引かせていただいていたところなんです。
0:52:02	規制庁ハバサキです。はい。は、説明は理解しました。
0:52:10	旧秋谷はい。そういう今考えでこの表を作られているということで理解しました。
0:52:18	日本原燃星野です。こちらですね、伍して聞いを踏まえて、私どもで見返してみるとですね、作った方でしか補強があったということはわからないですし、ちょっと、
0:52:34	記載内容としてはあまりよくないのかなと思いましたので、こちらのこれまでのコメントと、
0:52:41	合わせてですね、記載のし適正化を図っていきたいと思います。以上です。はい。規制庁、浜崎です。はいそうしていただくところとしてもわかりやすくなると思いますので検討の方お願いします。
0:52:53	以上です。

0:52:55	藤規制庁カミデです。この辺講習会の話もあるので、またおいおい確認という感じもしつつ、今明確化され、しますという話でしたけど、
0:53:11	こちらが話を聞きたいのは、どういう目的でこのマル付けをしているんだと、このマルつけたものが、こうこうこういう書類にこういう説明があるから、
0:53:22	今こういう丸つきで現実みたいな説明をしてもらった方がよっぽどわかりやすく、そこがよくわからないままとりあえずルーだか、
0:53:32	バー高はしても、あんまり意味がないように思ういますので、ちょっとその辺りちゃんと説明できるよう、事業者の考えを整理して、
0:53:45	日本原燃星野です。承知いたしました。
0:53:50	規制庁コサクです。ちょっと途中参加だったので申し訳ないんですけど、今の話で、今後確認できるとは思うんですが、
0:53:59	今表示されてるところの下側に、評価手法で丸がされていると。
0:54:06	いうものがあるんですけども、これはどういう、
0:54:10	趣旨。
0:54:12	ていうか、どういう状況なのかを教えてください。
0:54:21	日本原燃星野です。
0:54:23	こちらについては既認可の設工認から評価モデルを具体化して評価したものになります。
0:54:34	コサクです。今の話だと変更したわけじゃなくて、
0:54:39	ということですかねっていうのも既認可から何で変えなきゃいけないのかみたいなことがちょっと気になったんですけど。
0:54:51	日本原燃星野です。既認可当時に構造、計画をしていた寸法ですとか、そういったものを
0:55:02	ものができた段階で、今回評価をし直した、し直そうとしたときに、
0:55:06	寸法のみなおCではなくて評価手法といった内容についても、詳細にどうか実際のものにみあったような形で評価手法を見直しているようなものが、
0:55:20	ございましたので、そこを変更、
0:55:24	点として丸尾書かせていただいた内容になります。
0:55:31	コサクです。
0:55:34	一般的な感覚で、こちらが思ったところでいうと、気にかから手法岡瑛瑠ことはあんまりなくて、
0:55:44	入力を変えて評価をし直しましたっていうのが基本だと思ってて、入力が変わることによって評価手法を変えなくていいかっていうのは適用範囲なり何なりの、

0:55:58	確認は必要なんですけど、
0:56:01	それぐらいかなと思って行ったところ、評価手法を変えるっていうことになるとその手法自体をまた1から確認しなきゃいけないみたいなところが出てくるかなと思うんですけどそれはあれですかね累計の、
0:56:15	違うところを選択しましたとかってそういうことなんですかね。それとも、改めて何か方法が出てくるってことなんですかね。
0:56:26	はい。日本原燃澤です。ちょっとすいません。
0:56:28	坂さんのご指摘に対して、ここをちゃんとに記載しなきゃいけないっていうところを、今社内でも話してて、それを表紙に書いてました。
0:56:39	と書いてないんですけど、別途記載内容を修正した上で提出すると、その内容が何ですかといったときに、加古さんのご指摘通り評価手法等は、当然武器認可通りですと。
0:56:49	ちょっとこれ、ちょっと確認してから、改めて自主回答しますけども、ここで我々が評価手法の変更って指しているものが、例えば形式でやってたものをFEM解析をやったとかっていうところで、
0:57:01	そうなると、類型化分類の中では同じなんですけど、既認可のときは定型式の分類にいたものが、鉄塔FEMだとかっていうところのイメージでこの評価手法というところを書いてました。その評価手法っていうのを具体的に何をやったんだっていうこれだけじゃ読めないだろうということで、
0:57:17	先ほどのハバサキさんのご指摘じゃないんですけどこの上の分類で、どういふところが変わるんだっていうところまでを、今直すってことでやってるっていうところでした。
0:57:27	2便の説明で、
0:57:30	嘘言ったら申しわけないので、一緒に、最終もう一度説明させてください。はい。はい。コサクです。わかりましたよろしくお願いします。
0:57:39	その時にな、何、
0:57:42	当然見直したものが適切かどうかっていうのは、方針を見ながらそれに対応してるかどうかということで見るんですけど、
0:57:51	何で変えたのかっていう、動機もですね、説明性としてあると。
0:57:59	いいかなというふうに思ってたんで一般的に言うと、入力が大きくなったから、
0:58:04	こういう応答が見えてきたのでそれが被災、表現できるように、方法も変えましたみたいなことだったりっていうのが、
0:58:14	理解しやすい状況ではあるんですけどそうじゃないものとかもある。

0:58:19	じゃないかなっていう気もしますので、その点も見えるようにしていただければと思います。以上です。
0:58:25	はい、井上澤です。はい。そこを見えるように修正いたしますというところと、まさに小澤さんおっしゃっていただいた通りのところで精緻化っていう言い方が正しいかどうか、ちょっと違うとは思いますが地震で大きくなったことに伴って、評価しようということになりますのでその辺わかるように修正いたします。以上です。
0:58:45	自転車ハバサキですけれども、今の話ですと、地震動が大きくなって、先ほど補強の補強しましたのは斜線だということなんですけれども、次、補強せずに、
0:58:57	例えば評価手法を変えることが、今回、まず、例えばさっきのところにも染まるになると、いうふうに理解しておけばいいわけですね。
0:59:08	日本原燃佐川です。例えばですね、部材の変更に伴ってっていうところで、そ、
0:59:15	部材が明らかに変わるからっていうところであればその寸法断面というところは、付随するからそこは要らないのかなと思いつつで評価手法というところはそこで
0:59:25	補強したことによって評価手法が変わるんであればその説明必要だと思いますのでそれに応じた修正をし、することが必要だということで考えております。以上です。
0:59:35	はい。規制庁野崎ですわかりました。いずれにしろ、もう少しここ丁寧な説明がはい。説明されるというふうに理解しましたので、
0:59:44	対応の方お願いします。
0:59:49	はい、米川です。了解いたしました。
0:59:55	規制庁菅です。他よろしいですかね。
1:00:01	それでは、13の振り返りは
1:00:05	もういいとして、まずは午前中の部分も含めて、振り返りと、ちょっとスケジュール感みたいな話をしたいと思うので、
1:00:17	事業者の方から説明いただけますか。
1:00:26	はい。日本原燃の千田でございます。午前中のとか防火耐震計算書の件から取りかえさせてもらいますが、
1:00:36	00の方の資料になりますけれども、火災防護設備の耐震設計のところについて
1:00:44	3点コメントございましたのでそちらの対応いたしますSAであったり消火設備であったり、次回送りのものに対するですね、書き分けの件と、

1:00:55	あとは、棒される側の東郷側ですね今、基本方針のところから抜け落ちてますのでそちらの追加、
1:01:05	これは構造計画のところですねこちら、計画の方にはですね計画の概要の方を残すことと施設の方は経産省側の方へ移行することで修正を行いたいと思います。
1:01:24	それ以降は久慈新 00 の方の別紙 4 の 32 以降の話になりますが、3233 については書き分けの話ですのでこの後
1:01:38	ご説明をすとして、34 の水平 2 方向のところについては、こちらも他の影響評価についても別途添付することで対応したいと思います。
1:01:58	はい。日本原燃星野です。地震 0001 のまず、別紙 4-16、機器の耐震計算書の基本方針関係になりますが、
1:02:09	分類した上で各計算書に展開する際の記載内容として、設計内容、設計プロセスを踏まえた展開について記載を拡充させていただきたいと考えております。
1:02:20	等各分類からですね枝分かれするか、計算書の作成の基本方針ですけども、共通的な記載内容がありますので、各計算書間の差分を把握した上で、一つの計算書にまとめるなど、
1:02:34	検討した上で、申請書に反映していきたいと考えております。
1:02:38	またこの検討によって分類の内容に見直しが必要であれば、あわせて対応させていただき対応させていただきたいと思います。
1:02:47	あと火災関係の方からですけども別紙の 13、4-3233 関係で共通的なコメントとして、減衰や拘束条件といった内容がどこに記載されているかというご指摘がありましたので、ケース、計算書作成の基本方針上に拡充する設計プロセスの内容も踏まえて、
1:03:07	記載を見直させていただきたいと思います。
1:03:10	あと耐震計算書の目次ですね完全に呼び込んでるような内容もございましたので、そこも簡潔な記載に見直して、
1:03:20	評価対象の評価対象こういうのを呼び込みといったそういったところは端的に記載する内容に、適正化していきたいと思います。
1:03:32	あと、別紙の 4-34 ですね水平 2 方向の影響評価書のところですが、代表的な設備の評価結果を示しておりましたけども、次回を見据えてその記載内容をさらに適正な内容に見直していきたいと思います。以上です。
1:03:52	日本原燃イナヅマです。戸部地震 0001 別紙 4-1 関係で、
1:03:58	衛藤。

1:04:00	イシハラの方からお話させていただいた分について確認させていただきます。戸部氏、
1:04:06	4-1でございますけどもともと当初から出した資料では 354 ページ、10 対 1 の建物構築物の部分に液状化影響評価の判断について、字で記載させていただきました。
1:04:20	こちらの部分につきましては、やりとりさせていただいた通り、303 ページの入力地震動の部分についても、
1:04:29	同様の趣旨のこの青字の部分を追加する形で対応いたします。またあわせまして、本文側の、
1:04:38	基本設計方針側でも、それと紐づく形で文章を追加するという形で、別紙 4、別紙 1、別紙 4-1、またそれと、
1:04:49	まず別紙 5 の応答計算の基本方針、こちらについても修正するという形で対応させていただきたいと考えてございます。以上です。
1:05:01	日本原燃のオガセでございます。今のこちらの地震 00 のところのお話でありましたけれどもちょっとついでに今の液状化のところのお話で、耐震建物 13 のところでのお話で私の発言したところがちょっとすいません語弊を、
1:05:13	ちょっとあたり誤解を与えてしまったかもしれませんでしたのでちょっとすいません発言の方を修正させていただきます。
1:05:19	あと耐震建物 13 のところで液状化ルール評価にあたって有効応力の変動を考慮する場合については有効力解析をやるというところにつきまして、ちょっとすいません私のちょっと読み解きもちょっとよくなかったんですけれども。
1:05:32	有効応力解析じゃないやり方、例えば先ほど例でも、岸野さんおっしゃられたようなウエスタガード式みたいなそういう
1:05:40	どちらが確認されているか査定されてないかというような手法をまるで持ち出すようなちょっと言い方をしてしまったんですが、そうではなくて、あくまで解析といたしましては、有効応力解析っていうようなところの当然第 1 回でも確認されているような手法でもって、
1:05:54	液状化による影響というものを考慮した上で、設計の、その A U 液状化という現象が影響を与えるかどうかというところの観点で確認をするというところにつきましては、ここで出てくるいずれの施設につきましても、机上化による影響を考慮する時には変わりませんので、
1:06:09	ちょっとそういった手法が出てこないというところでございますのでそこは修正させていただきます。今こちらの記載といたしましては、今の液状化を評価するにあたって融合力の

1:06:20	変動を考慮する場合というふうに言ってますけれどもそういった考慮する上で使う手法が、有効力解析という名前のものでという単純なそういった記載になってございますので、特段すいませんお詫びと条件があるというものではないというものでございました。ちょっとすいません口頭でございますが修正の方させていただきます。以上です。
1:06:39	規制庁上出です。すいません振り返りの中で、今大分中身の話をされて、ちょっと困っちゃったんですけど、岸野さん今の話って理解できました。
1:06:54	規制庁岸野です。はい。オガセさんが当初説明された他の手法もあり得るというのが、ないということで、有効力解析
1:07:02	一本でやるという趣旨と理解しました。そういう理解でよろしいですかね。
1:07:07	日本原燃オガセで申し訳ございません。おっしゃる通りでございます。
1:07:13	はい。規制庁、大上です。それはあれですよ。
1:07:18	だから
1:07:26	地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を有する場合においては有効応力解析以外という手法はありませんっていうのは説明されたんですね、5月。
1:07:41	日本原燃のオガセですまさしくおっしゃる通りでございます。
1:07:45	ただ、
1:07:48	各影響因子による施設評価というくくりにおいては、
1:07:55	指をよく解析じゃなく、
1:07:58	だけではなくて要は
1:08:03	地盤の有効域の変化に応じた影響を考慮しなくていいものがあるって、それについては有効応力に限らず他の手法も取りますっていう。
1:08:12	ですね。
1:08:13	日本原燃の大橋ですそういった認識かと思えます。はい。はい。はい。杉島海です。それ、それは
1:08:20	今かなり仮タテウチの記載になってますから、全般網羅的にこういう場合は個数、こういう場合はここ数日で提案の全体網羅的になるような記載を、
1:08:30	拡充してもらってことだと思ってますけど、大丈夫ですか。
1:08:55	と規制庁古味です。こっちまでテンポがよかったんですが、
1:09:00	すいません日本原燃のオガセでございます。現状といたしましては、例えばそちらの方の中での何ていうんすかね検討とか考察とか、試設計の影響の判断ですねそういったところにつきましては、

1:09:13	あと実際いろんなアプローチがあると思いますが、解析的手法というアプローチでは有効応力解析っていうところで後段でやるっていうところは変わりませんので、④から⑥のところの検討で、特に現状の方針で記載しているところの確認、の方針を記載しておくことで十分なのかなというふうに考えているところでございますそれから
1:09:34	別の手法だけ外れていくというようなところは、
1:09:38	うん。
1:09:39	なんかな。
1:09:40	検討します。
1:09:42	申し訳ありません。ちょっと検討のちょっと追及必要性をちょっと先ほどした上でちょっと考えさせていただきます申し訳ございません。
1:09:50	規制庁の岸野です。
1:09:53	ループ数浮き上がりの計算とかですね、有効力解析以外の
1:09:58	計算式なんかもあるかと思しますので、
1:10:01	そういったものを念頭に置いておられるのかなと、やりとりを聞いて、思っていました。事業者の考えがあるかと思しますので、再度整理をしてですね、これは何を指すかっていうのをちょっと説明できるようにしていただければと思いますがよろしいですか。
1:10:17	部門の長谷でございますおっしゃる通りでした浮き上がりとか、沈下とかそういったところですかね、そういったところでは解析にならずとそういう計算式とかそういったアプローチもあるかと思しますのでそういったところもなるべく書けるようにちょっと記載の方検討させていただきます。以上です。
1:10:39	はい。規制庁カミデです。あと、今日の説明だと何か地盤の剛性を保守的に見込んで、入力地震動を算定するっていう話もあったしそれも、
1:10:49	大きな意味での液状化による影響評価だと思いますからそこは全体網掛けをした状態で方針として書いてもらえればいい。
1:11:00	39ページに書くようなことでないのであれば、もっと上段で書いてもいいんですけど、いずれにしても今の記載はすごい限定的な場合の有効力の話を、
1:11:13	しているだけなので、ちょっと局長すぎるので、その辺りちょっと整理をしてください。
1:11:20	はい。分限のオガセですかしこまりました。
1:11:25	はい、規制庁込それで振り返り、次在庫ですかね。
1:11:32	日本原燃の香川です。在庫 00201 についてですけども、
1:11:37	こちらの方としましてはまず別紙 1 のところで

1:11:41	地下水排水設備の方の本文のところに対象として記載して、記載してご ざいますのでこちらの方についてはちょっと削除いたします。
1:11:51	あと添付資料ですね
1:11:53	別紙4-1のところになりますけれども、こちらの方で腐食しろのとこ ろに記載がございましたがここできんか呼び込んでいて、
1:12:03	金融機関の呼び込みの記載の仕方というのがちょっと若干プアーだとい うところで、設計方針として記載しなければいけないことを、ざっくり と書いた上で、
1:12:13	なんかも変わるものではないということを書いた上で、何かを 呼び込むという方、結構で修正いたします。
1:12:20	あとは工事の方、
1:12:22	ですけれども、
1:12:23	本日瀬の方法の中で設工認、
1:12:28	氷ですとか技術基準に従ってやるといったところで、記載にちょっとば らつきがあったりですね、注記のところ標準案、曖昧なところござい ましたので、そこにつまましては修正を行っていきます。
1:12:40	あと、さらに第2回に向けてんならうかと思えますけれども、類型化の 検討を進めていきたいと思っております以上です。
1:12:53	規制庁カミデです。アボ耐震後在庫でしたが、在庫が今日の面談の話。
1:13:04	今朝の面談の話も、
1:13:07	ありつつ、どれぐらいまで反映できるか
1:13:12	基本的には
1:13:15	その主、添付書類の構成だとかですね、流れみたいのは、面談を踏まえ た形で、直ってくるのかなあと考えてたんですけど、今どんな感じでき るか。
1:13:34	日本原燃の仲村です。
1:13:37	実メンバー踏まえてそのような補正でちょっと見直していきたいと思っ ております。
1:13:44	はい。院長管理です。よろしく申し上げます。
1:13:47	で、今言われたのが、スケジュールでいうと、補正としてはもう8日っ ていうことなんで、そこに向けてってことなんで、
1:13:57	ですが、あわせてゼロゼロ資料も出てくるっていう、
1:14:03	理解で皆さんよろしいですか。
1:14:16	山根サトウですその理解で結構です。
1:14:20	はい。規制庁深見です。わかりました。ではよろしく申し上げます。

1:14:25	それでまたヒアリングっていうことなんですけど、それはそれ、できるとっていうことなんですけど、それはそれ、
1:14:35	補正でどれくらい変わるかによるんですが、一旦それは置いて、先ほど話をした耐震基準 13 もそうですけど、
1:14:47	昨日もらっている耐震地盤 01 とかですね。
1:14:52	ええ。
1:14:55	あとは、
1:14:58	代替スプリングションあと耐震建物 30 なんかも出てきてましたし、材料構造だと在庫 01 っていうのが、
1:15:08	ちょ昨日出てきてまだヒアリングできてない、最近出てきてまだ出てきて、ヒアリングできてないっていう状況なんですけど、
1:15:16	そのあたり、どうでしょうか、事業者として希望が。
1:15:21	あれば、来週でもまたセッティングしますが、
1:15:29	日本原燃の藤田です。はい。すでに提出してちょっとヒアリングやっていないものについては、事務局と調整してヒアリングをちょっと設定したいと思います。
1:15:39	ちょっと今何日というのは言えないんですが来週、はい。の後半でもセッティングできるように調整したいと思います。
1:15:48	はい。成長管理です。とりあえず金曜日ぐらいであれば先ほど 00 も出てくると言ったんでちょっと話も聞けるような気もしますから、
1:15:57	今言ったような資料をやったらどうかと。
1:16:01	います。
1:16:02	で、
1:16:04	あと在庫 01 なんですけど、
1:16:07	これって紙を直さなくてヒアリングできるのか、直さなきゃっていう状態なのかって今、担当者の方と考えてます。
1:16:20	はい日本原燃の亀田です。
1:16:24	明日排水設備のところだけちょっと回す必要があるのかなと今思っていたところでした。
1:16:31	規制庁神戸です。それであれば大した話じゃないのでわざわざ直さずに、
1:16:38	紙の話ができそうでそれはそれで、一応会で金曜日として来週柳沼清
1:16:46	あとですね在校でいうと機構に呼び込んでるものが具体何なんだっていうのがわからなくて、何かそういう補足を作って欲しいみたいな話をした記憶もあるんですけど、何か準備されてますか。

1:17:02	日本ナカムラですはい。はい。ご指摘はちょっと今、対応しております、ちょっとまだ、
1:17:11	本当に決めておりませんので、ちょっと頑張ってまとめようと思っるところです。すいません。
1:17:18	はい。規制庁深見です。
1:17:21	間に合えばいいなと思う。来週のヒアリングもやればいいなとも思いつつ、先ほどの振り返りの感じをすとなかなかその作業もっていうことだと。
1:17:32	優先順位に従って作業してもらえればということで、品質ではないので、まずは補正を押し特にその補正の
1:17:42	枠組みを、在庫の場合しっかり書かなきゃ
1:17:46	いうところがありますから、その辺まず注力していただけたらいいと思います。
1:17:54	大体それぐらいですかね、振り返り、またその今後の進め方について規制庁側から何かありますか。
1:18:08	はい、規制庁カミデ須藤特になれば、今日のヒアリング予定案件を有井です。長い時間どうもありがとうございました。
1:18:20	はい、ありがとうございました。ありがとうございました。ありがとうございました。
1:18:26	録音停止をお願いします。